

第七十一回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第十四号

昭和四十八年四月十二日(木曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 三原 朝雄君

理事 奥田 敬和君

理事 中山 正暉君

理事 大出 俊君

理事 中路 雅弘君

伊能繁次郎君

大石 千八君

竹中 修一君

旗野 進一君

三塚 博君

上原 康助君

山崎 始男君

東中 光雄君

正木 良明君

出席國務大臣

外務大臣 大平 正芳君

農林大臣 櫻内 義雄君

國務大臣 坪川 信三君

(總理府總務長官) 增原 恵吉君

(防衛庁長官) 小坂 善太郎君

(經濟企画庁長官) 角田 礼次郎君

内閣法制局第一部長 角田 礼次郎君

總理府人事局長 皆川 迪夫君

警察庁警備局長 山本 鎮彦君

官内庁次長 瓜生 順良君

防衛政務次官 箕輪 登君

防衛庁長官官房 田代 一正君

防衛庁防衛局長 久保 卓也君

防衛施設庁施設部長 平井 啓二君

經濟企画政務次官 橋口 隆君

經濟企画庁長官 高橋 英明君

官房長 鹿取 泰衛君

外務大臣官房長 吉田 健三君

外務省アジア局長 大河原良雄君

外務省アメリカ局長 高島 益郎君

外務省条約局長 小沼 勇君

農林省構造改善局長 池田 正範君

農林省食品流通局長 中野 和仁君

食糧庁長官 荒勝 巖君

水産庁長官 丸居 幹一君

運輸省船員局長 相川 孝君

警察庁刑事局長 總崎 巧君

安部保安課長 角谷 清君

外務大臣官房領事移住部長 久世 宗一君

外務省アメリカ局外務参事官 加藤 孝君

國稅庁直稅部審理課長 本田 敬信君

労働省職業安定局長 室長 敬信君

局業務指導課長 室長 敬信君

内閣委員会調査室長 敬信君

委員外の出席者

委員の異動

四月十日 辭任

鯨岡 兵輔君

四月七日 米軍小柴野油施設の撤去に関する請願(近江)

委員の異動

四月十日 辭任

鯨岡 兵輔君

四月七日 米軍小柴野油施設の撤去に関する請願(近江)

委員の異動

四月十日 辭任

鯨岡 兵輔君

四月七日 米軍小柴野油施設の撤去に関する請願(近江)

委員の異動

四月十日 辭任

鯨岡 兵輔君

四月七日 米軍小柴野油施設の撤去に関する請願(近江)

委員の異動

四月十日 辭任

鯨岡 兵輔君

四月七日 米軍小柴野油施設の撤去に関する請願(近江)

同(平田藤吉君紹介)(第二四七九号)
同(不破哲三君紹介)(第二四八〇号)
同(正森成二君紹介)(第二四八一号)
同(増本一彦君紹介)(第二四八二号)
同(松本善明君紹介)(第二四八三号)
同(三浦久君紹介)(第二四八四号)
同(三谷秀治君紹介)(第二四八五号)
同(青柳盛雄君紹介)(第二四八六号)
同(諫山博君紹介)(第二四八七号)
同(田代文久君紹介)(第二四八八号)
同(東中光雄君紹介)(第二四八九号)
同(三浦久君紹介)(第二五〇〇号)
同(山原健二郎君紹介)(第二五〇一号)
同(米原親君紹介)(第二五〇二号)
同(勝澤芳雄君紹介)(第二五〇三号)
同(兄玉末男君紹介)(第二五〇四号)
同(柴田健治君紹介)(第二五〇五号)
同(田口一男君紹介)(第二五〇六号)
同(平林剛君紹介)(第二五〇七号)
同(横路孝弘君紹介)(第二五〇八号)
同(青柳盛雄君紹介)(第二五〇九号)
同(荒木宏君紹介)(第二五一〇号)
同(諫山博君紹介)(第二五一一号)
同(石母田達君紹介)(第二五一二号)
同(梅田勝君紹介)(第二五一三号)
同(浦井洋君紹介)(第二五一四号)
同(金子満広君紹介)(第二五一五号)
同(神崎敏雄君紹介)(第二五一六号)
同(木下元二君紹介)(第二五一七号)
同(栗田翠君紹介)(第二五一八号)
同(小林政子君紹介)(第二五一九号)
同(紺野与次郎君紹介)(第二二〇〇号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二二〇一号)
同(庄司幸助君紹介)(第二二〇二号)
同(瀬崎博義君紹介)(第二二〇三号)
同(田代文久君紹介)(第二二〇四号)
同(田中美智子君紹介)(第二二〇五号)
同(多田光雄君紹介)(第二二〇六号)
同(谷口善太郎君紹介)(第二二〇七号)

同(津金佑近君紹介)(第二二一〇号)
同(津川武一君紹介)(第二二一一号)
同(寺前巖君紹介)(第二二一二号)
同(土橋一吉君紹介)(第二二一三号)
同(中川利三郎君紹介)(第二二一四号)
同(中路雅弘君紹介)(第二二一五号)
同(中島武敏君紹介)(第二二一六号)
同(野間友一君紹介)(第二二一七号)
同(林百郎君紹介)(第二二一八号)
同(東中光雄君紹介)(第二二一九号)
同(平田藤吉君紹介)(第二二二〇号)
同(不破哲三君紹介)(第二二二一号)
同(正森成二君紹介)(第二二二二号)
同(増本一彦君紹介)(第二二二三号)
同(松本善明君紹介)(第二二二四号)
同(三浦久君紹介)(第二二二五号)
同(三谷秀治君紹介)(第二二二六号)
同(村上弘君紹介)(第二二二七号)
同(山原健二郎君紹介)(第二二二八号)
同(米原親君紹介)(第二二二九号)
同(外一件(勝澤芳雄君紹介)(第二二三〇号)
同(坂本恭一君紹介)(第二二三一号)
同(外三件(柴田健治君紹介)(第二二三二号)
同(田口一男君紹介)(第二二三三号)
同(平林剛君紹介)(第二二三四号)
同(外二件(横路孝弘君紹介)(第二二三五号)
米軍小柴貯油施設の撤去に関する請願(田中昭二君紹介)(第二二四七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)
防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)
農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○三原委員長 これより会議を開きます。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案の各案を議題といたします。

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 物価に関する基本的な政策の企画立案及び推進

第三条第三号中「前号」を「前二号」に、「の外」を「のほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第四条第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三の三 物価に関する基本的な政策を企画立案し、並びに物価に関する基本的な政策に関する重要な政策及び計画について、関係行政機関の事務の総合調整を行なうこと。

第四条第十七号を次のように改める。

十七 削除

第四条第十九号中「及び第十五号」を「第十三号の三及び第十五号」に、「の外」を「のほか」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第五条中「五局」を「六局」に、「国民生活局」を「国民生活局」に改める。

物価局

第七条の二第四号を削り、同条第五号中「並びに物価」を削り、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条五号とし、同条の次に次の一条を加える。

(物価局の事務)

第七条の三 物価局においては、左の事務をつかさどる。

一 物価に関する基本的な政策の企画立案に関すること。

二 物価に関する基本的な政策に関する関係行政機関の重要な政策及び計画の総合調整に関すること。

三 長期経済計画に関する関係行政機関の重要な政策及び計画であつて、物価に関するものを実施に関する総合調整に関すること。

第十一条第二号中「推進のため必要がある」を「推進並びに物価に関する基本的な政策の企画立案及び推進のため必要があると認める」に改め、同条第三号中「長期経済計画の推進のため必要がある」を「長期経済計画及び物価に関する基本的な政策の推進のため必要があると認める」に改め、同条第四号中「長期経済計画の推進のため必要がある」を「長期経済計画及び物価に関する基本的な政策の推進のため必要があると認める」に改め、同条に次の二項を加える。

4 長官は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

5 長官は、第三項の規定により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

第十二条第一項中「二人以内」を「一人」に改める。

附則
この法律は、昭和四十八年七月一日から施行する。

理由
物価に関する総合的な施策を強力に推進するため、経済企画庁に物価局を設置するとともに経済企画庁長官の権限の強化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案

国家公務員災害補償法の一部を改正する法律

国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第九十三条から第九十五条までの規定に基づき、同法を削り、「に対する補償」を又は通勤による災害に対する補償に、「公務上の災害を」を「公務上の災害又は通勤による災害を」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(通勤の定義)

第一条の二 この法律において「通勤」とは、職員が、勤務のため、住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除くものとする。

2 職員が、前項の往復の経路を逸脱し、又は同項の往復を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の同項の往復は、同項の通勤としない。ただし、当該逸脱又は中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最小限度のものである場合は、当該逸脱又は中断の間を除き、この限りでない。

第四条第三項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、同項第三号中「責」を「責め」に改める。

第五条を次のように改める。

(損害賠償との調整等)

第五条 国が国家賠償法(昭和二十二年法律第二十号、民法(明治二十九年法律第八十九号)その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、この法律による補償を行なつたときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免れる。

2 前項の場合において、補償を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その

価額の限度において補償の義務を免れる。

第六条の見出しを削る。

第八条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第十条中「又は疾病」を「若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に、「行い」を「行ない」に改める。

第十二条中「又は」を「若しくは」に改め、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に改め、

第十三条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に改め、

同条第五項中「又は」を「若しくは」に改め、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に改め、

第十四条中「公務上の負傷」を「公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは」に改め、「身体障害」の下に「若しくは通勤による負傷、疾病若しくは身体障害」を加える。

第十五条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える。

第十七条の六第一項中「死亡」の下に「又は通勤による死亡」を加える。

第十八条中「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加え、「行」を「行なう」に、「平均給与額の六十日分に相当する」を「通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定める」に改める。

第二十一条中「又は」を「若しくは」に改め、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病に改め、

第二十二条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二十三条中「については、」の下に「これを相当する」を加え、「災害補償」を「業務上の災害に対する補償又は通勤による災害に対する保険給付」に改める。

第二十四条第一項中「行」を「行なう」に改め、「災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

第二十七条第一項中「公務上の災害」の下に「若しくは通勤による災害」を加え、「又は病院」を「又は病院」に改める。

第三十二条を次のように改める。

(戸籍に関する無料証明)

第三十二条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、実施機関の長又は補償を受けようとする者に対して、当該市(特別区を含む。)町村の条例で定めるところにより、補償を受けようとする者又は遺族の戸籍に関し、無料で証明を行なうことができる。

第三十二条の次に次の一条を加える。

(通勤による災害に係る費用の一部の負担等)

第三十二条の二 通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員(人事院規則で定める職員を除く。)は、一部負担金として、二百円をこえない範囲内で人事院規則で定める金額を国に納付しなければならない。

2 この法律により前項の職員に支払うべき補償金がある場合又は当該補償金がない場合において当該職員に支払うべき給付があるときは、実施機関又は職員の給与支給機関は、それぞれ、その支払うべき補償金又は給与から前項の金額に相当する金額を控除して、これを当該職員に代わつて国に納付することができる。

第三十三条中「災害」の下に「又は通勤による災害」を加え、「基いて」を「基ついて」に改める。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)の施行の日から施行する。ただし、第五条及び第六条の改正規定並びに第十八条の改正規定(「公務上」の下に「死亡し、又は通勤により」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の国家公務員災害補償法(他の法律において準用する場合を含む。)以下この項において「新法」という。(第八条、第十条、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第十五条、第十八条(公務上の死亡に係る葬祭補償に関

する部分を除く。)、第二十一条並びに第二十二

条の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する新法第一条第一項に規定する通勤による災害(以下「通勤災害」という。)について適用する。

(健康保険法の一部改正)

第二条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ七中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の下に、「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム)」を加える。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第三条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公務」の下に「又は通勤」を加える。

第十五条中「公務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加える。

(防衛庁職員給与法の一部改正)

第四条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「公務」の下に「又は通勤(国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。第二十二

条第一項及び第二十七条第一項において同じ。))」を加える。

第二十二條第一項中「公務」の下に「又は通勤」を加える。

第二十七條第一項中「昭和二十六年法律第二十号」を削り、「公務上の災害」の下に「又は通勤に因る災害」を加える。

(防衛庁職員給与法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の防衛庁職員給与法第二十二條第一項の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する改正後の同法第一条に規定する通勤による災害について適用する。

(日雇労働者健康保険法の一部改正)

第六條 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)」の下に「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。以下同じ。」を加え、同条第四項中「労働者災害補償保険法」の下に「国家公務員災害補償法」を加える。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條に次の一項を加える。
2 療養の給付又は療養費の支給は、同一の病氣又は負傷に関し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、行なわれない。

第六十三條に次の一項を加える。

4 埋葬料は、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る葬祭補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

第六十六條に次の一項を加える。

7 傷病手当金は、同一の傷病に関し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る休業補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

第八十一條第二項中「とする」と、同法の規定による通動による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償の開始後三年を経過するまでの間に組合員の資格を喪失し、同一の傷病につき継続してこれらの補償を受けている者にあつては「国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償の開始後三年を経過するまでの間になつた時又はなおらないがその期間を経過した時」とするに改める。

第八十三條に次の一項を加える。

7 第四項に規定する廃疾年金を受ける権利を有していた者で、同一の廃疾に関し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償を受けていたものに対する同項及び第五項の規定の適用については、第四項中「金額公務員によらない廃疾年金にあつては、俸給十二分を加算した金額」とあるのは「金額」と、第五項中「公務員によらない廃疾年金に係る場合にあつては、俸給十二分に分達するまでの金額に」については「廃疾一時金と、その残額については退職一時金と、公務員による廃疾年金に係る場合にあつては、退職一時金と、それぞれ」とあるのは「退職一時金」とする。

第八十六條の見出し中「公務員による」を削り、同条の次に次の一條を加える。

第八十六條の二 組合員期間が十年をこえる者に支給する公務員によらない廃疾年金は、同一の廃疾に関し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る障害補償年金又はこれに相当する補償が支給されることとなつたときは、これらが支給される間、次の各号に掲げる者の区分により、その額のうち、その算定の基礎となつた俸給年額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額の支給を停止する。

一 組合員期間が二十年未満である者 組合員期間が十年をこえる年数一年につき百分の一

二 組合員期間が二十年以上である者 百分の十

2 公務員によらない廃疾年金で、前項の規定によりその額のうち一部の金額の支給が停止されているものの額は、その額が、当該公務員によらない廃疾が公務員によるものであるとしたならば当該廃疾について支給されるべき公務員による廃疾年金の額をこえるときは、当該廃疾年金の額に相当する額とする。

第八十七條に次の一項を加える。

4 廃疾一時金は、同一の廃疾に関し、国家公務員災害補償法の規定による通動による災害に係る障害補償又はこれに相当する補償が行なわれるときは、支給しない。

第二百二十條第一項中「公務員の下に」若しくは「国家公務員災害補償法に規定する通動若しくはこれに相当する通動」を加える。

第二百二十一條第一項中「公務員の下に」若しくは「国家公務員災害補償法に規定する通動若しくはこれに相当する通動」を加え、同条第二項中「公務員の下に」又は「国家公務員災害補償法に規定する通動若しくはこれに相当する通動」を加える。

附則第十三條の六第一項中「として」と、第八十六條の二第一項中「組合員期間」とあるのは「監視等であつた期間」と、「俸給年額」とあるのは「附則第十三條の二第二項に規定する監視等の俸給年額」として改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置)
第八條 前條の規定による改正後の国家公務員共済組合法第二百二十條及び第二百二十一條の規定は、この法律の施行の日以後に発生した事故に起因する通動災害又はこれに相当する通動による災害について適用する。

る災害について適用する。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第九條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條中「並びに第七十二條第二項及び第三項を」と、第六十條第二項、第六十三條第四項、第六十六條第七項、第七十二條第二項及び第三項、第八十一條第二項中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)」の規定による通動による災害に係る療養補償又はこれに相当する補償を受けている者に関する部分、第八十三條第七項、第八十六條の二並びに第八十七條第四項に改める。

(裁判官の災害補償に関する法律の一部改正)
第十條 裁判官の災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「災害」の下に「又は通動による災害」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第十一條 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項の表中第四十四條(見出しを含む)の項の次に次のように加える。

第五十五條の二	
地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第二百一十一号)	国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第九十一号)
第二條第二項	
地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第二百一十一号)	国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第九十一号)
第八十六條第二項	
地方公務員災害補償法	国家公務員災害補償法 (昭和二十六年法律第九十一号)

第四百四十二條第二項の表上欄中「第八十八條第四項及び第五項」を削り、同表中

第八十六條第二項 第九十二條の二		地方公務員災害補償法	国家公務員災害補償法
第八十八條第四項及び第 五項		地方公務員災害補償法 給料	国家公務員災害補償法 俸給

改め、同表上欄中「第九十一條」を「第九十一條
第九十一條」に改める。

の二第一項」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律
の一部改正)

第十二条 国家公務員災害補償法の一部を改正す
る法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を
次のように改正する。

附則第六條第一項中「公務上」の下に「死亡し、
又は通勤により」を加え、同条第三項中「昭和四
十七年法律第七十九号」を「昭和四十八年法律
第七十九号」に改める。

(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員
の処遇等に関する法律の一部改正)

第十三条 国際機関等に派遣される一般職の国家
公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法
律第十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第二項及び第三項中「業務上の災害」の
下に「又は通勤による災害」を加える。

第七條第二項中「第八十一條第二項、第八十六
條若しくは第九十二條」及び「第八十六條第二
項、第九十一條若しくは第九十七條」を削り、「業
務上の災害」の下に「又は通勤による災害」を加
え、「療養補償又は障害補償年金若しくは遺族補
償年金の支給」を「補償」に、「当該療養補償、障
害補償年金又は遺族補償年金」を「同法の規定に
よる補償」に改める。

(昭和四十二年以後における国家公務員共済
組合等からの年金の額の改定に関する法律等の
一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 昭和四十二年以後における国家公務
員共済組合等からの年金の額の改定に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律

第一類第一号 内閣委員会議案第十四号 昭和四十八年四月十二日

に

第 号)の一部を次のように改正する。

附則第四條に次の一項を加える。

4 前項の規定によりなおその効力を有するこ
ととされる改正前の法第九十三條の規定によ
る遺族一時金は、国家公務員災害補償法(昭和
二十六年法律第九十一号)の規定による通
勤による災害に係る遺族補償又はこれに相当
する補償が行なわれるときは、支給しない。
(昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律の一部改正)

第十五条 昭和四十二年以後における地方公務
員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法
律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律

第 号)の一部を次のように改正する。
附則第三條第四項中「相当する給付」の下に
「(地方公務員等共済組合法第四十二條第一項
の規定により同法の適用を受ける国家公務員に
あつては、国家公務員災害補償法(昭和二十六年
法律第九十一号)の規定による通勤による災
害に係る遺族補償)を加える。

理由
最近における通勤による災害の発生状況及び通
勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、通
勤による災害を受けた職員及びその遺族に対し、
公務上の災害に準じた補償を行なう等の必要があ
る。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部
を改正する法律

防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和四十
一年法律第三十五号)の一部を次のように改正
する。

第三條の次に次の一條を加える。

(住宅の防音工事の助成)

第三條の二 国は、政令で定めるところにより自
衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひんぱんな実施
により生ずる音響に起因する障害が著しいと認
めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設の周辺
の区域に当該指定の際現に所在する住宅(人の
居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。
以下この条において同じ。)について、その所有
者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有
する者がその障害を防止し、又は軽減するため
必要な工事を行なうときは、その工事に關し助
成の措置をとるものとする。

第十五條中「第三條第二項」の下に「及び第三條
の二」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月をこえ
ない範囲内において政令で定める日から施行す
る。

理由
防衛施設周辺の自衛隊等の航空機の離陸、着陸
等のひんぱんな実施により生ずる音響に起因する障
害の実態にかんがみ、住宅の防音工事に関する助
成について定める必要がある。これが、この法律
案を提出する理由である。

○三原委員長 順次、趣旨の説明を求めます。小
坂経済企画庁長官。

○小坂国務大臣 ただいま議題となりました経済
企画庁設置法の一部を改正する法律案につきまし
て、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上
げます。

物価問題は、国民の最大の関心事であり、日本
経済が当面している最も重要な課題の一つであり
ます。また、今後社会保険の拡充や生活環境の整
備、豊かな地域社会の建設等による福祉指向型の
経済社会の実現が強く望まれておりますが、物価
の安定は、そのために、欠くことのできない前
提条件であります。以上にかんがみると、物価
に関する総合的な施策を「一そう強力に推進するこ
とが今日特に必要であります。

この法律案は、このような観点から、経済企画
庁において物価行政を強力に推進するため、物価
局を新設するなど所要の機構・権限の整備、強化
をはからうとするものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一は、物価局を設けることとあります。
現在、物価対策は関係各省庁においてそれぞれ
の所管行政の一環として進められており、経済企
画庁は、それらの関連行政を物価政策の観点から
総合調整するとともに、物価に関する基本的な政
策を企画立案する機能を国民生活局において果た
してありますが、現下の物価事情に対応して物価
政策を的確かつ強力に推進するため新たに物価局
を設置し、国民生活局から物価に関する事務を分
離、所掌させようとするものであります。

第二は、物価に関する基本的な政策の企画立案
及び推進に關連しての経済企画庁長官の権限等に
ついての改正であります。

すなわち、経済企画庁の任務に物価に関する基
本的な政策の企画立案及び推進を明記するととも
に、必要があるときは、経済企画庁長官は、関係
行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、
また物価に関する基本的な政策に関する当該行政
機関の重要な政策及び計画の立案について勧告を
することができるといたしております。経済企
画庁長官は、この勧告をした場合には、関係行政
機関の長に対し当該勧告に基づいてとった措置
の報告を求めるとともに、内閣総理大臣に対し内
閣法に基づく必要な措置がとられるよう意見具申
をすることができるといたしました。

なお、これらの改正とあわせて、審議官の定数を二人から一人に減ずるなど所要の改正を行なっております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○三原委員長 坪川総理府総務長官。

○坪川国務大臣 たいま議題となりました国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年三月一日、人事院から国家公務員法第二十三条の規定に基づき、国会及び内閣に対して、最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との間の密接な関連性等にかんがみ、職員が通勤による災害を受けた場合には、公務上の災害を受けた場合に準じた補償を行なう等の必要がある旨の意見の申し出がありました。政府としましては、その内容を検討した結果、この意見の申し出のとおり国家公務員災害補償法の一部を改正する必要があると認め、この法律案を提出した次第であります。

次に、その内容について概要を御説明申し上げます。

まず第一は、従来の公務上の災害に加えて、通勤による災害についても補償等を行なうことができるように、この法律の目的を改正することとしております。

第二は、補償等の対象とする通勤の範囲についてであります。すなわち、この法律案において通勤とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうものとしておりますが、職員がその往復の経路を逸脱したり、往復を中断した場合には、その逸脱または中断の間及びその後の往復は、この法律案にいう通勤とはしないこととしております。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入など日常生活に必要な行為をやむを得な

い事由により行なうための最小限度のものである場合には、その逸脱または中断の間を除き、その後の往復は通勤として認めることとしております。

第三は、通勤による災害にかかる補償等の種類、支給事由及び内容についてであります。これらについては、公務上の災害にかかるものに準ずることとしております。

第四は、費用の負担についてであります。通勤による災害にかかる療養補償を受ける職員は、初回の療養に際し、二百円の範囲内で人事院規則で定める金額を国に納付することとしております。

第五は、他の法令による給付との調整についてであります。通勤による災害に対し、療養補償、休業補償または葬祭補償が行なわれる場合には、国家公務員共済組合法、健康保険法等によるこれらの補償が行なわれる場合において、年金たる給付との調整を行なう等、他の公的給付との間における必要な調整を行なうこととしております。

第六は、葬祭補償について、その額を通常葬祭に要する費用を考慮して人事院規則で定めることとするほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

以上のほか、特別職の職員等についても同様に通勤による災害にかかる補償等を行なうため、附則において、特別職の職員の給与に関する法律等を改正することとしております。

なお、施行期日等については、通勤による災害に改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用することとし、その他の規定はこの法律の公布の日から施行することとしております。

以上、この法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

さいますようお願い申し上げます。

○三原委員長 増原防衛庁長官。

○増原国務大臣 防衛施設周辺の整備等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

自衛隊及び駐留米軍の行為等に起因する各種の障害の防止、軽減等につきましては、昭和四十一年に制定されました防衛施設周辺の整備等に関する法律に基づき必要な助成等の措置を講じているところでございますが、関係住民の生活の安定及び福祉の向上のため、これらの施策をさらに充実する必要があると考え、ここにこの法案を提案いたしますこととしたのであります。

この法律案の内容について御説明申し上げますと、国は、自衛隊等の航空機の離着陸等のひんぱんな実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛施設庁長官が指定する防衛施設周辺の区域に当該指定の障壁に所在する住宅について、その所有者等がその障害の防止等のため必要な防音工事を行なうときは、その工事に關し助成の措置をとるものとしたこと等であります。

以上、法律案の提案の理由及び内容を御説明いたしますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○三原委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○三原委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 大臣にお伺いをしたいのですが、きのうは食糧法違反ということで丸紅の本社が捜索を受けるということがございました。農林省自身の告発によるものでして、大量のモチ米などを操作をしていたという疑いが持たれているわけでありまして、また、その丸紅の責任者を含めまして、同じく昨日、代表的な商社の責任者たちが本院に

参考人として呼ばれてまして、各党の追及を受けるということがございました。しかも、そのかわりとところは、米であり、木材であり、魚であり、大豆であり、あるいはまた農地の転用などを含めた土地の問題だ、こういうことになりまして、そのいずれもが農林大臣の所管にかかるところだと思っております。行政の責任者としてどういふふうに考えているのか、まずその所感を伺いたいと思います。

○櫻内国務大臣 過剰流動性に伴った買い占めあるいは投機というような、いまわしい行為が頻発をいたしましたことはまことに遺憾しく存するわけであります。農林省といたしましては、ただいまおあげになりましたそれぞれの種目に対応いたしまして、各種の措置を講じてまいりました。ありますが、おむね投機等の状況が鎮静化してまいっていると思っております。

現在、モチ米のように、司法当局の手にゆだねたような問題がございますが、この種の問題につきましては、司法当局によって事態が明らかにされましますならば、それに應じて食糧法に基づいていろいろな措置は講じてまいりたいと思っております。ございますが、私としては、今回の事態を省みまして、今後この種の行為によりまして国民に御迷惑のかからぬよう、農林省としてのでき得る限りの対策を講じてまいりたい、このように基本的には考えておる次第でございます。

○木原委員 この問題点について、司直の手が入った段階だ、こうおっしゃるわけですが、たとえモチ米の買い占め、投機的な操作が行なわれた。食糧法の行政の元締めとして行政上の責任というのではないのですか。

○櫻内国務大臣 これは食糧法違反の疑いがある、こう見て告発をいたしましたのでありますから、それはそれといたしまして、しからば行政当局の手落ちがあったか、なかったかということにつきましては、これはなかなかとはいえないと思っております。ただ、しばしばお答えを申し上げておりますように、需給の非常に緩和された事態の中から起きた

問題でございます。そして最近における国際的な食糧の逼迫から起きて、またモチ米自体の昨年度の下期以降の需給の逼迫ということが反映して起きた問題でございますので、私が当初考えましたのは、食糧法の違反で当然追及をいたさなければなりません。また、それによって現に起きておるモチ米の非常な暴騰というものの拍車をかけるような事態を憂慮しなければならぬ。非常にその辺のところも苦心したところがあるわけでございします。しかし、このような事態を招いたということにつきましては、農林省内部の監督などに不行き届きな点があったと存するのでございまして、この辺につきましましては、省内でよく検討いたし、それぞれこのような事態のないようにこれからの行為を戒めてまいりたい、このように思っております。

○木原委員 世論の中にも、商社等が買い占め、投機に走る、確かにけしからぬことですけれども、行政上、政治上の責任というのは一体何だということばしい批判があるわけでありまして、特に、問題になりましたモチ米などの投機に流れやすいということとは、多少ともこの種の仕事に携わっておる者につきましましては、ある意味では常識なんですから、ところが、実際に農林省が告発した分野だけについて、あるいはそのほか逐次明らかになりつつある点からいたしましても、かなり大量のものが動かされているわけですね。監督というものは一体どういう形で行なわれていたのか、あらためて疑問を感じざるを得ないのです。需給の緩和のやりからでもありというおことばがございましたけれども、それにいたしましても法の基準というものはあるわけですね。告発にいたしましたけれども、何か受け身の形ですね。食糧法というのについて、国民の食糧を安定的に供給するという行政当局のあり方としては、もうはなはだ疑問にたえないわけなんです。省内で検討をしてこれからの、ということばございましたけれども、その辺の責任についてだけはひとつ明確にしてみたいと思っております。いかがですか。

○櫻内国務大臣 食糧の生産の状況を考えていきます場合に、現に余り米があるということは、需給の上から見られるわけでありまして、それが未検査米としてあって、その未検査米がモチ米の自主流通米としての扱いの中で買ひあさられた、こういう事態であります。本来そういう余り米は、これは自主流通米と同じように扱ふよう倉石農林大臣当時に取りきめをしたのでありますから、そういうようなルートに乗るべきであつたと思うのであります。それが未検査米として、自由米として流れたということでございますから、食糧事務所の末端においての監督が十分でなかつた、こういうふうに見られますので、今回の経験に基づきまして、今後そのような事態が起きないように適切な指導をしてまいりたい、こういうふうに思ひます。

○木原委員 商社等がいわゆる米に手を出し始めたのは、ほんのここ数年のことですね。しかも私どもは、御承知のように、いわゆる自主流通米の制度、食糧法がなすに緩和をされていく、こういう事態の中で、口をすっぱくして、事は国民の主食にかかわる問題なんだ、だからもしこれをくずしていけば必ず米が投機の対象になるだろう、こういうことは野党はほとんど、ニュアンスの違ひはありましても、少なくとも口をすっぱくして言ってきたことなんですね。ところが不幸にして、もう何年も経ないうちに早くもこういうことが行なわれた。しかも商社等のやり口を見ますと、今度のことは入り口で問題が押えられた。将来にわたつて食糧法がおそらく廃止をされて自由化されていくだろうという予見のもとに、その布石のために動いたという形跡さもあるのです。そうしますと、行政の中で米に対する食糧法上の対策が緩和をされていくのに符節を合せて、すでに商社が米の市場支配に乗り出してきたんだ、こういうふうな考えざるを得ない側面があると思うのです。食糧法の問題についてはこれからどうするつもりですか。

○櫻内国務大臣 私は就任以来、この食糧法の問題については繰り返し申し上げておるところでございます。食糧法についての研究をいたしておりますが、またその研究の中には、運営上取り上げていかなければならないものがあるようにも思います。けれども、ちょうど私の就任と同時に、国際的な食糧の逼迫という事態がございましたので、いま食糧法を改正するということになれば、それに伴つて起る問題のほうが大きい。せつかく研究、検討はしてもらつておるけれども、私としては、食糧法は改正をいたさないということをもう就任直後から申し上げておるわけでございします。また、今回の事態にかんがみまして、自主流通米の制度も、これは御承知のように、間接的に米の統制をいたしておるものでありまして、これが正規のルートで扱われておる限りにおきましては問題はないのでございしますから、私としては問題は、食糧法をいじらない、それからいまの制度をちゃんとやつていく、こういうことでこれから対応してまいりたいということをししばし申し上げておるわけであります。

○木原委員 米という問題についての、あるいは主食確保ということについての農政上の位置づけというの、はなはだあいまいであつた。確かに米が過剰になつた。過剰になつたから減反政策も――まあ、あまりさかのぼつては申しませんが、けれども、少なくとも、われわれから見ても、現場当たり農政というものが続いてきた。その中で食糧制度もゆさぶられてきた。いろいろな事情があるわけですが、一つには農政の基本がゆらいでいた。特に日本の農政の中心に米があるのは久しい問題ですけれども、米という問題について、今度はどうやら食糧事情が逼迫をしてきた、きのうまでは余剰米をかかえて四苦八苦した、ところが今度はどうも形勢が悪くなつてきたというように、右往左往ですね。しかも大臣御承知のように、農業、農家なんというものは、毎年のその日暮らしではやっていけない仕事なんです。やはり長期に米なら米についての位置づけを行ない、食糧という観点からも、農政の基本というものをきちんと打ち立てていって、その中で、たとえば食糧の制度をどうする、こういうふうな刻んでいかなければならないのですが、今度の問題は、そういう意味では農政の根本的なあり方についても問われている、こういうふうには私は考えるわけなんです。

○木原委員 問題は米だけではなく、今度のことにいって見ましても、たとえば買い占め等に協力をした民間の食糧会社、その中には、残念ながらかつて農林省に職を奉じた人たちがいわゆる天下りで入つておるというようなことを考えますと、そう言つては悪いのですが、何か行政上の乱れ、それからまた市場支配を目ざす企業の動き、両方相まって米を食いものにした。もともとは食糧の施策が乱れ、そこに投機の道を開いていく、そういう側面があつたのじゃないかと思うのです。やはり責任の所在を明らかにするということの中に、そういう問題についてきびしく追及をしてもらいたいと思ふのです。そして、米の位置づけ、農政の根本の立て直し、こういうことについてぜひひとつ勇断をふるつてもらいたいと思ふのですが、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 お話の御趣旨、よくわかりました。私はただいまのお話のような心づもりです。この米の問題に対処をしてみたい。また、農政にいたしましても、及ばずながらこの機会に、農民の民営に生産意欲を大いに持つていただく、この大切な国民の食糧の安定供給のための一翼をなつて努力をしていただこうということ、誠心誠意事に当たつておる次第でございます。が、ただいまのお話により、さらに一そうその決意を新たにしたまいりたい、こう思ひます。

○木原委員 問題は米だけではなく、世に上るいろいろな指弾を受けておる問題には、先ほども申し上げましたように、木材の問題があり、あるいは魚の問題があり、えさの問題もある。その流通過程はこれまたはなはだ不安定でございますか、そう

いう状況が見受けられるわけなんです。今度の現象としてあらわれまして問題を通過して考えましても、どうも流通関係というの不安定だ、それをただ商社のモラルに期待をするというだけでは、言うまでもなくいへん不十分だと思うのです。モラルなんというもので、精神的なことだけで解決される問題ではない。どちらかといえば商社マンというものは、それぞれ経済の法則というものもある、あるいは大きな資本の論理といううなものがある、ある意味で当然なわけですね。しかも大きな資本力をかかえる商社等がこの不安定な流通過程の中に介入してきた、そうしたときには、これはもうモラルを持っていうほうが無理なんです。それならば、流通の過程の中にきちんとしたルールを定めていく。必要なのはルールなんです、あるいは政策だ、こういうことになるのですが、流通という側面についてこれからの、抽象的な話になりまして恐縮ですが、改善の御決意なりお考えの方なりを初めに伺っておきたいと思うのですが、いかがですか。

○櫻内閣内務大臣 何事にもルールというものは必要だと思います。特に、国民の食糧を扱う、あるいは生活必需品を扱うという上におきましては、そういう基本が正しく行なわれていなければならぬと思うのであります。農林省といましては、米については食糧法、生糸についてはまたそれに応ずる法律がございます。この法律に依じての措置は措置でございますが、また行政の面から姿勢を正していける面もございまして、それらをあわせて行ないますとともに、ただいまお願いをしておる買い占め、売り惜しみ等に対する緊急措置法をまた生かしながら、流通面におけるルールの確立については一その努力をしてまいりたいと思っております。

○本原委員 農林省は、前回の設置法の大改正にあたりまして、消費・流通にウェイトを置いた行政に進んでいくのだ、こういうことでございまして。その席で当時の農林大臣の赤城さんが私に言った。私はそういう方向はよからうと言った覚えがあるわけでありまして。そしてそれから一年たちまして、何のために一体機構改革をやったのか。消費・流通の方面にウェイトを置いてひとつ国民に喜ばれる農林省になっていきたい、こういうお話があったのですが、一年たちましてこういう問題が起つてまいりますと、そういうためにやっただけ機構改革なんというものは一体何だったのか、あらためて疑問を感じざるを得ない。ですから、私はきょうお見えなら、米は大臣からお話がありましたけれども、大豆にいたしまして、木材にいたしまして、魚にいたしまして、生糸にいたしまして、今日、問題にされているような問題を引き起こした各部署の責任者のそれぞれ決意でも聞かなければ、設置法の審議に入れないような気がするわけなんです。過去一年間、農林省としてはかなり大幅な機構改革をやった。そして新しい決意のもとに、それぞれの部署に局長さんをはじめ責任者がついた。そして世上農林省にかかわるさまざまな問題が流通・消費に関連をして提起されておる、こういう事態の中で、大臣の姿勢もさることながら、一体各部署の責任者は何をしていたのか、こう申し上げたいのですが、どなたか、こういうことでございましてという弁明があれば聞きたいのですが、いかがですか。

えがあるわけでありまして。そしてそれから一年たちまして、何のために一体機構改革をやったのか。消費・流通の方面にウェイトを置いてひとつ国民に喜ばれる農林省になっていきたい、こういうお話があったのですが、一年たちましてこういう問題が起つてまいりますと、そういうためにやっただけ機構改革なんというものは一体何だったのか、あらためて疑問を感じざるを得ない。ですから、私はきょうお見えなら、米は大臣からお話がありましたけれども、大豆にいたしまして、木材にいたしまして、魚にいたしまして、生糸にいたしまして、今日、問題にされているような問題を引き起こした各部署の責任者のそれぞれ決意でも聞かなければ、設置法の審議に入れないような気がするわけなんです。過去一年間、農林省としてはかなり大幅な機構改革をやった。そして新しい決意のもとに、それぞれの部署に局長さんをはじめ責任者がついた。そして世上農林省にかかわるさまざまな問題が流通・消費に関連をして提起されておる、こういう事態の中で、大臣の姿勢もさることながら、一体各部署の責任者は何をしていたのか、こう申し上げたいのですが、どなたか、こういうことでございましてという弁明があれば聞きたいのですが、いかがですか。

○櫻内閣内務大臣 せっかくお願いをした農林省設置法の改正というものが効果をあげていないというきびしい御批判でございます。それは私をはじめ各責任者が謙虚に聞かなければならないところだと思っております。実は私が就任をいたしました、最初に農林省の機構改革のことについて聞きました。それはいまはつきり記憶しておらないのですが、たしか、人事の発令、具体的な機構の改革の発足は十二月六日でございます。そこで私が二十三日ですから、ちょうど選挙中に機構改革が行なわれ、そして選挙後の第二次田中内閣の組閣ということになりました。そして私は、いまの機構の改革が一番最初に非常に関心があった、これはどういふことかというところで、いまちょうど御質問のようなことで、今回は農林省としては重点が流通面を非常に尊重して局がかわったという説明を聞いたわけでございまして。これは弁解ではございませんが、そういう機構の改革直後に私の就任ということとございまして、また同時に、そのころ予算の編成あるいは国会というところで、実はせっかくお願いした機構の改革もまだ地についておらないというくらいがあると思っております。そういうところからたまたまおしかりを受けておりますが、私としては、今後せっかくこの機構改革を十分生かすようにとめたいと思っておりますし、また責任者に対してはまたいまの御趣旨をよく徹底していきたい、こう考えます。

○本原委員 いま審議の対象になっておる水産庁の機構改革、これについても私は同じことがいえると思うのです。水産庁としては諸般の情勢の変化に対して効率的な行政をやつていくんだ、こういう御趣旨で、久しぶりの水産庁内部の部局の改正についての提案がなされておるわけなんです。しかし、国民の立場から見ましたら、納税者の立場からしましたら、行政が能率をあげてやってくれるのならそれはけっこうだろう、しかしそれをやって、ではたとえば魚の値段が一段でも安く安定的に国民の食せんに乗せることができるのかどうか、これが聞きたいところだと思つて、それから、水産庁の機構改革も、私ども、皆さん方の御決意があればとやかく言う筋合いの問題ではないと考えているのですが、これからの問題として、水産庁のかなり大幅な、久しぶりの内部の機構改革が行なわれる、これをやれば一円でも安く魚が国民の食せんに乗せることができるのかどうか、あらかじめ皆さんの決意を伺つてからでないかと申身に入れないと思うのですが、いかがですか。

○荒勝政府委員 今回、水産庁の大幅な機構改革をお願いしているわけでありますが、この法案の趣旨につきましては、先ほど大臣から、先般、提案理由の御説明を申し上げましたとおり、まず国内におきましては、魚類の環境の改善を行なつて

○本原委員 農林省は、前回の設置法の大改正にあたりまして、消費・流通にウェイトを置いた行政に進んでいくのだ、こういうことでございまして。その席で当時の農林大臣の赤城さんが私に言った。私はそういう方向はよからうと言った覚えがあるわけでありまして。そしてそれから一年たちまして、何のために一体機構改革をやったのか。消費・流通の方面にウェイトを置いてひとつ国民に喜ばれる農林省になっていきたい、こういうお話があったのですが、一年たちましてこういう問題が起つてまいりますと、そういうためにやっただけ機構改革なんというものは一体何だったのか、あらためて疑問を感じざるを得ない。ですから、私はきょうお見えなら、米は大臣からお話がありましたけれども、大豆にいたしまして、木材にいたしまして、魚にいたしまして、生糸にいたしまして、今日、問題にされているような問題を引き起こした各部署の責任者のそれぞれ決意でも聞かなければ、設置法の審議に入れないような気がするわけなんです。過去一年間、農林省としてはかなり大幅な機構改革をやった。そして新しい決意のもとに、それぞれの部署に局長さんをはじめ責任者がついた。そして世上農林省にかかわるさまざまな問題が流通・消費に関連をして提起されておる、こういう事態の中で、大臣の姿勢もさることながら、一体各部署の責任者は何をしていたのか、こう申し上げたいのですが、どなたか、こういうことでございましてという弁明があれば聞きたいのですが、いかがですか。

○櫻内閣内務大臣 せっかくお願いをした農林省設置法の改正というものが効果をあげていないというきびしい御批判でございます。それは私をはじめ各責任者が謙虚に聞かなければならないところだと思っております。実は私が就任をいたしました、最初に農林省の機構改革のことについて聞きました。それはいまはつきり記憶しておらないのですが、たしか、人事の発令、具体的な機構の改革の発足は十二月六日でございます。そこで私が二十三日ですから、ちょうど選挙中に機構改革が行なわれ、そして選挙後の第二次田中内閣の組閣ということになりました。そして私は、いまの機構の改革が一番最初に非常に関心があった、これはどういふことかというところで、いまちょうど御質問のようなことで、今回は農林省としては重点が流通面を非常に尊重して局がかわったという説明を聞いたわけでございまして。これは弁解ではございませんが、そういう機構の改革直後に私の就任ということとございまして、また同時に、そのころ予算の編成あるいは国会というところで、実はせっかくお願いした機構の改革もまだ地についておらないというくらいがあると思っております。そういうところからたまたまおしかりを受けておりますが、私としては、今後せっかくこの機構改革を十分生かすようにとめたいと思っておりますし、また責任者に対してはまたいまの御趣旨をよく徹底していきたい、こう考えます。

○荒勝政府委員 今回、水産庁の大幅な機構改革をお願いしているわけでありますが、この法案の趣旨につきましては、先ほど大臣から、先般、提案理由の御説明を申し上げましたとおり、まず国内におきましては、魚類の環境の改善を行なつて安定的な生産を確保したいということと、海外におきましては、世界的な漁業につきまわりの専管区域の拡大というふうな動きに対しまして、何らかの形で日本の漁場を確保いたしてまいりたいというのが本来の趣旨でございます。その中にありまして、水産物に對します国内の需要はやはり依然として非常に顕著でございまして、約一千万トン近い水産物に対する需要がある。さらに向こう五年ほどの間に千三百万トン前後の需要があるのではありませんか、こういうふうな考えでおります。これは現在、国民の動物たん白資源の約五二%の摂取を必要とするという考え方なり、そういう実態を踏まえておるわけでありまして、われわれといたしましては、あらゆる努力を払いまして安定的に漁獲量の拡大をはかってまいりたい。そうすることによって国民の必要とする水産物の確保ができるのではないかと。そういう形になりますと、需給が非常に逼迫しますと、あるいは暴騰することにもなきにしもあらずということで、まず生産の安定的な拡大あるいは確保ということを大前提にいたしまして、それらに伴いまして、さらに流通面あるいは消費面の安定的な拡大というふうな形で消費者に十分対応してまいりたいという形で、消費・流通につきましても十分今後努力してまいりたい、こういうふうな考えでいる次第でございます。

○本原委員 もちろん水産行政の問題は単純ではございません。長官が述べたようになりました、生産の分野あるいは漁獲量の減少、あるいは流通過程の中のさまざまな問題がある。ただ、一人一人の国民にとりましては、何のために役所が存在をしているのかといえ、ともかく安い魚、いい魚が安定的に供給されること、そのことに尽きるところでございます。専門ばかりということばかりは、行政の分野の中でも一番の根本は何かという、特にこういう現状ですから、世上さまざまな問題が出ておる時期ですから、やはり、行政の最終の末端に落ちついていく問題は何かとい

うことだけは、きちんとひとつ押えてやってもらいたいと思うのです。その部分部分をとれば、その分野にそれぞれの問題があります。行政はその中にさまざまな形で介入をしていく問題もありましよう。しかし行政全体としては、落ちついていく先は、ともかくいい魚を豊富に安く提供するということに尽きると思うのです。行政の姿勢がどうか生産者のサイドに片寄ったり、あるいはまた、その過程の中にあるさまざまな力関係の中に片寄っていく分野、複雑にあると思うのです。しかし、一番の行政の原則は何かということだけは、特にこういう際ですから、きちんとひとつ踏まえてやってもらいたい。それが私どもがこの問題を審議するにあたっての大前提だ、こういうことを申し上げておきたいと思うのです。

そこで、少しばかり水産のことについてこれからお伺いしたいと思います。先般のこの委員会におきまして、いわゆる一船買いの問題が同僚の委員によって出されました。これはほかの委員会等においても二、三問題が提起されたところなんです。いわゆる一船買いは、行政的には結論はどうするつもりですか。

○荒勝政府委員 マグロの一船買いにつきましては、これは多少経緯と申しますか、歴史がございまして、昭和四十四年ごろから、大型仲買人、あるいは輸出用の原材料としてのマグロを取り扱っている一部の商社の方々から、こういった一船買いの動きが始まったようでございます。これにつきまして、私たちのほうといたしましては、マグロの冷凍技術が非常に高度に発達した、四十年代前後の超低温の冷凍技術の確立というようなこともありまして、品質の管理上非常によくなったというところが、その出発点ではなからうかと思ひますが、こういったことがいままでは、むしろそんなに消費者なりあるいは国民経済に重大な悪影響を及ぼしているものとは私たちは見ていなかったわけでございます。

と申しますのは、こういった輸出用の原材料を中心として始まったものですから、当然港に揚げ

る、そのままストリートに工場へ持ち込んで加工され、あるいは冷凍マグロをまたそのままアメリカへ再輸出するというふうな形でございましたし、また一般の消費者用のなまでおさしにするようなマグロにつきましては、一匹一匹やはり品質のチェックをしないと、大量の売買では品質上何らかの支障があるということで、あまり大量の売買はできないというふうな聞かされておりましたし、そういう状況にございましたので、われわれとしましては、こういったことはだんだんある部分においては是認しておたといいますが、むしろある面では、生産者のサイドからいいますと価格の不安定がないということで、ある程度陸上と沖合いとの間にあらかじめ適正な価格で価格の取りきめが行なわれて、一船ごとにそのまま取引されたということで、生産者のほうも、あるいは消費サイドのほうも、価格の安定という面では、どちらかというところ歓迎しておられるような風潮もありましたし、したがって、われわれといたしまして、それについては是認というか、むしろ今後そういった方向に進むのではなからうか、こういうふうに見ておたわけでございます。

しかしながら、ここへ来まして、やはりそれが買い占めというふうな方向に万が一動かならば、われわれといたしましては重大な関心を持たざるを得ないというふうな思っているわけでありまして、幸いにいたしまして、こういう生鮮食料品であるという関係もございまして、われわれも今回相当調査をいたしましたけれども、買い占めて売相惜しみをしているというふうなかつこのところまではまだ発展していない。新しく何らかの動きが出てくると、したがって正常なルートにこれを持っていくかなければならない、こういうふうに私たち考えておるわけでございます。(長官、甘いぞ)と呼ぶ者あり)特に、主として仲買人の方々の間でも、大型の仲買人の方が、あるいは市場の中でも大量に買い取られる「一船買い」をされておられるという傾向もございまして、仲買人の資金力の不足といいますが、大きい仲買人

と小さい仲買人との間に格差が出てきているということにむしる問題として注目をいたしておりました。今後、仲買人の方々が資金力が豊かになって、みんな各仲買人が対等の立場で取引ができるようにすれば、こういった流通経路はある程度確保されるのではなからうかということで、そういう方向でただいま検討させていただいておる、こういうふうな御理解願いたいと思ひます。

○木原委員 少し考え方が甘いんじゃないかという同僚委員からの発言があるわけなんです。どうも一船買いについては、価格も安定をすることだし、生産者も喜ぶことだし、いいんじゃないかといひ、生産者の方向で来ていた、こういうお話がございました。しかし、買い占めかどうかということの判定については、これはいつも微妙な問題があると思うのです。ただ明らかな事実がたくさん出ているわけですね。可能性としてもいろいろ危険な問題が存在をする。

たとえばマグロについて価格の安定ということをおっしゃいましたけれども、しかし、ここ半年くらいの価格の動きを見ておりましたも、高値安定ですね。安くなつていない。これは需給という問題がバックにあるかも知れません。しかし、あとで申し述べたいと思ひますけれども、一船買いをやるといふような形のやや大きな資本力、その背景の中には、もつと大きな資本力、こういうものが市場の中に介入をしてきた、その力は結果において買い占めをやるような方向に働かざるを得ない、こういう問題として一船買いの問題がある。また出てきておるわけですね。ですから、いま零細な仲買人の人たちはマグロを買い占めることができない、品薄になつてきている、こういう状態が起つたから一船買いの問題がにわかにはクローズアップされてきているわけですね。しかも実際には、二、三報道されたところによりまして、ともかく冷蔵庫にかなり大量のものを入れている、それで市場には魚がない、当然価格は高値に目ざしていき、こういう状態が現実には続いているわけですね。そういう状態があるわけですから、一船買いの間

題というのがあらためて問題になってきているわけですね。だから、長官、一船買いについてはいろいろおっしゃいましたけれども、これからこの規制をしていくのか、行政上の指導としてどういうふうなやっていくのか、その結論を伺いたいと私はいま申し上げたのですが、いかがですか。

○荒勝政府委員 多少舌足らずでございますが、むしろわれわれといたしましては、水揚げ港におきます仲買人の方々に、非常に格差がこの経済事情を反映して出ておるといふのは、これは認めざるを得ないのじゃないか。従来から零細な仲買人の方は、一匹二匹という形でせりて買っておられたようでございますが、水揚げ側、生産者側のほうが経済的にも逼迫しておりますので、大量に一度に市場に出しても引き取ってもらいたいという要望もやはり非常に強いわけでございます。また、大量に出したときに暴落という形では、生産者側としても、たいへん長期の、一年近い航海をかけてとってきたマグロについて、そういった暴落でははなはだ困るというふうなこともありますので、われわれといたしましては、大型仲買人、あるいは小さな零細な仲買人も、ここで何らかの形で共同で荷受けできるように価格の安定と、それからまた、そのマグロの市場におきまして、水揚げ地における確保という観点から、できればこの仲買人の方々に資金力を付与しまして、あるいは信用力をつけまして、あるいは共同で荷受けができるようにする。小さい方がお互に競争してやっておられるというのでは、やはりなかなかマグロそのものが確保しにくいんじゃないかということで、今後、行政指導といたしましては、統制というふうな形ではなくて、大型の仲買人の方と同じ対等の立場でマグロが買えるような資金力を付与していく、あるいは大量のマグロが水揚げされてもそれを十分こなし得るだけの資金力といいますが、経済力を付与してまいりたい、こういうふうな考えておるわけでございます。

○伊能委員 関連。いま長官のお話は、まあ一般論としてはわかる

のですが、われわれしろうとですが、先年、おとしでしたか、中央卸売り市場法を改正しましたね。あのときに私は経済局長に、生産者と消費者の間に立つ市場、この中に、生産者の生産価格を確保したり、消費者にはできるだけ安い安定した供給をするという、安い安定したということばが入っていないで、流通を円満にやるんだということだけしか入っていないかということをお聞きしたい。

実はこの間、東京の中央卸売り市場の仲卸の連中に話を聞いたわけですよ。そして市場法の中で、ばくしろとじやわからぬですが、いわゆる買参制度がある。買参制度について従来は許可制であつたものを承認制にした。承認制というのについては非常に条件をダウンしたわけですね。そして一船買いのものが、船からもう一べん一船買いをしても、荷受け機関には必ず入ったことになるんだそうですね。これは、それで原則として、一べん荷受け機関に入つたものはまた同じ市場には出てこないたてまえが、皆さんのほうでは法律的にも規制されておる。ところが、ダミーが何か別な名前であつたそれが卸売り市場へ出てくるというやうな、二度も三度も手数料を取られるやうなシステムが現に存在しておる、こういうことではいかぬのだ。だからわれわれは、二十キロ、三十キロもあるやうなマグロを一匹見れば、ちよいとどこか切つて見ると、その品質や、何に向くとかなんとかということがすぐわかるんだが、荷受け機関がトンネルで通しちやつて、船からそっくり冷蔵庫へ入つちやつていけば、別のダミーが何かの会社でもう一べん卸売り市場へ出てきても品物はわからない。それを最初の荷受けのときに、船からおろすときに、どこかちよこつと傷さへつけておけば、これは一べん荷受け機関のものを通つたんだということとわかるんだが、その辺の一船買いの大手商社か、あるいは大手の仲買いか何かが、現在、去年あたりからの実情では、あなたが意図しているやうなかつこうではなくて、品薄の高いときにだけ出して売ろうという形にマグロなんか

は非常に変形をしてきた市場の実情だ、こういうんです。そうすると、それに対して皆さんのほうは、今後どういう行政指導をなさり、市場法その他でどういう措置をなさるのか、これは明確にしないと納得しない。市場の中ですら不安、不満が起つていっていることをどうお考えになるか、御説明願ひたい。

○池田政府委員 だいたい伊能先生からお話がありましたのは、俗にいうピンポン買いという売り方でございます。これは東京都の条例によりまして、六十三条でございまして、四条でございまして、ピンポン買いは禁止いたしております。したがつて、何と申しましてこれ、法律で明文があるかないかということではなくて、卸売り市場というものは、いま御指摘がございましたやうに、公正な価格をとにかくきめるといふことが第一の機能でございまして、売る側が同時に買い側に回るといふやうなことは、これは絶対避けなければならぬ。したがつて、公正機能に対していささかでも疑いが持たれるやうであれば、これは法律の四十五条によつて、公正な価格形成が保たれないというおそれがある場合ですから、当然これは取引に規制を加えなければならぬというやうなわけであります。

おそろくいま問題になっておりますのは、具体的例としては、この間東京都の都議会が問題になつた、十人ぐらいの卸関係の業者が洋上に出ていって、無線機が何かで向こうに入つてくるものを先につかまえて、一船買いで取引をしていられるのです。それを市場の荷受け人、卸売り会社に売りつける、委託する。そうすると卸売り人はそれを買つて売るといふ疑惑が一つございまして、これは直ちに調べたのでございまして、仲卸業者がそういうことをやっておるという事実は、当時その件につきましてはございまして、ただ一船買いをやる会社を別につくつたに当時参加しておつたという事実がございまして、これは、

そういう自分が出したものとおぼしきものに自分がまた入札へ参加をするという形は、これは絶対いかぬということ、東京都とも話し合ひをいたしまして、それに入らないやうに措置いたしております。

問題は、仲卸業者が、自分の東京都なら東京都の区域の中で卸売り人以外からかつてにものを買つてはいかぬということ、これははっきりきまつておるわけですね。それをもし買つとすれば、これは当然法令違反になる。それから卸売り人が、自分で売つたものをまた買つたり売つたりするといふことは、これは禁止されておる。これがいけないといふことははっきりしておるので、見つかれば処分といふことになるわけです。

ところが、ここで問題になりますのは一般の買参であります。一般の買参というのは、当然市場の中で仲卸業者から買つてこれを分荷するといふことでございまして、大口もございまして、自分で消費するスーパーみたいなものもございまして、けれども、そういうものが逆に卸売り会社とか仲卸業者に對して売るといふことは、これはさか立ちしておるわけではございまして、そういうことは実は法律の中では考えていない。ましてや、さつき水産庁長官が申し上げましたやうな、産地のほうまで出かけていって、それが逆に出荷者側にまわるといふことに對して、卸売市場法の規定の中にそれを盛り込むといふことは当然法域の外で、考えていないわけでありまして、

したがつて問題は、現在何ができるかといふことになりまして、先ほど木原先生にも申し上げたやうに、単なるモラルではなく、制度の上で、ルールの上で何ができるかといふことになりまして、いま申し上げましたやうな不正な売買といふものが実質的にいまの卸売り市場を支配する、それがために価格が公正になるおそれがあるといふやうな実態が明らかになれば、例の市場法四十五条にひつかつて売買規制をやるといふことが、いまの法律体系の中でわれわれのし得る一つの方法だと思つておられます。

そこで、いま東京都と、この問題につきまして、特に最近マグロにつきまして非常に一船買いがやまじい様子もございまして、一体どういふふうになつていっているだろうかといふことで、いま実は調査をいたしまして、価格の動向を調べてみたわけでございます。そういったしますと、マグロ以外のものに一船買ひがあるかどうかという問題を含めて考えますと、多少御批判は別に出てくるかもしれませんが、当面問題になつておるものがマグロでございまして、キハダマグロを中心にして、スルメイカとかサバとかマアジ、これは、四十五、六年に市場法を直します以前と最近における相対的な価格は一体どう動いているかといふことを調べてみますと、一番上がつておるものはむしろサバとかマアジでございまして、大衆魚でございまして、そしてこれが、昭和四十五年を一〇〇にいたしました、四十六年の市場法改正当時の前後を見ますと、マアジが九四・五に逆に下がつておりました。四十八年の二月現在で四一・〇七。それからサバが同じやうに、四十五年一〇〇でございましたのが四十六年一〇〇、四十八年の二月は一四二・五。それからマグロは四十五年一〇〇であつたのが、四十六年に一〇三・七、現在は一三〇・八といふやうに、この問題に關して一船買ひが非常に叫ばれてまいりました四十六年以降の動きを見ますと、相対的な価格は必ずしも上がつていない。そういう意味から、先ほど水産庁長官の申し上げたやうな、一船買ひがじかにこの問題に響いていっていることを考えつくのがおそかつたというお話をしたわけでありまして、ただ今後、たとえば出荷者側が市場の外側に出て会社をつくつて売り込んでおいて、自分が中のほうの買参に入つて、せつてせり上げるといふことをやろうと思へば、これは物理的に可能性としてはあるわけでありまして、そこはもう嚴重にやらなければいかぬといふので、これは私どもとしては、各都道府県と連絡をとり合つて、そういうことがいさ

さかまないやうに十分注意してまいりたいと思つておられます。

ておるわけでございます。

○木原委員 私がいから質問をしようとする問題を伊能先生にやっていただきましただけども、尊敬する伊能先生は私どもの隣の選挙区でございますから、与野党一致で問題だと言っていることだけは、これは大臣もとくと腹の中に入れておいていただきたいと思います。

一船買いの問題をもうちょっと伺いますけれども、私どもが一番問題にしたいのは、いま伊能先生が具体的なことでおっしゃいましたけれども、こういう形になりますと、いわば自然な市場の中の需給の流れの中で価格が形成されていくという市場の機能というものがこわされていく。仲買人の中に格差の問題がある、こうおっしゃいました。まさにこのことを裏返していえば、それは格差があつて資本力大きいところがあつて市場の価格形成機能も左右する、そういうおそれがある行為ではないのか、これをわれわれは問題にしているわけなんです。ですから私どもは、安定した供給をはかるといふ観点で、一船買いがベターだ。必ずしもそうはおっしゃいませんでしただけども、そういう側面の問題がある。少なくとも是認をされてこられたのだ、こういうことなんです。これはたての一面でして、私どもが一番問題にするのは、繰り返すようにですけども、需給の自然の流れの中で価格を形成していくという市場の一番のなめるところに大きな資本力が介入してくる、そういう手だてに使われているのではないかと、それが問題だ。したがって、前半、長官がおっしゃいましたような意味での一船買いについての認識というものは、そういう観点からすると、あまりにも事態を甘く見ているのではないかと、実はこういうことを申し上げたかつたわけなんです。

ですから、問題にしたいものは、いま伊能先生からもお話がありましたように、現実にはそういう行為が行なわれて、大量に一船買いという形で仕入れられたことが、現実にあるいは品薄という形になつてあらわれ、あるいはまた高値

指向という形であらわれ、現実には市場の価格操作が行なわれているのではないかと、これを問題にしているのです。だからその辺についての認識を改めてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○荒勝政府委員 私が冒頭申し上げましたのは、いままでは市場に対しての重大なる悪影響があるとは思えなかつたということをおっしゃったのでございまして、昨年来のこの一船買いの動きにつきましては、やはりわれわれとしては、重大なる関心とともに、これに対する何らかの今後の対策が必要ではなからうかということをおっしゃったのでございます。と申しまして、食品流通局長もおられますが、いま直ちに市場法を改正して云々というふうなところまでまだ検討が進んでない。われわれといたしましては、やはり今後、こういった冷凍食品の場合によつては投機の対象になり得る可能性も持つておるということ、これについての十分な警戒を怠らないような対策を制度として打ち出したいということを検討しておるということをお断りしたいと思います。

○池田政府委員 ただいまの問題点で、市場関係から申し上げますと、東京都の条例では、マグロが一船で入る、一船ではせせらないということになります。全部、魚種別、魚体別に区分をいたしまして、それを一トンくらいの単位で小口に分けて全部せらせるという形をとっているわけでありまして、前はそれがなかったわけでありまして、ところが、どうもそれをつかましてから逆に荷が逃げるといふような状況もございまして、したがってこれは、卸市場の中だけの問題としてこれを扱ひましても、なかなか限界がございまして、したがって、水揚げ地から以降、消費地の卸市場までの全部を一環として、相互関連を持つて考えなければいけないのではないかと、いふうちに私どもは考えますが、先ほど申し上げましたように、私どもとしては、その中へ入つてきた一船で買ったものを一船単位でせらせるということになれば、当然金のないものはせり落とせないということになるのですが、それではいけないというので、小口の分

割ということを一応いま条例規定の中に盛り込んでやるということになつておりますから、むしろそういうふうな形になつても荷がどどん入つてくるといふ形を確保するということにつなげていきまさんと、市場の中の規定というものは生きてこない、こういう問題があると思ひます。

○木原委員 そうおっしゃいますけれども、たとえば築地市場なんかで話を聞きますと、もう全量買いがあたりまえになつていっているのです。そういう取引の実態がある。一トンという規定があるにもかかわらず、全量買いが普通になつていて、ときどき、一トンですよという注意がある。そういう取引実態もあると思ひます。

ですから、市場のそういう取引実態などを勘案をいたしますと、一船買いもある程度許可をしていくということになれば、必然的に大きなところが支配をしてくる。長官が先ほど、それでは零細な仲卸業者に経済力をつけるように指導したいといふようなことをおっしゃいました。だから、取引の改善と、それから局長から、荷を運び込まなければいけませんから、それとつなげるというお話もございました。具体的にそういう取引実態を踏まえて、一船買いに対してはどういふふうな規制をするのか。あるいはまた取引実態の改善についてはどういふふうにするのか。あるいはまた、長官が先ほどおっしゃいましたような、仲卸業者に対する格差の是正についてどういふ施策を講じていくのか。具体的に何かお持ちでございますか。

で、したがって、そういうおそれがある場合には、これは都は直接の市場監督、開設者、責任者でございますが、私どもよく連絡をいたしまして、そういうおそれがないかどうかを常時見ておる。そして、おそれがあれば随時それを訂正させていくというのが、いまの市場法のものでできることでございまして、これは十分指導を強めてまいりたいと思ひます。

○木原委員 念を押しておきますけれども、たまたま問題になりました一船買いという形のものがあるわけですが、これについては、それでは、規制をするとか何とかという考えは、いまはございません。

○荒勝政府委員 一つの例でございますが、具体的にいろいろ調べてまいりますと、陸上と沖合いとの間で無電の連絡によりまして、適正な価格で折り合いがつかますと、港へ寄港いたしまして、港ごとに多少性格が違ひますが、市場外でむしろ産直といひますが、産地、生産者の間の直結みない形で市場外の取引契約が行なわれる。これにつきましては、現在の時点におきまして、卸売市場法の適用といつても、なかなか法律的にはそれを禁止するものがないわけでありまして、これらの点まで含めまして、われわれとしては、そういったもののあり方についてもう少し検討させていたしまして、それが非常に重大な悪影響があるかどうかといふことをもう少し見きわめまして、あるいは規制の対象にするかどうかにつきまして食品流通局とも御相談申し上げたい、こういうふうな思つております。

○木原委員 しかし、長官、ことばを返すようにですけども、いままで大体は認の方で見ていたわけですね。そしてこへ来ていろいろこの問題が出てきた。すでに問題が出ていますね。その問題をわれわれがサイドで見つておつて、いけないと思ふ面が出てきているわけですね。だから、もう少し様子を見て規制の対象にするかどうかというお考えは、これまた私どもとしてははなはだ不満ですね。すでに問題が出ていますね。

ですから、この問題が出た側面についてはきちんとした姿勢をとってもらいたい、こう私もとしてはいわざるを得ない。たとえば「船買いをする、それがどういふ影響を市場の価格という問題について与えていくか。これは詳しくいえばいろいろな事例がありますけれども、いろいろな点で問題が明らかになってきつ々あると思う。いまはそういう問題が出た段階なんです。それだから、規制なら規制、あるいは行政上の指導なら指導、取引の改善なら改善について、何か当局としても案を持ってもらいたい。そういう時期に来ていると思うのです。そうしなせんと、いま伊能先生もおっしゃいましたような取引の実態に問題がつかないか、いかに、こういうふうには判断するのですか。

○荒勝政府委員 私の上上げたことは、現在の法律体系では、産地において市場外に水揚げされるものについては適用の方法がないということに申し上げたのでございます。それから、なお調査させていたきたいと申し上げたのは、そういう市場外に水揚げされたマグロが明らかに買い占めあるいは隠匿されたというほど、われわれといしましては現在証拠を持ち合わせていない。一部ある港につきましては大手の商社の方が介入されている点は認めておりますけれども、これは一部の港でございますが、それは工場用、いわゆるパッカー用のマグロを中心として取り扱われておりまして、直ちに生食用あるいはおしきみになるようなものまで全部買い占められているかどうかにつきましては、どうもわれわれとしてはまだ十分そこまで証拠がつかめていないということでございます。特に問題になりますのは、産地市場の中に揚がりました分につきましては、大型仲買人、小型仲買人、人の間の企業間の問題といたしまして、大型仲買人が買い占めというか、相当確保されている、小さな仲買人の方がそれでは手が出ないということになっておりまして、特にこれは三崎港の問題でございますが、その大型仲買人の方の背後関係までいろいろ調べておりますけれども、

も、具体的に買い占めという形といえますか、大手の商社の方がそのうしろにあって糸を引いているというふうなものではなくて、むしろ豊富な資金力にものをいわせて、あるいは当該市場のマグロを一船買いという形で独占的に売買されている点が問題ではなからうか、こういうふうな点で考えておりまして、公平をそこで期したいというのがわれわれの考え方でございます。

○木原委員 話がいろいろ飛びますけれども、昨日も物特で問題にされているわけですが、具体的に三菱商事と名前があつておりますけれども、量がどれだけあるかは、商社のほうで調査して資料を出すと申しておりますけれども、現実にはそういう商社が介入してきて、買い占めと見られるストックをやるような傾向といえますか、形勢があるわけですね。しかもその背景の中には、たとえばこれから先の問題になると思うのですけれども、マグロならマグロの輸入という問題については、たとえば韓国等のマグロ漁業等がたいへん盛んになってきた。コストが当然安い。そういうマグロの輸入の割り当てですね。そういう問題があるわけですが、輸入の権利を得たかなりの資本力を持った水産会社か、あるいは商社がその割り当てを受けている。この輸入の根拠を押え、そして魚を押える、そういう方面にも大きなところは力を及ぼしていつていくわけですね。市場外ではこの取引について規制のしようがないというお話がございました。それで、しかし一方では、輸入なら輸入については、かなり大手が魚を押え込んでいるという形勢がある。そしてまた現実の問題として、どこかの港に一定のストックをやるようなかま見え。そしてもう一つ市場外の取引がある。こういうような形になってまいりますと、マグロならマグロについての流通というのは、かなりさまざまな大きな企業や商社等が介入していき中、これから先のことを考えましても、流通過程の中でそういう大きな資本力の介入、支配という問題がもつとと激化をしていくのだらう。こういうふうには判断せざるを得ないの

です。

そういう情勢を片一方に置いていまの問題を考えてみますと、せめていまここで問題になってきておる一船買いに基づく市場機能のある意味では、攪乱といえますか、そういう問題については、きびしい行政上の措置なり指導体制といふものをつくらなといへんでございますよ、こう申し上げておるのです。だから、流通はたいへん複雑ですけれども、全体の動きを勘案しながら、私どもとしては、たまたま問題になってきておる一船買いの中に何が問題かというところを申し上げておるわけなんです。

それじゃ、具体的なあれがないようですから、それについての姿勢だけ、考え方だけでも聞かせていただきたいと思います。そういう大きな資本の介入から何を守っていくのか、市場の機能というものをどこまでも堅持をしていくのか、そういう観点からのお答えをいただきたいと思うのです。いかがですか。

○荒勝政府委員 まずお答えいたしますが、マグロにつきましてはすでに自由化されてございまして、輸入ワクのことにつきまして、割り当てワクの権利とかそういうものは一切ございせんので、まさに自由化、自由に輸入されておる次第でございます。

それから第二点の問題でございますが、まだ十分庁内におきます検討も終わっておりませんが、いずれにいたしましても、不当にマグロの価格が暴騰、暴落を来たしまして、生産者にも消費者にも重大な悪影響を及ぼすことだけは絶対に避けてまいりたい、こういうふうな考えでおるわけでございまして、また、それとともに、消費者に安定的な価格で流通が公平に行なわれ、また消費者価格も極力安定した価格で流通いたすような観点から、産地市場につきましても、また消費地の卸売り市場につきましても検討をさせていただきたい、こういうふうな思っております。

○木原委員 流通局長に伺いたいのですが、先ほど伊能先生から出されました問題があるのです

ね。どの程度役所が調べられておるかわかりませんけれども、ある意味ではたいへんなものです。ですから、東京都が六十四条に基づいていろいろな指導なりなんなりやつておりますけれども、実態はもう入り乱れているというのが現状だと思ふのです。

問題は、どこからそういうものが出てくるのかという、伊能先生が触れられましたように、買参の承認制という問題にやはり返らざるを得ない。これが広げられた背景の中には、私どもも市場法の改正等のときにも聞きましたのは、たとえばスーパー等の大口の消費者に対しても門戸を開くべきだ、こういうたてまえがあつたと思うのです。その限りでは私も、それはそうか、こういうことだったわけですね。ただ、承認制に切りかえたために、少なくとも買参の数がふえましたね。せりをやるものがふえれば当然高値になるのは、これは物理的な法則みたいなものです。そればかりか、買参権を得るために、私どもが見ております、さまざまな企業がいわばダミーを使つて買参権を得て、せりに参加をしておる。中には、先ほど局長のことばの中にもありましたけれども、売るほうと買うほうが一緒になる、荷受け会社から月給をもらつておる者がせりに参加をしておる、そういうような実態があるわけですね。だから、買参の権利がある意味では乱用されているという側面がある。なぜ乱用になるのかといへば、さかのぼって考えれば、買参の権利を広げた売買ということについては一定の理由があつたわけですが、しかしそれが裏目に出た。だから、買参の承認制というのに踏み切つた背景の中に、市場が乱れる根源があつたのではないかと私も考えているわけです。先生そうでしょう。伊能先生だつてそうだって言っているのです。どうですか。

○池田政府委員 先生が御指摘になられたことが、全くそのことがないかどうかということについては、まだ一年有余でございますが、もう少し様子を見ないといかぬ面もあるかと思ひます。かといつて、せつかくこの法律の根源でございま

した公開性の原則をまたものところに戻すということは、むしろ退歩の方向につながりますので、私どももいたしましては、先ほどから申し上げておりますように、法四十条のたてまを厳重にとかく守って、いやくも売買が混濁されるがとき、大原則に抵触するがときがダミーの名においてやられておるという実態があれば、これはもう遠慮会釈なく取り締まっていこうという形をとるのが、いまの市場法のたてまえであらうかと思ひます。

特に、先ほどからのお話の中で、一つは船買いをされたマクロが、中央卸売り市場の窓口のところを右向け右をしてしまつて、市場に入らずしてよそへ行ってしまつたという例があるのではないかとお話をあつたようでございます。これは、先ほど最初に申し上げましたけれども、卸売業者がその区域の中であつてどこへでも売るといふことは、これは禁止されておるわけですが、また卸売業者が卸売人以外のだれからでもかつてに買つたということも禁止されておるわけですが、したがつて、東京都の区域の中に入り込んでまいりますと、卸売業者なり卸売業者なりに見つからないでやればどうかという問題は別にいたしまして、これは法律上の規制の対象になるわけでございます。先ほどから申し上げておるのは、むしろ買参の問題でございます。したがつて、買参自体がそういうことまでやるといふことを予想しなかつた現在の制度のものでございまして、これは先ほどから御議論の対象になつておる法四十条のたてまを原則にして厳重に指導をやつていく。

それからもう一つは、産地の市場の場合には、これは当然中央卸売り市場の中に入るわけですから、したがつて都道府県知事がその第一線の監督に当たるわけでございます。そこで、これは法律の六十九条で報告聴取もできますし、それから場合によつては勧告もできるわけでございます。したがつて、実際に中央市場といふ話題になつておるような市場との関連において、いま先生御指摘

のようなことがもう少し具体的にやつてくれば、具体的な勧告なり何なりすることによつて、知事にある程度の措置を行政指導でとらしていくという方向も打ち出していかねばならぬということも考へております。

○木原委員 これはもつと機動的に動いてもらいたいと思ふんです。市場の中でちよつと調べましたら、もうそういう問題がごろごろしているんですね。確かに第一線は知事です。だから、取引の実態というものについても機動的に入つていけば、条例や法のたてまに照らしてみても明らかに違反をしたものが横行しておる。それがまた市場の機能を乱しておる。消費者サイドから見ても、ゆゆしいことだと思ふんですね。それだけに、必要があれば勧告と、こつこつしやいましたけれども、もういまの実態は、勧告を出してきちんとした姿勢を示す時期に来ておるわけですが、先ほどから繰り返すように、一方では大きなところが資本力にものを言わせて、さまざまな市場の機能の中に介入してきておる、それを受けてそういう取引の面で大きな乱れがある、そういう実態が明らかなんです。これはすみやかに指導の体制をとつてもらいたいと思ふんです。それからもう一つ伺ひますけれども、荷受けのほうで、先ほど伊能先生がおつしやいましたけれども、二度口銭取つておるわけですね。黙認をしておるといふのか、歓迎しておるわけじゃないでしようけれども、そういう荷受け側の姿勢についても、取引の実態に照らしてやはりきちんとして指導すべき点は指導をしてもらいたいと思ふんです。いかがですか。

○池田政府委員 ただいま御指摘の二度口銭というの、実はどういふ形でとつておるのか、よくわからないのですけれども、もし現実に卸売業者が一ぺん荷受けしたものをもう一ぺん自分が扱つたいう形になりますと、当然それはピンポン売買になつてまいります。そうしますと、これは当然条例違反でございしますので、そういう問題が具体的につかまへられれば、それは直ちに処置しなければならぬというふうに考へております。

○木原委員 これは、私のところへ時間の催促が来ましてから、あまり詳しく申し上げられませんが、けれども、少し取引の実態を調べてみて下さい。少くともいまの段階で問題点を洗い出して、ちよつとたいへんなことになりませんか。そういう危惧があります。だからそのことだけは強く要望しておきたいと思ふんです。

それから、市場の機能の中で私どもが一番大事だと思ひますのは、先ほど来申し上げておりますように、やはり価格形成の機能だと思ひます。これは、せりという伝統的な方法で行なわれているわけですが、ところが、このせりが、いま申し上げましたように、買参が開かれ、せり人の参加が多い。中にはやはりダミーをしよつておる。自分の会社を持っておる。あるいは荷受けのほうから給料をもらつておる。需給の流れを見て公正に価格を形成していくというの、市場が存在する一番根本的な機能だと思ふんです。ところがそれが、先ほど来申し上げておるように、乱れてきておる。ここに問題があるわけなんです。だから、せりのあり方について何か改善をしていかなければならぬと私どもは日ごろ痛感をするわけですが、お考え方ございしますか。

○池田政府委員 申し上げますまでもございませうが、新しい法律の改正点の主要な柱の一つは取引の改善、合理化ということがございします。特に公正と安定性を加味した取引をやるといふのが新しい法律の中心でございします。そのために、委託集荷、いわゆるせり販売というものを原則にしながら、さらに実際の価格のつくようなものについては、定価販売をするように相対取引をやるといふようなことも加えたわけでございますが、先生の御指摘の、いまのせりそのものについてむしろ問題があるということでございしますが、その中には、現行法の中で法律上許さるべきでないことを裏でやりながらせりを阻害しておるといふ例と、

せり制度そのものが持つておる欠陥というものと、この二つに分けて考へなければならぬというふうに考へます。

裏側に回つていろいろやることにつきまして、監督を厳重にして、そういう実態があればえぐり出してこれを処罰する以外に手はないのですけれども、これは先ほどから申し上げておるような、ダミーのような形で売り手が買手手回つて価格をつり上げるようなばかんなことをやれば、市場法は当然死んでしまひますので、これは監督を厳重にするということで、先ほどおしかりを受けますけれども、私どもとしては、今後さらに氣を入れまして監督に厳重を期したいと思ひております。

それから、せりそのもののあり方のことでございしますが、これはいろいろやり方があると思ひます。あると思ひますが、長い間の卸売市場審議会の議を経まして、多くの専門家や一般の学識経験者の方々の意見を聞いた上で、やはり公正なせり、取引価格形成機能というものを、その地域においては生鮮食料品の場合、せり取引が第一義的なものであらうというふうなことで定められたという経緯もございします。したがつて、たとえば、せり人自身がどうも公正じゃないやないかと、あるいは買参の中に、先ほど申し上げたように、多少月給をよそからもらつておる疑いのある人がいるじゃないかと、そういうような問題があるために、せりが行なわれましても、一般から見てもどうも公正な価格でせり落とされておると思ひなかつたような事態がかりに出てくると思ひなかつたならば、これは直ちに中身を洗わなければならぬ。御承知のように、せり人につきましても、これは卸売業者から分離しろというような意見も一時ございしましたけれども、これにつきましても、取引機構がやたらに複雑になつてしまつたのではないかと。第三者として特別にそこで独立させる——行司部屋をつくるようなものでございしますけれども、それから、卸売業者を単なる認定機関にしてしまつと、集荷、販売しないで、あぐらを

いて眠り口銭をとるだけの機関になってしまふのじやないかというふうな話がありまして、現在のようにいろいろ登録制度をして厳重にやるというので、試験も受けさせるようなせり人を置いたわけでございますので、私は、制度自体の問題というよりも制度が運用される過程において何かそれを利用して好ましくない行為というものが介在しておるのじやないか。だとすれば、もし私も知らぬことがあれば、いろいろおしかりをいただきますして、正すべきは大いに正していきたいというふうに思います。

○木原委員 私どもやはり公正に運用してもらいたいということなんです。極端に言いますと、国民の日常の生活がせり人の指先にかかっているような場合があるわけです。それだけに、せり制度はせり制度でよろしいわけですが、それならば公正に扱ってもらいたいということに尽きるわけです。ところが、本来アンパイアの立場にある人たちがそれぞれバックがあるというふうなことはやっています。こういうことなんです。だから、たとえせり人ならせり人については、資格を厳重にして口銭制にしたらどうか、こういう意見もあるわけですが、口銭制度論はどうですか。

○池田政府委員 ただいまも申し上げましたように、せり人を独立の第三者機関に仕立て上げるといふ案も、新法制定の際にはいろいろ議論されたものの一つでございますけれども、先ほど申し上げましたような市場取引機構に対する複雑性の問題、あるいは荷受け機関としての機能の範囲の問題、活動の範囲の問題、企業意欲の問題等いろいろ考へまして、せり人というものを一応現在の形に落ちつけたわけですが、現市場法におきましては、そのせり人の公正化と資質の向上ということが非常に大事であるというふうなことで、法律の四十三条で卸売り業者が認定するせり人は農林省令で定める基準に従って開設者の登録を受けた者でなければだめというふうに厳重に規制をいたしておるわけでございます。したがって、

現在の法令上のたてまえからいいますと、せり人というのは十分それにたえ得るだけの資格、素質を持ったものであるというふうな私どもも考えておるわけでございます。なま身の人間でございまして、あるいは中には、先生御指摘のような疑いかけられておる者があるかもしれません。そういう者はやはり十分再教育をするなり、どうしてもだめならそれを市場の機能から分離するなり、ということをして、ケース・バイ・ケースの問題としてはこれは考えていかなければならぬ問題だと思ひます。

○木原委員 念を押しておきますけれども、買参、それからせりに参加をする者、特にこの買参の承認の問題。ワケが非常に広がった、そこにある問題が介入をされている。これについては、法を改められない、こうおっしゃいましたが、規制についてはきびしい措置をとる、取引の実態を洗って措置をする、こういうふうな解釈してよろしいですね。

○池田政府委員 御指摘のように、法律の改正に伴いまして、売買参加の承認の方向を卸売り市場の公開性を増すという点に重点を置いて改正したわけでございますから、私どももいたしましては、これがやはり新しい法律の中の一つの大事な柱である。これをやめるといふことではなくて、これはこれで存続させながら、問題になる点をむしろ規制を強化していくという方向で検討すべきであらうというふうなことを考へておる次第でございます。また、売買参加者に対する取引の適正化については、運用面でもそういうふうな御指摘のような形のものがございますれば、これは第一義的には開設者が常時監督することでき得る範囲と私には考へますので、これは十分ひとつ監督を厳重にする。もし厳重な監督が期待できない場合は、先ほど申し上げましたように、農林省のほうから随時直接市場に出かけていって、そして問題点をえぐる。最近では魚以外の問題もいろいろと市場についてときどき出てまいりますので、問題が起りますとすぐ、これは報告を求め、あるいは措置を

求め、同時に私どもも直接出かけていって検査をするといったようなこともあわせて最近はやっておりますが、なお一そうその点については努力をしたいと考へます。

○木原委員 それでは、この機会にもうちょっと伺いますが、長官に伺いたいのですけれども、マグロの話が出たついでなんです。マグロの資源状況はどうなんですか。これは少し乱獲の気味があるのじやないですか。

○荒勝政府委員 マグロの資源状況につきまして、大きく分けると、いわゆるマグロとわれわれが言っております大型マグロとカツオの小型のマグロと両方ございまして、これらは、世界じゅうの大体年間の総漁獲量が百五十万トン前後というところで過去三、四年は推移してございます。しかし、そのうちでもいわゆる大型のマグロ類とわれわれが言っております小型のマグロ類とでは、資源的に見て、漁獲量としましてはほぼ最高水準に達しておる、これ以上の漁獲努力というものは差し控えねばならないのではなからうか、こういうふうな世界各國でもいわれておまして、日本もいたしまして、そのために、太平洋の熱帯マグロ条約、あるいは大西洋の国際条約等に参加いたしまして、マグロの資源保存のために努力している次第でございます。

また、カツオ等の小型のマグロ類といわれるものにつきましては、従来、ほとんどこれは日本がいわゆるかつおぶしの材料として利用してきたようなものでございますが、まだ世界的に、インド洋あるいは太平洋の南部等には、かなりの未利用のカツオがございます。これらにつきましては、資源的にも十分把握しておりませんが、相当まだあるというところで、日本もいたしましては、大型のマグロから逐次こういったまだ資源の豊富なカツオ類のマグロの漁獲に今後努力をしていきたいというふうな考へておる次第でございます。

○木原委員 十年単位ぐらいで見ますと、一日操業をすれば十五トンも十六トンもとれた時代があった。いまは一トンまでいきませんね。そういう

意味では、十年単位ぐらいで見ますと漁獲量はかなり減っている、こういう調査もあるように承っているわけですが、資源保護についての水産庁の姿勢は、かなりやっつけに思ふところの思ふところ、他の分野についてもそうすけれども、もう少しやはり金もつぎ込む、あるいはまた、漁獲の方法や何かについても方針を立てかえらうというように、この時期に資源保護という観点を行行政の中でもっと強く打ち出していきたいと思います。先が案じられるのではないかと。あるいはまた、国際的な会議その他の中でもいさば、日本はとることはとるけれども資源保護について弱いのではないかと。指摘があるやに承っております。あるいはまた、日ソ漁業交渉につきましても、こゝしあたりかなりきびしい規制案がソ連側から出ておりますけれども、しかしその背景の中には、共通の問題として資源保護の観点、それについて日本側の姿勢が伝統的に弱いのではないかと、こういうふうな感じもするわけなんです。

そこで、具体的なことをひとつ申し上げたいのですが、マグロにつきまして、たとえば三月の初めに築地の市場に小さなマグロ、大体十五キロぐらいだといふものからおそろく幼魚でしよう、そういうものが飛行機で送り込まれてきたというのです。それにはさすがに値をつけなかった。しかし、この種のものが築地の市場に送り込まれてくる。あるいは大阪には一船、そういう小さなマグロを積んだ船が入ったという話も聞いておるのです。そうしますと、御案内のようにマグロは大体七歳ぐらいで産卵期に入るといふのですが、あまり小さなやつを、どういふか知らんけれども、持ってくるというふうなことになる。これは日本自身がいろいろな船舶の規制とかいろいろなことをやっているのに違ひないでしようが、それを裏切つてそういうものがどんどん入ってくる。あんまりひどいから、こんなものが入ってくるようなら不買運動を起こそう、こういう声がある市場の中であつていくらいなんです。そういう事実があるのです。そういうやり

○荒勝政府委員 最近におきますマグロの資源状態が、先ほども申し上げましたように、もう大体最高水準に達しまして、このまま放置すればマグロの将来につきまして相当憂慮すべき段階だといふふうに、水産庁といたしましては考えている次第でございます。国際的にもそういう評価が出ておりまして、そのために、水産庁といたしまして、カツオ、マグロの関係の生産者に対して、若年のマグロについては特にとらないようにということ、昭和四十六年からそういう行政指導をいたしますとともに、この関係業者の間でも、自主的にそういう自粛をされておられるようになっております。

ところ、たゞいま御指摘のありました若年マ
グロにつきましては、これは豪州を非難し上げ
るわけではございませんが、豪州の国民の間に、
日本と違ひまして、あまりあぶらの乗っていない
マグロを好む食習慣がございまして、そうなりま
すと、若年の若いマグロだとあぶらが無いとい
うことで、昔から豪州の周辺の漁業者の方々は、ど
ちらかという若年マグロをとられて、それを食
用に供しておられるということがありまして、そ
れをたまたま日本の一部の方が買い付けられ
て、こちらへ輸入されておるといふうに聞いてお
りまして、これらにつきましては、われわれとい
たしましては、先般、豪州へ農林省の関係者が参
りました際に、大使館でもそういうことを議題と
して豪州側と話をいたしまして、極力そういった
ものを買付けしないようにこちらとしては指導し
ておるわけでございますが、われわれといたしま
しては、先ほど御指摘のように、マグロ資源とい
うものはやはり高価な資源でございますので、今
後とも長い将来にわたって保存しながら日本人が
これを有効に利用するように努力してまいりた
い。これはまさに御指摘のとおり、われわれとい

たしましてもこれについては厳に戒めてまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○本原委員　ところが、いろいろ背景を聞いてみますと、こちら側にも問題があるようなんですね。たとえば、そのマクログが直接そうであつたかどうかは別にいたしまして、豪州の現地の人たちに日本の商社等が網を貸す、船を貸す。そして長官のお話にありましたように、向こうの習慣に基づいたような魚をとらせる。つまり、自主規制のようないつて、そして現地民にそういう融資なり、あるいは網を貸す、船を貸すという形で魚をとらしているわけですね。そういうことになれば、いま商社の問題がいろいろ問題になっておりますけれども、幾ら自主規制をやり行政指導をやつても、そのワク外で今度は現地民にそういうものをとらしめて日本にそれを運んでくるということでは、こ

れはやがてたたかれるもとですよ。そういうことがやられている。しかもそれを運んでくる船は、業界の団体の役員の船を賃そうという話が出ている。何をやっているのだということになりましたね。

ですから、業界サイドとはいろいろとおつき合ひもあるかと思ひますけれども、それこそモラルとルールをきちんとして、とらないものはとらない。それから、豪州とそのほかの、日本の漁業に比べれば資本力、技術その他の面でもかなりおくれているというようなところに、そういう形で、名前はいさいよくいえば合併ですけれども、しかし、そういう形までやって買ひあさる、とりあさる、これをやったのでは袋だたきになると思ふのですね。どうですか、そういう商売をやっているのですけれども。

○荒勝政府委員　小型マグロの件につきましてなだまに御指摘ございましたけれども、水産庁といったしましては、この小型マグロのごときものにつきましたは、これはあくまでわれわれとしましては、こういうものを輸入する、あるいは捕獲するということについては反対でございます、これについてはそういう指導はいたしておりますけれども、

ども、御存じのように、外国の土地におきます規制まで、法律論としましては規制の手が届かないというところで、何となく現地で、先ほど御指摘にありましたような日本の一部の商社が、技術なり資本を提供して小型のマグロを購入しておるといふふうな風聞も聞いておりますので、現地の大使館にもその点は十分に、現地の買い付けされる方々にそういうことのないようにという指導はいたしておりますけれども、今後ともさらに、きょうの御指摘も含めまして、われわれといたしましては、なお一そうきびしくこの問題については対処してまいりたい、こういうように思っております。

○木原委員 一方では国際会議その他で、たとえば漁区の問題、あるいは漁獲量の問題、いろいろな制約を受けるわけですね。ところが御承知のように、合併という形で日本の資本が出ていく、よその国と提携をする、そして規制のワク外にある国の人たちに魚をとらせ、そしてそれを日本に運んでくるというふうなことをやれば、私は国際的な信用問題だと思ふのです。合併というやり方、異なった国の提携をして会社をつくるということ自体については、これは別の問題があると思うのですけれども、そうしますと、抜け道抜け道と歩

いているんじゃないか、こういう感じがするわけ
 です。ですから一方では、先ほど来問題がありま
 すように、いろいろの問題で規制がある。そのワ
 クをぐぐり抜ける方法として、合併会社というよ
 うな方法を通じて買ひあさっておる、とりあさ
 っておるというようなことになれば、これは法律がな
 いからといっては済まされない問題があると思
 います。まさにモラルとルールの問題だと思いま
 すから、そういう側面についても、これはにわか
 に規制の方法は私も思い浮かびませんけれども、
 しかし指導の方法としては、そういうやり方につ
 いては反対だという長官のおことばもございま
 したけれども、かなりきびしい措置をとってもら
 いませんと、やがて魚が食えなくなるんじゃない
 か、と思います。どうですか。

○荒勝政府委員　まさに御指摘のとおりでございまして、われわれといたしましては、小型マグロの若年のものでとると言うようなことにつきましては、まさに日本のためには何にもなりませんし、また世界的にも信用を失墜するような原因になりますので、これらにつきましては今後ともほんとうに努力してまいりたい、こういうふうに思っております。これらにつきましては、こういうことに関係されている方々に対しても、今後厳重に注意を喚起したいと思っております。

○木原委員　もう時間がないそうですから、あと十分ばかり時間をいただいたので、ちよつとほかの問題を伺いたいと思います。

実はこのあと外務省の関係で質問することがあるのですが、領海の問題です。われわれは三海里というあれを持っているわけですが、最近は何国によつては二百海里というような案が出されたり、特にこれは中国との関係ですね。漁業協定の実務協定に間もなく入るといふ段階だと考えているのですが、領海の問題についてはどのように考えているのですか。何かきちんとした考え方があるのですか。また日本の三海里というのは現状でよろしいのか、その辺についての考え方をまず伺いたいと思います。

○荒勝政府委員 この領海の問題につきましては、日本といたしましては、これは御存じのよううに三海里ということで從來からやってきているわけでございますが、明年になりますか、明後年にはなりますか、海洋法會議というものがございまして、この中で領海及び漁業専管区域の問題について國際的なコンセンサスというか、意見の統一をはかるという必要性があるということで、現在重要な議題になりつつあるわけであります。これにつきまして、いつまでも日本といたしましては三海里に固執するわけはございませんが、また一方的に領海の幅を拡大するというわけにもまいりません、ただいまの現在の日本側の考え方といいたしましては、多くの国が採用している領海十二海里を統一的な規則として確立することについて

国際的なコンセンサスといいますが、合意が成立するのであれば、日本といたしましても、従来の三海りの立場にとらわれることなくこの立場を支持してまいりたい、こういうように考えている次第でございます。

○木原委員　あまり時間がないので先を急ぎますけれども、中国との漁業協定ですね。実務協定の準備の段階だと思ふのですが、問題は幾つかあると思ふのです。一つ伺つておきたいのは、民間協定がいろいろあつたわけですが、その中で問題になるだらうと思ふのは、たとえば軍事警戒水域、あるいはまた作戦水域といひますか、そういうものを民間協定の中では尊重をする、したがつてそこには船は立ち入らない、こういうような条項があつたのですが、いままで公海上に中国側の設定をしたものについては何かお考えをお持ちですか。

○櫻内閣務大臣　日中の漁業交渉につきまして、まだ具体的に何ら交渉をいたしておられない実情にあるわけでございますが、ただいとお尋ねの如きようなことは、これは漁業に関する国際慣習からいいたしますと、今回、中国側がどういう考えに立つて主張をされるか、にわかに判断はできません。ところが、従来の慣習上から言うと、そういう地域と云うのはいかがか、こういうふうに思うのでございますが、いずれにしても両国の間で友好的に交渉をいたしたい、こういうふうと考えておる次第でございます。

○木原委員 もう一つ伺っておきますけれども、いままで漁船が拿捕されたというような事件がございました。損害があつたわけですが、その損害の補償については、漁業協定の交渉等の中では出ないわけですね、共同声明の中で請求権は放棄しているという問題等もございますので、どういふふうに扱いますか。

○荒勝政府委員　中国との間に、あるいは漁業協定なり、あるいは平和条約なりを締結するような事態も、だんだん近づいておるわけでございますが、それとともに、あるいは場合によりますと、

中国に拿捕されました漁船に対する補償問題というものが国内問題としてあるいは出てくるのではなからうか、こういうふうに考えております。これが中国側に対して請求権があるかどうかというふうな問題については、ただいま外務省とも十分検討はいたしておりますけれども、一応いまのところ、まだその辺につきましましては結論は得ていない、こういうふうに御理解願いたいと思います。

○木原委員　被害は、船にしましてどれぐらいあったのですか。

○荒勝政府委員　日中の拿捕の船舶につきましては、現在まで百八十隻の船体でございまして、乗り組み員につきましては二千百七十五人になっております。

○木原委員　時間がございませんので、水産庁につきましては、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

一つだけ、おかのほうのことをこの機会に、簡単に聞きたいと思っています。

質問の通告を申し上げましたので、御判断をいただけたと思いますけれども、例のゴルフ場。千葉県の柏市から我孫子市にかけましのいわゆるゆるぎない土地改良区に対して、株式会社太平洋クラブが、約五百ヘクタールほどですが、レジャーランドに

したい、レジャー施設をつくりたい、こういうことで買いあさりといいますが、買収に入っているという問題があるわけなんです、これにつきましては、市や県のほうから本省のほうにも、いろ

いろいろ問い合わせその他があったのではないかと思
います、結論からいいまして、どういふふうに

扱われますか。もうだめということですか。

○小沼政府委員　千葉県の柏市と我孫子市にまたがります地域で、土地改良区で現在県営の圃場整備事業を一期と二期に分けて実施をしております。その実施をやっているところへ、土地を購入し

したいということで現地に入ったようでござい
すけれども、これについては、千葉県のほうの報
告によりますと、県議会でも農林部長が、これに
ついての転用を認める考えはないような回答を

に、まだ転用の申請とかそういうことは一切参つておりませんで、大体、関東農政局が国の分を扱うことになるわけでございますが、現に土地改良事業をやっているようなところにゴルフ場をつくるということは、私どもとしては認めがたいという考え方を持っております。もし申請等が出てまいりますれば、厳に審査をして処置をしなければならぬ、かように考えております。

○木原委員　これは大臣にぜひ聞いておいてもらいたいと思うのです。農地にかかわる問題なんです。

千葉県柏市から我孫子市にまたがる一画に利根土地改良区というのがございます。もともと利根川の遊水地で、面積は一千百三十三ヘクタール。

○% 県が三五% 受益者が二五%という負担で
合計十億円の仕事を進めているのだですね。ところ

がこの土地に對しまして、株式会社太平洋クラブというのが、柏市にある土地を國際興業というのの委託をいたしまして、当該地の未整理地区約五百ヘクタールの賃貸契約を土地改良組合に申し入られた。そこには、大規模な百八十ホールのゴルフ

たい。条件は、二十年の賃貸契約で一アール当たり二十万円の権利金を支払う、地代は十アール当

たり年額三万円として五年ごとに値上げをする、離作補償金を同じく十アール当たり十万円を支払

う、こういうことですね。地元の農協もが
らしないと思うのですが、この話に乗りまして、
一部の農民が土地の提供に応じた、ざっとこうい
う問題なんです。

この土地というのは、いままですいぶん国が金

を入れてきたわけですね。戦後のことなんですけれども、遊水地だったものですから、建設省は五億圓ほど使っておりまして、工事をやる。農林省自身も、何億圓かの金を使って地域内の設備の工

事をやる。そういう経過を経て、ようやく洪水の恐怖からのがれて、やれやれということでは、さうきかかった。美田になつたわけですね。そこへ今度は、たまたま都心から四十キロ程度のところだといふので、そういうゴルフ場等をつくろう、こういう形で乗り込んできたわけなんです。これは農林省がなめられていふと思うのです。国がこれだけの税金を使つて、ようやく美田になつてきた。農民諸君の中にも、これからは農業をやつたつて

しよがな。これだけ補償金をくれるならへたに米をつくっているよりもいいわいというようなことで、何十人の方はそれに応じたということなんです。農協は先頭に立つて買取のために地区内を歩いた。さすがに利根の改良組合は、けしからぬと言って反対の陳情を県等に行なっている。こ

ういう事情があるわけですね。

ゴルフ場等の規制については、与党の中にもた
いへんきびしい御意見があるようにわれわれも
承っておりますけれども、こういう事態を私ども

目の前にしますと、農林省というのかなめられて
いるような感じがするのです。そういうやり方に
対しては、言うまでもないことなんですが、きち
んとしたきびしい措置をとってもらいたいと思っ
たのですが、いかがですか。

○櫻内国務大臣 ただいまお話を承りまして、まず手元にある資料を拝見いたしますと、県費また国費、相当なものを入れて優良農地として整備されたところがあるものと観察されるわけであります。そ

ういうことでございますから、これが、ただいま
なかなかじょうずに地域住民に呼びかけをしてお

るようでございますが、具体化するためには、当然農地転用、こういうことになると思うのです。しかし、その場合におきましては、私どもとしては、これに対して許可を与えるような考えは持たません。これはその処理に当たるのは県当局でござ

さいまじょうが、県当局においても、農林省に対する連絡の上では、あくまでも優良農地として引き続き確保していくはつきりした姿勢をとつてやるようでございますので、御安心願いたいと思

ます。

○木原委員 最後でございますけれども、長期にわたって国民の多額の税金がこの農地には入っているわけですね。農民諸君が、百姓はやっていけない、そういう土地をかりに転用するというようなことがあっても、こういう際においては、それこそ国が先買権を持つとか、あるいは公共の団体等が確保するとか、そういうふうな扱ってほしいと思うのです。そういうルールをぜひ確立をしたいと思います。

○角田政府委員 特に条文は明記されておりましたが、その直接の規定は六条だと思ひます。その中、第六條に「日本国に在るアメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍が水面を使用する場合において」となつておられますが、この「水面」というのは、法的な觀念はどういうことですか。

○角田政府委員 ちよつと御質問の趣旨があるいは取り違へてゐるかと思ひますが、まず、たとえば領海であるとか、あるいは公海であるとか、そういう観点からの区別という点で申し上げれば、その両方を含んだ水面であらうと思ひます。それから同時に、内水面とか、あるいは港湾とか海面とか、そういう区別の観点からいへば、やはりそれらのすべてを含む趣旨であらうと思ひます。

○中路委員 ちよつと、文章はあとでまたお聞きしますが、関係があるので飛ばしまして、そのあとに、「基づき水面を使用する場合において、必要があるときは、農林大臣の意見をきき、一定の区域及び期間を定め」というのがありますが、この「一定の区域」というのは、どういう区域ですか。

○角田政府委員 これは当然水面の一定の区域と云うことだらうと思ひます。

○中路委員 いま水面のことについてお尋ねしたときに、領海、公海が入るとおっしゃいましたね。こゝでいう「一定の区域」というのは、水面で答えになったのと同じ意味ですか。

○角田政府委員 そのとおりであります。

○中路委員 最初にお伺ひしましたこの「安全保障条約に基づき」というのは、第六條、地位協定二條というお答えですけれども、それに基づいて一定の区域を定めるといふ区域の概念というのは、これは安全保障条約に基づいた区域といふ区域に入るのですか。その点はどうでしょう。

○角田政府委員 この一條の読み方は、実は前にも一度議論が出ておりますけれども、いま御指摘の「基づき」といふことは、「日本国にある」といふ、その「ある」だけにかゝるわけではございませぬ。結局、「アメリカ合衆国の陸軍、空軍又は海軍」といふものの修飾句として「安全保障条約に基づき日本国にある」、それだけで「基づく」といふことは切れてしまふわけでありませぬ。あとの「水面を使用する」といふのは、そういう修飾句のついたアメリカの軍隊が水面を使用するといふこととございませぬから、必ずしも安全保障条約に基づく施設、区域として提供する区域の範囲とは条文上一致してゐない、こゝでいう見方をすべきであると思ひます。この条文につきましても、実は昭和三十五年の五月四日の日米安保条約特別委員会におきまして、当時の法制局長官の林政府委員がそのような答弁をいたしておりました。

○角田政府委員 これは、アメリカ合衆国の陸軍、空軍または海軍が日本国にあるといふことで、ちよつと地位協定の第一條に、「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう」といふような表現がございませぬ。それとは同じような趣旨で、俗にいう在日米軍ですが、そういう觀念は法律上ございませぬけれども、まさに御指摘のように日本国の領域にある、しかし、その行動の範囲とか、実際の動く範囲とか、そういう意味ではございませぬ。つまり、アメリカ合衆国の陸軍、空軍、海軍の本来的性格として、たとえば、ヨーロッパにあるものと、韓国にあるものと、そういうものと區別する意味で、日本国の領域にある、こゝでいう意味でございませぬ。

○中路委員 もう一度お伺ひするんですが、安保条約や地位協定の区域といふ場合には、土地または公有水域、これが単独で提供された場合の觀念を区域といつてゐるわけだと思ひけれども、それに間違ひありませんか。

○角田政府委員 施設、区域といふ使い方が常にされておりました。安保条約地位協定では、いわゆる施設、区域のうちの区域といふことを切り離した使用方は別にしておりませぬ。常に施設、区域として一体として使つておりました。したがつて、いま御指摘の区域といふことは、安保条約上のことばとして言われたのではなくて、俗な意味で施設、区域の広がり、そういう意味でお尋ねになったとすれば、まさに施設、区域として土地なり公有水面のその区域、そういうものが御指摘のものに当たると思ひます。

○中路委員 先ほどそれでお話しされておりましたけれども、この第一條は續いてゐるわけですね。「安全保障条約に基づき」云々とあつて、「一定の区域及び期間を定め」といふことになるわけですから、当然安保条約に基づいて一定の区域、期間を定めて漁業の操業を制限したり禁止するといふことができる法律なわけですね。だから、こゝでい

もその期間ははずしてもらうとか、そういうこと
があると思うのですが、これは施設庁長官にお聞
きたいのです。

たとえば、リマ海域、あるいはチャリーとか
ゴルフとか、沖繩のホテル・ホテル訓練区域、こ
ういった米軍の区域におけるいままでの使用実績
といえますか、訓練の実績、それについて資料の
提出をお願いしたわけですが、非常にふざ
けた資料が出ていますね。その地域につい
ては常時制限区域だから、このリマ海域につい
てはそのつどの演習通報がないので使用日数は明ら
かでない、という資料が出ましたけれども、この
リマ海域だけとお尋ねしてみたいのです。こ
れは常時制限区域ですか。

○平井(警)政府委員 常時制限区域にはなつてお
りますが、演習日といましては、週のうち
原則として月曜日から金曜日まで午前六時から午
後六時までというふうに、演習の時間として期間
を区切っております。

○中路委員 いま言われたことは官報の告示でも
出ているわけですね。それで、私のほうで使用実
績の資料を要求すれば、常時制限区域であるから
もう一切わからないんだということだけで、いま
おっしゃった官報でもすでに出ている。期間も月
曜から金曜までということになっているわけ
です。こういうふざけた資料を出されたんでは、私
たちも検討することはできないわけですね。これ
はお返ししますけれども、あらためて、この地域
におけるそういう期間、それから使用実績につい
てわかる資料をもう一度提出していただきたいと
思うのです。

○平井(警)政府委員 リマ水域等の常時制限水域
につきましては、われわれのほうとしましては、
従来から演習の実態を把握したいということと、
再三アメリカ側とも折衝した経緯がございます。
しかしながら、これらの水域というものが常時制
限水域となっている経緯と申しますか、当初の趣
旨と申しますのは、米軍が、リマの場合、月から
金でございませうけれども、そういう期間中は随

時使用できるという形で制限をせざるを得ない
ということ、日米間の合意で今日まで運用してき
たわけでありまして、アメリカ側に使用の実績等
問いただした場合は、アメリカ側としては、その個々
の訓練の実態、実績等については、米軍の立場と
しては明らかにすることができないということ
を言っておりますので、ただいま御要望の点につ
きましては、常時制限水域にしましては、残念な
がら、御提出いたしました資料以上のものを差し
上げることは、おそらく今日の状況ではできない
と思います。

ただ、沖繩の場合に日数が出ておりますのは、
沖繩の復帰に伴いまして、訓練水域について日米
合意いたしましたときに、訓練日につきましては、
一定原則としてどういう期間かということと定め
ながら、なおそのつど演習通報を十五日前にアメ
リカ側から出させるという方式をとりましたの
で、沖繩に対しては、御提出しました資料の中
にも把握できた日数を記載しているわけございま
す。

○中路委員 いずれにしましても、いまいただいた
資料は、そういう常時制限の中でも、事実上は
月曜から金曜と書かれているわけですね。官報でも
告示されている。それ自身も資料としていただい
ないわけですから、わかる範囲であらためて資料
を出していただきたいと思うわけです。

この第一条に戻る前に、こちらのほうからも
一度お聞きしたいのですけれども、告示の問題で
すね。これはやはりこの前の十月ですか、内閣委
員会で、調達庁の三十六年の四月十九日の告示、
あるいは防衛施設庁の四十七年六月十五日の告
示、こういったものが論議をされたわけですが、
でも、この告示は明らかに、日米安保条約、それ
から地位協定に基づいて施設、区域の提供地域とい
うことで出されているわけですね。間違いありま
せんか。

○平井(警)政府委員 昨年の十月の委員会
のときに御指摘ありましたように、従来出てお
ります告示の前文にございませう表現におきま
して、安保条

約六条、それに基づく地位協定二条の施設、区域
として以下のものを提供するという表現がござい
まして、その中に公海上の水域の部分も入ってい
たことによつて、あたかも公海上の水域が地位協
定二条の施設、区域のごとく受け取られたとい
う点は事実でございます。

○中路委員 もう一度私は角田さんにお聞きした
いのですけれども、たとえば三十六年の調達庁の
告示第四号、これは「日本国とアメリカ合衆国と
の間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づ
く施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊
の地位に関する協定第二條の規定によりアメリカ合
衆国が使用を許されている施設及び区域」——決
して施設と区域を一緒に並べているわけではない
のですよ。「施設及び区域」と書いてある。「の
名称は次のとおり変更された」というふうに書か
れてありますけれども、先ほどの漁業制限法の第
一条も、同じように日米安保条約の第六條に基づ
く地位協定第二條に基づくんだと言われた。そして
ここで「区域」とあるわけですね。これは先ほど
答弁されましたけれども、この調達庁告示で出
ている前文と全く同じじゃないですか。もう一度聞
きます。どうして違うんですか。

○角田政府委員 私が先ほど申し上げたことは
ちつとも間違つてないので、むしろこの調達
庁告示なり現在の防衛施設庁の告示のほうは表現
的には不適当である、こういうことでございます。
○中路委員 それでは、私、調達庁にお聞きする
のですけれども、これが問題になったのが去年の
十月ですね。そしてそのときに、たとえば増原防
衛庁長官はこういうふうに答弁されておられるわ
けです。急ぎ検討して適切な処置をとると。また、き
ょうお見えになっていませんけれども、大河原ア
メリカ局長も、検討するということを約束されて
いるわけですが、それから約半年以上たつて
います。どのような検討が行なわれたのか、それ
をお聞きしたいのです。

○平井(警)政府委員 昨年の十月以来、告示を行
ないままのは私どものほうの防衛施設庁でござい
ます。防衛施設庁がその告示の内容を、従来適切
を欠いていた部分を明らかにする具体的な告示の
表現の方法、扱い方等について、今日まで外務省
等とも協議を重ねながら作業を続けてまいつたわ
けでございます。そういう点を明らかにした
告示を、ただいまもう作業は大体終局の段階に
入つておりまして、近く告示をもってこの点を明
らかにした形で出す予定でございます。

その作業の内容といたしましては、今日までい
ろいろ時日を要しましたのは、在日合衆国軍隊に
その使用を認めております水域が、領海と公海に
またがるもの、あるいは公海だけのもの、いろい
ろございまして、特に沖繩におきましては、陸上
の施設に接続しました訓練水域、領海と公海とに
またがる水域を一括した形で使用を認めている形
態のものがかなりあるわけでございます。こ
ういったものをどういうふうに扱うか、どうい
うに一つの水域を公海と領海で区別した形で適切
に表現するか、そういう点についての事務的な
詰めが今日までかかったわけでありまして、い
ざいざいたしましたも、非常に早い機会に、従来の適
切でなかった表現を改めた告示を出す予定でござ
います。

○中路委員 私は、先ほどのこの漁業操業制限法
の第一条も、法体系としては非常に疑問があるわ
けなんですけれども、それはいま一応おいて
も、告示については法制局も、告示のほうは間違
いだと言つておられるわけですね。法律に照らし
ても間違いないんだということを言つておられるわ
けです。法治国で間違いないだというのが指摘さ
れている。それでは、いま表現の問題では、間違
いな告示はすぐ取り消すというのが、まず前提に
ならなければいけない。あれから六カ月たつて
います。いまの間違った告示をまずどうして取り
消さないのですか。

○平井(警)政府委員 表現そのものが適切でない
ということ、公海上のその水域を米軍が引き続
き使つていくという必要性、その実態のからみ
合ひから考えまして、告示を取り消しました場合、

それでは一体、その公海上における米軍の演習行為といふものが公海自由の原則で引き続き行なわれるべきであらう。それに基きますところのわが国の利害といふものの調整がその間に中断するといふことで、せっかく、日本近傍の公海にもアメリカの軍隊が随時恣意的にいろいろな場所を使うといふことをむしろ制限して、一定の区域を指定して演習を行なわせようという趣旨にもとることになりますので、告示を取り消すと同時に、やはり公海上の使用といふことについて明らかにしたものを同時に出す必要がある、そういうふうを考えているわけでありませう。

○中略委員 全くふざけた答弁だと思ふのですよ。あなたたちは二十年間開通した告示をやつてきたわけですね。公海も安保条約に基づいた施設、区域の提供であるかのような印象を与えてきたわけですね。実際には公海上の問題は、いま法制局で言われたように、それは漁業の安全とか航行の問題があつて、そこで演習するならばお知らせするといふことになりましたね。だから入つても刑事罰にはならない。しかし、安保条約や地位協定に基づいて提供の施設、区域については、入れば当然刑事罰になりますね。そういう告示をあなたたちは二十年間やつてきたわけですね。そして漁民に多大の被害を与えてきたわけですね。リマ水域だけをとりつても、いままで二十年間何十億という被害だといわれている。だから高知の県議会でも、何回にもわたつて、この問題については討議にもなり決議もされている。

私はこの際もう一度お伺いしたいのですが、こういう二十年間にわたつて開通した告示がされて漁業に非常に大きな被害を与えてきた、こういう問題については、水産庁や農林大臣はどうお考えですか。

○荒勝政府委員 公海におきますアメリカとの間の演習地域の問題につきまして、水産庁といたしましても重大な関心を持っておりまして、防衛庁あるいは防衛施設庁、あるいはその関係県、あるいは関係の漁民の方々の代表といふものと、再三

にわたつて協議いたしまして、漁業の支障が少しでも改善されるようにわれわれとしては努力しております。しかし、どうしても解除がむずかしいといふようなことになりました。またその点につきましても補償金の増額ということにつきましても努力している次第でございます。

○中略委員 補償金の問題の前に、安保条約に基づいて提供された領海内の施設、区域でしよう。当然ですね。公海の場合は、日本の漁船の安全や航行の問題ですね。それから漁業の安全の問題。そういう点の扱いになるわけですから、これは別の問題ですね。それが実際には施設の提供のよな告示がされている。それについて二十年間、漁業を守つていかなければならない立場にある水産庁の皆さんがいまのような姿勢では、私は非常に困ると思ふのです。

続いて施設庁にお伺いしますけれども、アメリカと検討しているというのですが、どうしてこの告示の取り消しの問題で日米合同委員会——お聞きしますけれども、どういふ条約に基づいて、またどういふ内容を日米合同委員会は取り扱う委員会なのですか。

○角谷説明員 日米合同委員会につきましては、これは地位協定の第二十五条に規定がございます。これはちよつと読まさせていただきますと、「この協定の実施に關して相互間の協議を必要とするすべての事項に關する日本国政府と合衆国政府との間の協議機關として、合同委員會を設置する」。したがうして、ただいま読み上げましたような目的をもちまして、二十五条に基づきましてこの委員会が設置されておる次第でございます。

○中略委員 あなたは二十五条のあとを読まれなから読みますけれども、あとに書いてあることが私は大事だと思ふのです。ここで協議されるのは「日本国内の施設及び区域を決定する協議機關として、任務を行なう」といふのが書かれていまして、だから、公海の演習の問題をどう扱うかといふことは、当然日米合同委員会で協議する対象ではございませんね。日本国内における施政権の

及ぶ領海や領空における施設の提供、そういう問題について協議をする機関だと思ふのです。それを、いまの開通した告示をどうするかといふことで、どうしてアメリカと話す必要があるのですか。

○角谷説明員 ただいま先生御指摘の後段でございしますが、まさにこの委員会の主要な目的、これは日本国内の施設及び区域に關連するものでございまして、条文を申し上げますと、ここに「特に」といふことが書いてございまして、必ずしもそれ以外の目的ないし任務を排除するものではございません。本件につきましては、もちろん日本国内の施設及び区域そのものではございませぬけれども、しかしながら、米軍の行動でありますし、大きな意味におきまして安保条約との關連があるわけでございますから、その意味におきまして、合同委員会において討議する、話し合うといふことは、必ずしも排除されないといふ次第でございませう。

○中略委員 法制局の角田さんにお聞きしたいのですが、明らかに日本国内における施設や区域について協議をする日米合同委員会について書かれてあるわけですが、公海上の問題について日米合同委員会で協議をするといふのは、この二十五条の解釈でやれるわけですか。

○角田政府委員 これは、いま外務省のほうから答弁いたしましたことを結局繰り返すことになると思ひますが、若干補足的に申し上げますと、合同委員會の設置の目的あるいは所掌事項としては、二十五条一項の前段で包括的に規定してあるわけですね。そのうち特に施設、区域については必ずこの合同委員会で協議をしてやりますよといふことを、さらにメンションといひますか、いつていふわけですから、そういう意味において、全体としてこの合同委員会が何をやるかといふのは、むしろ二十五条一項の前段のほうの解釈の問題だらうと思ひます。

○中略委員 しかし、施設の提供や区域を確定する、こういう問題については、「日本国内」における

といふのが書かれてあるわけですね。公海といふのは施政権が及ばない地域なわけですね。二十五条の法の性格が、施設や区域の問題については、頭にはつきりと「日本国内」におけるといふことが書かれてあるわけですから、いまの角田さんの解釈といふのは、この日米合同委員会で協議する問題について、非常に拡張されて不当なお答えになつてゐるのじやないですか。

○角田政府委員 また同じことを言うようでは申しわけありませんが、二十五条一項の前段と後段とを區別して私は読んでゐるわけで、いま御指摘の問題は、後段において「日本国内の施設及び区域を決定する協議機關として、任務を行なう」と書いてあるわけですね。その上に「特に」と書いてある意味は、全般的にこの協定の実施に關し協議を必要とするすべての事項についての両国の間の協議機關として合同委員會は機能いたしますといふことをまず包括的にいつておいて、その上で特に、そのうちの一部である日本国内の施設及び区域を決定する協議機關としての任務は、ほかの機關ではありませぬ、合同委員會でやりますよといふことを強調して書いたのが後段です。ですから、この後段だけで合同委員會の任務といひますか、性格といふものを結論づけるわけにはいかないと思ひます。

○中略委員 いまの二十五条の解釈は、それも非常に拡張された不当なものだと思ひますけれども、しかし、いづれにしてもこの告示は施設の提供や区域の提供ではない、公海の問題ですね。協議するかどうかといふことについて、私はこの解釈について意見は違ひますけれども、しかし公海上の問題は、施設の提供や区域の提供の問題として協議する対象の問題ではないと思ふのですが、それはどうですか。

○角田政府委員 おっしゃるとおりだと思ひます。なお、ちよつと補足して申し上げますが、たとえば、施設、区域と關係はございませぬけれども、火薬を米軍が輸送する、そういう場合に、日本国内の施設、区域外を輸送するわけではございま

すが、その場合に日本には火薬類取締法の規定があるわけですが。これは米軍には適用にはなりませんが、しかし尊重しなければいけないということ、そういう問題について、実際に米軍が火薬を輸送する場合にどんなような基準でやるかというふうなことも、この合同委員会でも相談してきめられるということでございます。したがって、施設、区域以外のことでも合同委員会という協議していることは幾らもあると思います。

○中略委員 私に聞いていたのは、施設の提供、区域の提供という問題、これと公海上の使用の問題とは、おっしゃるとおり別な問題ですね。したがって私は、施設の提供の問題は、安保条約に基づいて、それが漁民にとつて非常に耐えがたい不当なものであっても、一応法的には領海の場合、提供区域としてあるわけです。しかし公海の場合にそういうことはできないのだ。施設の提供という形ですね。ということはこの前の論議からはつきりしている。しかも、先ほど言いましたように、それから半年以上たっている。私は、領海を使うということについては、あなた方が提供されているのですから、その分まで取り消せといま言っているのじゃないのです。しかし、明らかに法的にも間違っている公海の使用、これについては、協議をしなくても間違つた告示なわけですね。アメリカと協議しなくても、あなた自身がやられた問題です。アメリカと協議する必要はないわけですね。日本の国内の法律に照らして間違つてい

ことですから、それはアメリカと協議しなくても当然その部分は取り消すということができるわけですね。いまここで、告示で公海の部分で施設の提供としていままでやられてきた、それは取り消すということをはっきり言えないですか。

○平井(警)政府委員 アメリカとの関係におきましては、講和条約発効の時点から、公海の部分に關しては、安保条約の日本の領土、領海、領空内の施設、区域とは違った性格のものであるということ、お互いが協議の場でも十分認識されて今日まで来ているところでございます。たとえば、昨

年の五月十五日の沖縄復帰に伴いますところの告示の中におきましても、前文におきましては、まさに二条に基づいてアメリカ合衆国軍隊の使用を許す区域という表現は使っておりますが、たとえば公海上にありましますホテル、ホテル、マイク、マイク等の水域につきましても、提供区域というこ

とは使わずに、指定区域ということを使つた経緯等もございまして。しかし、いづれにしましても、告示全体をかります前文におきまして、地位協定二条に基づき合衆国軍隊の使用を認める、あるいは許す施設及び区域という表現を使っている以上、表現上は全体にかかるといふふうに解釈されるという点はごもっともでございます。そういう点で、表現は当然改めるべきであると思ひました。したがって、先ほど御答弁いたしましたように、それを改めると同時に、米軍が引き続きそれを使用する必要性、それに関連します日本国の立場というものを明らかにする取りきめというものをそのとき同時に出す必要があるもので、そういう点の作業をあわせて近く行なうということにしておるわけでございます。

○中略委員 表現の問題を私は先ほどから言っているのじゃないのです。間違つた告示をされているわけですね。公海についても、あなたがたおっしゃつたように、あるいは法制局も言つておられるように、これは間違つてい

るのじゃないのです。間違つた告示をされているわけですね。公海についても、あなたがたおっしゃつたように、あるいは法制局も言つておられるように、これは間違つてい

間違つた告示は取り消す。日本の法律に基づいてやられているわけですから、どうしてあなた方が出した告示の扱いまでアメリカと相談しなければいけないのか。アメリカが演習するといった場合には、それはそれで話をされたらいいわけでしょう。それを私が言っているのです。

私は、きょう、この前答弁されている大河原アメリカ局長さんが見えなくなつていないので、あなただけに、いまこの場で取り消せと言ふのは酷いかもしれないと思ひます。その点で委員長にお願いしたいのですけれども、できましたら、この二十年間間違つた告示が続いてきた問題で、問題が提起されてから、法制局が間違つてい

について検討中だ、作業中だとおっしゃつておられるわけですから、私はこの点について、増原防衛庁長官もこの前、急ぎ検討して善処するといふ回答までされておられるわけですね。これをもう一度、直接の答弁者であつた大河原アメリカ局長が出席された機会に、外務省関係のときでもまた発言する機会もあると思ひますから、いまの問題について保留させていたでいて、あらためてその問題について御質問をしたいと思ふのですが、そのように取り計らうただけですか。

○三原委員長 さよう取り計らいます。

○中略委員 約束の時間をなるべく守りたいと思ひますので、最後に一つだけ、さつき弾薬のことをお話しになつたので、きょうちよつとお尋ねするつもりはなかつたのですけれども、外務省も施設庁もおられるので、一言だけお聞きしたいのです。

いま問題になつております、私の選挙区でもある池子の弾薬庫の問題です。御存じだと思ひますけれども、これは二年間にわたつて遊休施設だといふふうにいわれてきたわけですね。そして全市をあげてこの返還の運動をやつてい

な市街のまん中を火薬のマークをつけてここに連日搬入されているわけですね。この問題について神奈川の県議会やその他でも質問された場合には、たびたび、あの弾薬庫にはもう弾薬は入つてないんだという報告があつたそうですけれども、しかし、ことしの一月に、横浜の市議会の基地対策の委員の人たちがあの中を視察したときに、向こうの司令官が、あの中には施設の四〇％に高性能の弾薬が貯蔵されているといふことを視察をした一行に話をしている事実もあるわけですね。けれども、あの池子弾薬庫に弾薬がいまどの程度貯蔵されているのか。それから、いま搬入されていますけれども、この問題について施設庁のほうにお伺いしたいと思ひます。

○平井(警)政府委員 池子弾薬庫は、これこそ地位協定二条に基づいて提供しておる施設でございます。そしてこれを弾薬庫として米軍が使用するといふことは当然なことだと思ひます。ただ、しかしながら、その弾薬庫の中にどのくらいの弾薬が貯蔵されているかといふことを、施設庁の立場としては、随時それを知る方法は今日までござい

ません。したがつて、現在、池子の弾薬庫の中にどれだけのトン数が貯蔵されているかといふ具体的な数字も承知していません。

○中略委員 いままで県議会でも逗子の市議会でも、二年半にわたつて、弾薬庫は遊休施設だ、貯蔵されてないといふことがいわれてきたわけですね。どのくらい入つてい

か。その点はどうですか。

弾薬庫になって、その時点におきましては、従来、衣笠の弾薬庫、これはすでに返還になっております。この衣笠の弾薬庫、あるいは浦郷の弾薬庫等にありました弾薬が、池子に搬入されて使用されていた実情は当時ございました。ただ、その後昭和四十六年に入りましてから、一部弾薬が陸送あるいは海路でもって他の場所に移されていったという状況も、当時私も承知しております。しかし、それによりまして、その後、池子に引き続きのくらくら残って今日まで残っているか、そういった点については、私も、先ほど御答弁いたしましたように、残念ながら承知しておりません。

○中路委員 この問題は、あらためてまた外務省、施設庁がおられるところでお聞きしたいと思っておりますので、これで終わりますけれども、先日、私も分科会で大平外務大臣に、横須賀の空母の母港化の問題についてもお聞きしたら、家族対策だけだというような御答弁をされていましたが、いまのお話のように、海軍のほうに移管されたから新しく変わってきているわけですよ、実際には、母港化という問題が、あの周辺の弾薬庫の使用まで含めて新しい基地の拡張といえますか、使用の強化というものがつなっている非常に重要な問題だと思っております。あらためてお伺いしたいと思っております。ただ、池子の弾薬庫の立ち入り調査について、私は外務省を通じてお願いしているわけなんです、ぜひともこの問題について向こうのほうから至急に返事をいただくように外務省にもお願いして、一応きょうは、先ほどの保留した分をあらためてまた御質問したいと思っておりますが、終わりたいと思います。

○三原委員長 午後三時四十分より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三分休憩

午後三時五十八分開議

○三原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。木原実君。

○木原委員 あると同僚の委員から関連質問がございますので、私の質問はできるだけ簡略にいたしたいと存じます。

この法律によりまして新しく北京に大使館ができる。去年の共同声明以来具体的に歩み出したことで、いいことなんです。これは大使館ができた場合に、人員構成や規模はどれくらいになるのでございませうか。

○鹿取政府委員 昨年度、四十七年度におきましては定員が二十名でございまして、四十八年度からは二十九名の定員を増員いたします。したがって合計は四十九名の定員になっております。それでは実員がどうかということをお聞きいたします。現在二十名の人員が配置されております。

○木原委員 いずれ将来は領事館をつくる、たとえば広州とか上海とか。そういう計画はまだございませうか。

○吉田(健)政府委員 これは先方の希望とわがほうの今後の状況を見て検討すべき問題だと思っておりますが、いまの時点では、先方にも希望がないようございませうし、わがほうにもその予定はございませう。

○木原委員 これは大臣にお伺いしたいのですけれども、共同声明以来歩み出したわけですが、日中の平和友好条約といいますが、この基本条約については、何か段取りあるいは展望、何かお考えでございませうか。

○大平国務大臣 これは、たびたび本院におきまして御報告申し上げておりますように、締結交渉をしようという両国の合意はできておるわけでございます。それが第一の合意でございませう。第二は、これから先の日中関係の安定のためにやろうという目的も双方で合意を見ておるわけでございますが、いつからやるかということにつきまして

は、また、どういう内容を具体的に盛り込むかというところにつきましては、まだ相談はしていないのでございませうが、両院の御決議の御趣旨もございませうので、大使の交換も終えましたわけでございますので、外交ルートで今後先方と話し合って、双方の都合のいい時期に取りかかりたいものと考えております。

○木原委員 特別に長引くというような状況はございませうか。大体の時間的なめどにつきましては、どんなふうにお考えですか。

○大平国務大臣 特に急ぐつもりはございませうが、特に遷延さすつもりもないわけでございます。いまから双方の相談にかかっているわけでございます。

○木原委員 まあそういうことなんでしょうが、基本条約を考える場合の眼目になるものはどんなものをお考えでございませうか。

○大平国務大臣 先ほどお答え申し上げましたように、どういう中身を盛り込むかということにつきましては、短期間の折衝でございまして、話し合はしてないわけでございますが、共同声明には、今後の日中関係の準拠すべき幾つかの原則が盛り込まれておるわけでございます。案ずるに、この原則を具体的にどういうように条約にふさわしいものにしてまいるかということが基本になるのではないかと。内政不可侵とか、あるいは相互の不可侵とか主権の尊重とかいうようなことが盛り込まれておるわけでございますが、そういうこととを条約的にどのように具体的に表現して、長きにわたる安定した関係を条約的な基礎のもとに置くか、そういうことが眼目になるのではないかと私は想像しております。

○木原委員 共同声明の中に、たとえばアジアに覇権を求めずというようなことがありました。過去のいろいろなことを反省をし、将来にわたって再び覇権を求めるとの行爲をしない、こういう意味の共同声明の合意だろと思うのですが、こういうものがたとえば基本条約の中に盛り込まれるという精神的なことではないのか。条約の中にそう

いう考え方をきちんと反映をさせるのか。ある意味では、日中の間に提携ができる。基本条約ができるといことは、アジアの全局に及ぼす影響というふうなものもあると思うのです。そういうふうなことから考えまして、特にアジアの中に覇権を求めずという共同声明の中の文言、そういうものが生かされるのかどうか、お考え方がございまして聞かせてください。

○大平国務大臣 これも先方との相談のことでございます。いまも、私といたしましては、あれはあくまでも政治原則ではないかと思うのでございまして、条約にそういうことを盛り込むべきかどうかということにつきましては、なお検討を要するのじゃないかと考えております。

○木原委員 いろんな交流が始まっているわけですが、御案内のように、廖承志さんが間もなく日本にお見えになる。会見の御用意はございませうか。

○大平国務大臣 先方にその御希望がございませうならば、私もお目にかかりたいと思っております。

○木原委員 報道によりますと、中国の外務大臣の訪日を希望するといふようなことが伝えられておりますけれども、外相御自身がたとえば年内に中国を訪問される、こういうふうなお考え方がございませうか。

○大平国務大臣 そういう予定は持っております。

○木原委員 何か定期に閣僚級の会談をやりたいという当方の希望が向こうに伝えられた、こういうふうにも承っておるわけでございますけれども、そういうものが実現をした上で、たとえば向こうの外相を呼ぶ大平外相が向こうに出かける、こういうことになるのでございませうか。それとも、それは希望であって、それはどういふことになるかまだわからないから、先のことはわからない、こういうふうな受け取っていいのかわからない、この二つ、つまり外務大臣級の交流ないはその会談、こういうものをどういふふうにお考えになつて

いるのか、御見解を聞きたいと思っております。

○大平国務大臣 姫嶋飛外相の訪日、日本招請は、

そういうことは全然関係がないわけではございまして、外交上の礼儀であると心得ております。

○木原委員 さしあたって実務協定が行なわれておるといふふうに承っているんですが、さしあたっては航空協定、いろいろ断片的に報道があったわけですが、航空協定について現状はどうなっているんですか。何か台湾との航空路の問題その他をめぐって問題が残されているというふうに聞いておりますけれども、残っている問題は何かのか。

○吉田(健)政府委員 先般わがほうから予備折衝団を北京に派遣いたしましたとして、主として航空協定の協定文の意見の相違点を両方で詰める、これはかなり進んでおります。なお、その後外交ルートを通じて、さらに技術的な問題点について調整を行なっております。

なお、協定文の中に入る実体的な一部分といまして、付属書に、路線の問題、以達権の問題がございしますが、これは双方の高度に政策的な問題点として調整していかなければならない問題があると思ひます。

なお、協定文と直接関係ないとしておりませんが、一種の政治問題として日台路線の問題も関連はいたしてまいりますが、そこら辺のところは、双方の感傷を打診し、さらに今後円満な解決に持つていきたい、かような状況にある次第でございします。

○木原委員 御承知のように、原則についてはかなりきびしい国柄でございしますね。台湾の航空路の問題は、やはりそれだけの問題ではない。つまり、共同声明以後、国交回復後の台湾の位置にかかわるような問題について、まだやはり日本側の措置がおくれているのではないか、こういう感じをわれわれも持つわけですね。したがって、台湾の航空路をどうするかということについては、きちんとしたわがほうの側の結論ないしは措置を講ずべき時期に来ているのではないか。それが伴いませんと、外交上の問題としてしましても進展がむずかしいのではないかと考えているんですが、どうですか。

○吉田(健)政府委員 私たちは、航空協定に關しましては、日本の利益を十分に踏まえて、また日中の友好精神をそこなわない範囲内において、できる限り日台関係の実務関係を維持していきたいという希望を持っておるわけではございまして、その辺、どういふところで円満な解決をはかるか、いろいろな角度から検討しておる。日中間の国交正常化におきましては、大同について小異を残すといふことでございしたので、そこら辺をさらに詰めていかなければならない、こういう状況でございします。

○木原委員 小異で済むかどうかですね。いろいろおっしゃいますけれども、具体的にどうするんですか。ともかく台湾とも往來はあるわけですから、だからその範囲でそういうものを残すのか。残したままで向こうと交渉が妥結、到達するといふお見通しなのか。それとも、この際やはり、たとえば台湾系の航空路については、これをもう切ってしまうのか。その辺の決断の時期に來ているんじゃないですか。どんなふうにお考えですか。

○大平国務大臣 日台間の今日の空路による交流はたいへん繁忙をきわめておるわけではございまして、これを切ってしまうというふうなことは私は望ましくないことではございまして、何とか維持したいといふことで最善の努力をいたしたいと思っております。

○木原委員 デリケートな問題だから、しかも交渉中ですから、ここであまり詰めることはいたしませんけれども、しかし、いざにいたしまして、私も私どもの感じでは、国交回復が行なわれたあと、経過的な措置として一時的に台湾とのそういうものがあっても、これは常識の範囲といふことではないのだけれども、しかしそれが固定をしないでいふだけでは、これは歴史的なことのなかでも、ナンセンスだといふふうなことがあったように記憶をいたしておるわけなんです。したがって、大臣のおことばですと、往來もひんぱんに行なわれているのだからこれは残していききたいのだ。しかし、その上でなおかつ妥結の見通しがお

ありでございしますか。非常に私ども気になるところなんです。

○大平国務大臣 そういう問題を、逃げられない課題として政府が背負っているわけではございしますので、せっかく御声援をお願いしたいと思ひます。

○木原委員 詰めることはやめましょう。もう一つ実務協定につきまして、漁業協定の問題があると思ふのです。民間協定が六月に切れるというやうな事情もあるやに聞いておりますけれども、これはもう交渉に入つていらつしやるのですか。漁業協定はこれから急ぐおつもりですか。いかがですか。

○吉田(健)政府委員 水産関係当局及び関係者と現在鋭意わが方の方針を固めておりますが、ほぼでき上がつてまいりましたので、先方に申し入れまして、早急に政府間交渉を行ないたい、かように考えております。

○木原委員 そこで幾つか問題、気になるところがあるのですが、けさもちよつと水産庁のほうにも聞いてみたいのですが、一つは領海の問題があらります。わが方の三海里という問題も、やはり国際的に現状でいのかどうかといふことにもかかわつてくると思ふのですが、御案内のように、中国は十二海里ですか、そういう説をとつておりますけれども、これは尊重をしていく、そういうお考えですか。

○吉田(健)政府委員 中国のほうが一九五八年の九月でしたか、領海を十二海里とするという宣言をいたしました際に、わが方は一応三海里説をとつておりますので、これは認められないといふ旨の発表をしております。ただ現在、先生御指摘のように、世界の多くの国におきまして、十二海里説をとつておる国もありますので、そういう問題に對しましては、今後適当な場で慎重に検討していく必要があるうか、かように考えております。

○木原委員 もう一つ水産にかかわる問題で、現在、民間協定等によりますと、中国側が公海上に軍事警戒水域ですか、あるいはまた軍事航行禁止区域といひますか、そういうものが設定をされておる。これは民間協定の中では、自主的にその海域の中には入らない、船を入れない、こういうことで尊重をするといふことで国交未回復の期間過ぎしてきかと思ふのですが、漁業協定を結ぶにあつて、それらの問題についての措置はどういふふうにお考えですか。

○吉田(健)政府委員 現在、黄海のほうに軍事警戒区域、それから杭州湾の近くに軍事航行禁止区域、それから台湾海峡近辺に軍事警戒区域といふものを設定いたしました。航行禁止区域はもちろん一切航行禁止、警戒区域は先方の関係機関の了承、許可をとれば入つてもよろしい。作戦区域は自己の責任においてやりなさい、入らないことをおすめするといふやうな、三つの種類の軍事区域といふものが民間協定においては設定されておりますが、これらの具体的な内容、今後の見通し、どうするかは、先方と今後政府間交渉に入りまして、十分話し合つて円満な解決をはかりたい、かように考えております。

○木原委員 いろいろむずかしい問題がその辺にも出てこようと思ひますが、もう一つ漁業に關連する問題で、御承知のように、いままで中国側に漁船が拿捕された問題がございました。けさほど伺いますと、百八十隻にのぼる船が過去において抑留され、もしくはものによつては没収されたといふ問題が起きておるわけですが、これは当然補償の問題が国内的な問題としてもあるわけですね。しかし共同声明によりますと、請求権といふのは向こう側も放棄されておる。そういうやうなことがからんできておりますので、過去に起こつたそういう漁船の拿捕等に対する補償等についてはどんなふうにお考えですか。

○吉田(健)政府委員 共同声明とはこれは直接関係のないところであらうかと了解いたしますが、当時の拿捕された船の領海侵犯事実があつたかどうかといふ点が問題であつたのが、実態等も現在におきましては不明な点が多うございしますので、そういう点を、政府間交渉にあたりましては、十

分双方の資料を調べて意見を交換し、また日本の国内の補償の問題は、これは外務省のほうでは所管しておりませんので、水産庁のほうと相談いたしまして考えていただく、かように考えております。

○木原委員 そうしますと、過去のそういう拿捕事件その他については、漁業協定を結ぶ場合の実務協定を交渉していく上で議題にはなる、こういうことですか。

○吉田(僅政府委員) どういうことであるのか真相は明確にいたしたい、かように考えております。

○木原委員 いずれにいたしても、実務協定を積み上げながらすみやかに合意に達するような基本条約締結を急いでもらいたい、これがこの法案に關しましての私の要望でございます。

それから同時に、少し別のことでこの際お伺いしたいのですが、これは天皇の御訪米に關することでございます。いろいろ新聞紙上等で報道されているわけですが、天皇訪米についての問題は一体どうなっておるのですか。

(委員長退席、藤尾委員長代理着席)

○大平国務大臣 かねてから日米間におきましてこの問題が話題になっておたわけでございます。アメリカ側といたしましては、陛下を御歓迎申し上げたいという意向が非公式に寄せられております。そういう状況でございますが、事はお上のことでございまして、陛下の御判断、皇室の御判断の問題でございます。私もともいたしましては、いろいろの条件が整い陛下が訪米されることになると思はれ、それは日米友好関係から申しまして、たいへんけっこうなことだと考えております。

○木原委員 そうしますと、これはアメリカ側から要請の話が最初にあつた、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○大平国務大臣 日米間の首脳接触が何回か過去において持たれたわけでございますが、その間

がいま申しましたように、アメリカ側は最近に至りまして、御歓迎申し上げたいという意向が伝えられておるといふことでございまして。

○木原委員 話題になったというのはいまだいまいなことはなんです、日本側から、天皇の訪米についてはどうかという打診を初めにしたいのか。アメリカ側の発意で、御歓迎申し上げたい、こういうふうな言ってきたのか。その辺はどうですか。断わっておきますけれども、この委員会は、宮内庁等につきましてもいろいろと審議をする委員会でございますので、私もたいへん関心を持っております。

○大平国務大臣 正式の外交的交渉の問題にはまだなっていないわけでございます。私がいま、お尋ねがございましたから、非公式にそういう経緯になっておるといふことを申し上げたわけ、まだ政府と宮内庁との間の正式な接触はないわけでございますので、これ以上私は申し上げる自由を持っていないわけでございます。

○木原委員 私は、天皇の訪米ということにつきましては、いろいろな意味で重要な問題だといふふうに考えておる一員でございますけれども、しかし、この話が過去兩國の首脳の間で話題になった、日本側から要請をアメリカ側にしたのか、アメリカのほうから歓迎をされたのか、訪米についての是非を決するときにたいへん何か判断の一つの材料になるのではないかと、こういうことでお尋ね申し上げたのですが、なかなかお答えをいただけませんけれども、もし訪米をされるということになれば、その目的はどういうふうな考えたらよろしいのですか。外務大臣の御判断をお聞かせ願いたいと思います。

○大平国務大臣 日本友好親善の意味合いでたいへん歓迎すべきことと私は考えます。

○木原委員 報道によりますと、宮崎に行つておられる天皇がお帰りになりましたら、外務大臣が宮内庁の長官とその問題でお会いになるという報道を見ておるわけですが、これはお会いになりますか。そのときに宮内庁のほうに外務大臣

から要請を申し上げるのですか。都合を伺うのですか。

○大平国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、皇室の御判断の問題でございます。政府から要請するとか云々の問題ではないと考えておるわけでございます。ただ陛下の御訪米というやうなことになる、一つの公的な行為でございます。内閣としても、一つの公的な行為として対処してまいらなければならぬ立場にあるわけでございます。いづれそういう連絡というものは、そういうことになれば宮内庁と内閣の間で持たれるのは当然の道行きであらうと考えておりますが、いまのところ予定はございません。

○木原委員 天皇はお元氣だといふ話を当委員会でも聞いておりますけれども、すでに七十歳をこえられて、宮崎の植樹祭におきましても御疲労の趣があつた、こういう報道などを聞いておられるわけであつた。そういう御状況の中で訪米をひとつお願いをする、こういう状況になればなかなか私はたいへんだと思つておる。そういうことであつてもなおかつ御訪米をしなければならぬのか、してもらいたいのか。天皇御自身の御判断がどこにあるのかは別にしまして、たいへんなことだと思ふのです。これは都合といふことの中に入らうわけでしょうか。そういう状況を一方において考えますと、訪米の問題がにわかにはクロージアップされてきておるといふことには、この際に行つていただかない、こういうふうには大臣はお考えでございますか。

○大平国務大臣 お断わり申し上げておきますが、政府から御要請申し上げるということではないのであります。皇室の御都合によることでございまして、諸般の事情が許して皇室のほうで御決断があられるということになりますと、たいへん歓迎すべきことだと心得ておりますと申し上げておるのです。

○木原委員 天皇が海外に旅行をされるということとは、これは言うまでもなく個人ということでは

が、同時にまたたいへん公的な行事になることは言うまでもございせん。また、別の意味で政治的な波及といふ問題も考慮に入れなければならぬと思ふのです。したがって、訪米をなさるといふことについて考えました場合には、これはヨーロッパ旅行をなさしたときには、これはある意味では、天皇御自身のやはり個人的な申し出ですか、なつかしい御旅行だったという側面もあると思うのですが、しかし訪米となりますと、私はやはりどうしても二重の意味で政治的な意味を持つことになるのではないかと判断せざるを得ないわけなんです。

と申しますのは、日米間にはさしあたって政治的な懸案事項が多過ぎるわけですね。通商の問題にしましても、あるいはまた通貨の問題にいたしましても、あるいはまた、ベトナム後のアジアの情勢の中で、アメリカの極東政策ないしは極東戦略という、こういうものが一つの變化の時期を迎えておる。これに対して日本の国内の対応策といふことが、いろいろとまさに論議を呼びつづけるわけなんです。あるいはまた、一番根本的な問題として、日米安保条約、是非はともかくとして、国論がなお二つに割れたまま。こういうやうなさまざまな日米間に当面横たわつておる政治的な課題、こういうものを踏まえて考えますと、やはり天皇の御訪米をなさるといふことになると、いやでもそれらの政治的な問題——もちろん直接タッチするわけではありませぬけれども、そういう日米間の中にある懸案の問題を離れて判断することはできない。そういうふうな考えますと、いまのような問題をかかえた時期にあえて天皇の御訪米があるといふことになる、どうしても、日米間の問題を一定の方向に向けて、国民の目をそちらに向けさせる、こういう効果といひますか、影響といひますか、そういうものがある。はたして、そういう政治的な問題が渦巻いておる中に、天皇の訪米といふことを設定をするといふことが、いいことか悪いことなのか。あえて天皇を政治の場に結果的には引きずり出すことになるのではないだ

ろうか、こういうふうを考えるわけなんです、外務当局の責任者として、その辺の御判断はいかがですか。

○大平国務大臣 ということは無関係でございます。もしあなたの言われるように、いまの時期が適当でないという意味で消極的に考えるとすれば、それはまた非常に政治的なことになるわけでございます。日米間の問題というのは、私どもとりわけ経済関係において緊張を呼んでおる問題が数あるということは、いわば当然の道行きと考えておるのであります。

〔藤尾委員長代理退席、委員長着席〕

百四十億ドルにのぼる貿易をやっておる二国間におきまして、問題がないなんというのがむしろおかしいわけでございます。当然あり得ることでございます。それは両国の理解と努力で解決しなければなりませんし、また解決し得る問題であると思っておるわけでございます。陛下の御訪米の問題は、それと次元を異にした問題であると私は心得ております。

○木原委員 当然でございます。たてまえとしては、国事にかかわらないということですから、政治の中に天皇が介入するようなことはあり得ないことです。しかし、私が申し上げたいのは、結果において、そういう渦中に天皇の持つておる影響力というものが使われるのではないのか。そうなりますと、やはり一定の政治行為の中にあえて訪米ということで天皇を出してくる、そういう結果になりはしないか、こういうふうに見えるわけなんです。私も、言うまでもないことですが、けれども、国事行為にわたるかどうかは別にいたしまして、政治の中に天皇が出るということについて危機の念を持つし、反対をします、こういうことなんです。その辺の見解はいかがでしょう。

○大平国務大臣 政治的な色彩を帯びることのないように考えなければならぬというのは、全くあなたと同様の見解を持つておるわけでございます。そういう問題として私どもは考えていないわけ

でございます。その立場で対処いたさなければならぬと考えております。

○木原委員 それでは伺いますが、宮内庁長官とお会いになる、そのときは、天皇の御訪米についておそろく御都合を伺うということになるのでしょうか。けれども、政治的でないというならば、アメリカに旅行したいと宮内庁の側からの発意があつて内閣に相談があるというならわかるのです。しかし、どうもいままでの流れからいいますと、日米両首脳間の話題になって、そのプロセスははっきりいたしませんけれども、その辺から話が出て、ある意味では宮内庁に問題を持ち込んでどうですか、こういう姿になっていると思うのです。それ自体がたいへん政治的なことじゃないかと思うのです。

この委員会でも、過去に天皇の海外旅行という問題について同僚の委員からいろいろの発言がございました。たとえば、アメリカに行く問題につきましても、先年ハワイの移民の百年記念ですが、そういう行事のようなときがあつた。そういうときに天皇にお出ましを願つたらどうかというような発言もあつたと思うのです。だから、そういう範疇ならば、私も、政治の場に出るわけではない、御旅行をなさるなら賛成だ、こういう気持ちを持つたわけなんです。しかし、今度の場合は、まず日米両国の首脳間に天皇御訪米の話題があつて、それから流れてきて、そして今度は外務大臣が宮内庁に御都合を伺う、こういうシステムになっているのです。だから政治的じゃないですか。

○大平国務大臣 たいへん誤解があるようでございますが、私のほうから、宮内庁にお目にかかりたいという点を申し入れておるわけでは決してないわけでございます。公の問題でございますので、いづれそういう問題として内閣が宮内庁との接触を持たなければならぬ場面も出てきようかと考えておるだけでございます。先ほど申しましたように、政府が御訪米を要請申し上げる、そういう趣旨のものはございせんし、私が宮内庁長官

にお目にかかるべく先方の御都合を伺っているわけでは決してないわけでございます。

○木原委員 いずれにいたしましても、天皇の御訪米ということにつきましても、時期の問題ということよりも、先ほど申し上げましたように、日米間にさまざまな深刻な問題をもたかえておる。しかも、たとえば日米安保条約などをめぐつて世論が大きく分かれておる。そういうふうなさまざまなことを考慮に入れまして、そういう問題を持つておる両国間の中に、天皇の訪米によつて何らかの効果を期待するということは、期待はあつてもよろしいわけですが、少し政治的に過ぎる資格で自由に行けるように何か手助けをするというのが内閣の使命ではなからうか、こんなふうに考えておる一人です。したがって、天皇訪米の問題につきましても、どうも落ち目になつた田中内閣の景気浮揚策ではないかという批判もございしますが、そこまでは私も考えたくはございません。しかし、天皇という存在をあまりにもなまなましい政治の世界に引き出すということについては慎重の上にも慎重であつてほしい、こういう考えでおりますので、見解を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大平国務大臣 いま仰せになりましたとおりの姿勢で対処しなければならぬと考えております。

○木原委員 大出委員から関連ということで質問がございしますので、終わりたいと思ひます。

○三原委員長 大出君。

○大出委員 この間の二十九日でございますが、外務大臣に、二十九日はちょうど米軍の完全撤退の日でございましたから、ベトナム戦争終了後のアメリカの新しい極東戦略、あるいは世界戦略といつていいものがある、したがって、それについての認識をかつとしておきまさんと、これから外交全般の問題に大きな影響があるので承りたのだからということで質問しましたが、大臣なかなかとぼけるのがうま過ぎるわけでございます。私は、大平さんという人はもつと人がいいかと

思つたら、えらい人の悪い方だという気がしたのですが、翌日アメリカがものを言うのをわかつていてあなたは答えにならない。私のところには共同通信の方々が調べになつた資料が手元にあつて聞いたのです。

これは実は、空母の母港化の問題、あるいは第七艦隊の新たな抑止力というものの方、あるいは韓国、フィリピンあるいはタイ、日本等におけるアメリカの兵力また役割、そこらが、新しい国防長官になりまして、国防報告の形で議会に出されておる。こういう状態でございます。したがって、知りませんといつて押し通されたのでは、たいへんこころは迷惑な話でございます。したがって、当時まともな御答弁をいたしていただかないのと、また皆さんのほうで、調査をさせていただきたいとお話しになつたものと幾つかございしますので、とりあえずその点をひとつ明らかにさせていただきまして、冒頭に申し上げたアメリカの新しい戦略構想とからめまして、横浜の隣の逗子の池子でございしますが、これは横浜とも一部地域が分かれておるわけでありまして、この池子弾薬庫、これは東日本第一番大きな弾薬庫でございます。ここに再三にわたる弾薬の搬入等がございまして、そのころの心配もあつて、私は先般ミッドウエーの問題等とからんで聞いておるわけでありまして、そのころのところをきょうは的確な御答弁をひとついただきたいと思つておるわけでありまして、最初に、いままで何回かこの十年間の間に質問をしてまいつた問題なんですけれども、横浜にMISCという、米海軍省極東管区軍事海上輸送司令部というものがございまして、ここがいろいろな調達をしておりまして、ここで人の調達をいたしまして、直雇いで日本人を、日本、韓国、フィリピン、台湾、ベトナム、タイ、こういうふうな結ぶ米軍需物資の輸送に従事させた。昭和四十年ごろの計算でいきますと、二千八百総トンLSTで二十八隻、日本人の船員が約千八百人、これが減つてきておりまして、最近では十三隻で約六百四十人、こういう縮小のされ方でございます。こ

それは当時、メコン川をさかのぼるLSTが沿岸からの銃火を浴びてたいへんな目にあって、命からがら逃げて帰ってきた。死にそこなつたわけですが、かつて私はその方にも会って、御本がこういうふうについているんだがということに質問したところであるのであります。日本という国は主権国家でございますから、日本人である限り、その方々にもそれ相当の権利があり、国にも義務がある、こういう相関関係があるはずであります。

第一は、船に乗るのですから、本来ならば運輸省が船員手帳なり何なりという形で何らかの措置をしなければならぬ筋合いなんです。それから、アメリカの輸送司令部がかってに雇うということについても、何らかのチェックが要するはずなんです。それからまた労働関係の方々にも、労働関係法規の適用の問題を考へてしるべきなんです。また全駐外関係の基地におつとめの皆さん方との関係から見ても、大きな目でみれば、何かそこに公平の原則がなければならぬことになる。ところが全く何もしない。何をやつかというところ、まず外務省が一般海外旅行者扱いで旅券を発行する。これはある意味で海外派兵ですよ。そして出入国ビザというのは、そこから先は米軍に準じた扱い方をすること、国防省発行の非戦闘員身分証明書が支給されたという形で、出入は自由でございます。

こういうふざけた話はないのでありまして、外務省も大きくからんでいるわけでありまして、この点は一体どうなすかと承ったところが、一切わからないと言ふのです。しかも、戦い済んで日が暮れて、ばらばら首になっている現実があるというのに、労働省も何も考へようとしてない。本来、船員手帳等を渡すべき運輸省も何もやらないから、経験が資格の上で載っていない。そこに持ってきて、離職者対策という形において、これは米軍なんです、防衛施設庁あたりだつて何か考へなければならぬ筋合いだが、これが何も異議を差しはさまない。その結果、艇長は二十

七万くらいもらっているはずでありまして、この方々の税金だけは取り上げるといふことが、さつぱりおわかりにならぬ。それで、調べるとおつたのだから、調べた結果はどういうことか、直ちに調べをいたさ、あわせてどういふふうに対処なさるのか。私は横濱におりますので、雇われたところはあそこです、ばらばらと打ち首になつて出ていくのを私は見ておられません。いかがでございますか。

○大河原(良)政府委員 前回のこの委員会でも、LSTの問題について御質問がございました、その後、衆議院の予算委員会におきまして、この問題が御議論ございました。御指摘のとおり、直接雇用の形で米軍に雇われておりますLST関係で働いておる方々が、昨年十二月末の数字では六百七十八名、ただいま御指摘のとおり現在約六百四十名ということでございますけれども、身分関係から申しますと、御指摘のとおり確かに船員法の保障はない。海外に出かけます際には、一般旅券を持つて、一般旅券の保持者というふうで、海外にMSCに基づく物資の輸送を行なつてきた、そういうふうになるわけでございますけれども、他方、米軍が使つております形が直接雇用というふうでございますので、地位協定の十二条の関係から申しますと、施設庁は主として間接雇用の対象となります。基地労働者を提供するという関係でありますので、それにも直接かからない。一方、船員法の適用がないという関係で、運輸省は直接これのめんどろが見られない。さりとて地位協定の関係から申しますと、国内の労働法規はそのまゝ適用があるわけでございますから、労働省の関連が当然出てまいりますけれども、一般的に申しますと、外国の船で働いている船員と同じような身分関係にあるということ、その辺でいかに労働省が労働者の身分の保護について関与してくるかという点について若干問題がある。さらにまた、所得税の関係から申しますと、地位協定に基づいて所得税の課税の対象になる。

こういうふうなもろもろの問題がございまして、関係各省にまたがるところが多いわけでございます。そこで、たとえば所得税の問題につきましては、先般、衆議院の予算委員会におきまして、愛知大蔵大臣が、この問題について実情調査の上善処するというのを御答弁になつておられるわけでございます。国内官庁におかれて、LSTの従業員の方々をいかなる関連からとらえていくかということにつきまして、現在各省それぞれの立場において御検討いただいている状況でございます。

○大出委員 そうなれば、つまり何もやらないというところでしよう。これはいままでも私が何回も質問している。日本には政府があるじゃないか、日本人じゃないか、あぶないところに行つて、命を打とうとしないうのはどういふわけだ。戦争をしているのですよ。あのとき大河原さんはアメリカ局長ではないけれども、何べんも繰り返し取り上げています。ところが、いまのお話を聞いていけば、税金の問題は愛知さんが善処すると言つたという。それで運輸省は、船員法の適用なんだけれども、どうも船員手帳を発行しているわけでもない、だからこれはどうにもしようがない。施設庁も、直雇いだからどうにもならない。外務省は、調べたらそういうふうでございまして、一日たてば一日その人の生活があるのだから、何か働こうとするでしよう。職業訓練は何かあったら、関係法の適用だつて、労働省はまだ検討中でございますという。そんなことは、外務省、あなたのほうは、ベトナム戦争では腕を組んでのほほんと見ていたのだから、とつとつ各省に指示をして、外務省がインシアチブをとつてやらなければならぬことじゃないですか。アメリカが雇つたのでしよう。アメリカに申し入れることだつて必要じゃないですか。終わつたからといって何でたばた首切ののだと言わなければならぬじゃないや

いですが、施設庁に關係ないならば、駐留軍労働者で基地で働いている方々だつて、給付金の問題等、私たちは苦心慘たんして議員立法でやつてきたじゃないですか。日本人でそういう状態に置かれて、命を的にやつてきて、結果的に職を失う、税金は取られる、どうすればいいのですか。そんなばかな話がありますか。

○大河原(良)政府委員 ただいま一番最後に税金の問題をお取り上げございましたけれども、この問題については、現在大蔵省において具体的な検討を行なつておられるというように私は承知いたしております。税金以外のほかの問題につきましては、先ほど御答弁申し上げましたように、関係各省にわたる問題でございますので、それぞれの各省において、国内法等の関連に基づいて具体的な検討をお願いしている、こういう状況でございます。

○大出委員 のんきなことを言われちゃ困るんですよ。私が質問したのは先月の二十九日ですよ。それでしよう。きょうは十二日ですよ。もう半月じゃないですか。半月たつて、やめさせられた人は一体どうすればいいということになるのですか。検討中というのは、ことばの上ではうまいことばだけれども、何にもしていないということですよ。現にこの方々は何にも受けていないということですよ。税金だつて、善処しますというだけで、何も善処されていないというわけですよ。大体、早急に検討するなんて言つたつて、一体何をやってるのですか。

○大河原(良)政府委員 先ほど御答弁申し上げましたように、関係各省にわたつて、この省が主管、あるいはこの省が主として主管というところが、必ずしもはっきりしない面がございまして、具体的に各省にお願いいたしまして検討をやつていただいている。税金の問題というのはきつて具体的な問題でございまして、この点につきましては大蔵省が、いかなる措置をとるべきか、とり得るかというのを検討しているというのを御答弁申し上げておるわけでございます。

○大出委員 みんな検討じゃないですか。大蔵省の方がお見えいただいたはずなんですけれども、何か言うことがあったら言ってください。労働省の方がお見えになっておたら、何か言うことがあったら言ってください。そんなべらぼうなことがありますが、無責任きわまる。そんなことなら、労働省なんて要らないじゃないですか。

○久世説明員 LSTの乗り組み員の方々は、現在の所得税法の趣旨からいいますと、国内に住する居住者と認められますので、その国内において支払いを受けられます給与については、所得税法の規定によりまして、所得税を源泉徴収するということに法律上なっております。この前の大臣の御答弁にもありましたように、種々検討いたしましたわけですが、現在の所得税法のもとにおきましては、LSTの乗り組み員の方々がいたいておられます給与につきましては、免税とか減税措置については、いまのところ法律の規定上無理かというふうに考えております。

○大出委員 大河原さん、善処でも何でもないじゃないですか。法律どおりやるということでしょう。善処というのはよく対処することでしょう。よく処することでしょう。いまの話は、国内に住居があるのだから、これはLST乗り組み員の方々は源泉徴収をすることになっております。それ以外に方法はありませんか、善処もヘチマもないじゃないですか。そんなことは聞かなくとも法律上きまつておる。そうすると何もしないことになる。そんなべらぼうなことがありませんか。考えてごらんないさいよ。あなた方だって官庁におつとめなんですよ。そんな無責任な不人情な話はないでしょう。税金については愛知さんが善処すると言った。それも法律どおりでございますということになれば、何にもしないことだ。どなたか、ものを言う気のある方はおいでになりませんか。

○加藤説明員 LSTの問題につきまして、労働法規全般の適用関係につきましては、まことに申しわけございませんが、現在なおけんけんがくが議論をしておる段階でございます。

ただ実際に、LSTをおやめになりまして、そして新たに職業につきたいということでおいていただくならば、その方につきましては、これは年齢によりまして若干区別が違いますし、それからどういふ職種を希望されるかによつて違いますが、もう一度たとえば日本の船員になりたい、こういうような形でおいでになりますれば、これは運輸省の船員安定所において就職のあっせんを申し上げる、こういう形になると思うのです。

それから、もう船はやめる、いわゆるおかにあがる、こうおっしゃる方につきましては、労働省の公共職業安定所におきまして就職のあっせんを申し上げるわけですが、この場合、年齢が三十五歳以上の方でございますれば、おそらく船からおかにあがられる方については、新しい職種転換というのですか、職業訓練を受けられたいと、なかなか新しい職場にも転換がむずかしいだろうということ、そういう三十五歳以上の方でございますれば、一応、雇用対策法というものに基づきまして、これは予算単価の平均でございますが、毎月三万二千円程度の手当を差し上げながら、半年ないし一年間、職業転換のための訓練をして差し上げることができたらう。それからまた、そういう職業訓練という形でなくて、直ちに実際に職場につきたいという方でございますれば、これは最初から就職という形はなかなかむずかしいでございますので、ある事業所を御紹介申し上げて、そこで半年間その事業所でいわば訓練を受けながら、その事業所の職場適応訓練というものを受ける。その間、やはり雇用対策法に基づきまして、毎月三万二千円程度の手当を差し上げまして、再就職への道を開いていくというような方法があるわけでございます。

それから四十五歳以上の方でございますと、中高年齢者就職促進のための法律がございまして、それに基づきまして、毎月やはり職業指導というものを半年間いたします。この場合、毎月二万五

千円程度の就職指導手当という手当を差し上げながら、再就職のための御相談を申し上げます。そして再就職をされます前提として、その間職業訓練が必要である、あるいはまた、事業内の職場適応訓練が必要である、こういうことが出てきますれば、先ほど申し上げましたと同じような金額、期間の訓練制度を設けて、そういう制度の適応が可能であるというところまでは行っておりますが、たいへん申しわけございませんが、そのところ全般についてのあれにつきましては、現在なお検討中でございます。

○大出委員 それは皆さんの省から、そこから先踏み込まぬでくれというお話がありましたから、これは遠慮してもいいんですけれども、私も実は全駐労働者さん、基地におつとめの方々の場合に、もう何年にもなりますけれども、臨時措置法をつくる提案をしまして、ようやく雇用奨励金、当時八千円。中小企業におつとめであれば、その雇われる中小企業の社長さんに毎月八千円差し上げる。それから就職促進手当、当時二万二千円、それをその間差し上げますということ、議員立法で各党満場一致御賛成いただいて通したことがあつた。だからこれは、そういう例もかつて申し上げまして、これは黙認をしていらっしゃるから、直接雇われる、危険地域に行くことはわかつて、死んだらどうするんだ、日本人じゃないか、戦闘地域に行っているんだから、メコン川のぼつていくんだから、タイまで行くんだから、そうだとすると、そういう場合にそこらまで含めてそれをどうするかという法律手続も考えておいてもらわなければ困るといふことも何べんも言った。ところが、終わつちやつてこういう状態、なおかつ何もしないという、そういうふざけた話はない。いま初めて課長さんから、この席でこの辺のところは言えるということ聞いた。

こういう時間でございましてから、この問題、これまで一つずつ実はやっていくという気があつたんですけれども、皆さんのほうでまだ五里霧中であるところを私のほうで提案してもしようがないので、いまのところあたりを一つの基本にお考えただいて、どこが一体責任を負うのかということをお考えただいて、運輸省もふざけた話でございまして、これはすいぶん長い期間でございまして、船員としての経験が相当になつていくわけですよ。それならば、船員法なら船員法に基づいて資格を認めておいてあげないと、船で続けることがつたて、これはまた困るいろいろな問題が出てくるんですよ。だから、そのところまでのはって、労働省中心になつてお考えいただくならばそれでいいんだけれども、早急にそのところは対策を立てていただいて、そうしてこの方々に、都道府県を通じて、横浜市なら横浜市を通じてもけっこうですが、ものを言つていただければすつとつながる。平均的に年齢的にいえば大体四十歳くらいですよ。だから、あなたのおつとめ三十五歳未満と四十五歳以上の中高年齢者の関係法律のまん中にいる人がすいぶんいる。そこらもお考えをいただいて、一体どういふふうにするかということをおきめいただいて、それを表に出していただきたいのです。

そうしないと、県だって市だってどうしていいのかわからぬ。そうでしょう。神奈川県だって、人材銀行みたいなものを持つておつて、いろいろな世話はできる。できるけれども、国の基本がはっきりしなければ、横浜市だって、それは私も関係のあるところだから、やれと言つたらやるけれども、国が一体どうするかをはっきりしてくれないればやりようがない。そうでしょう。しかもこれは生活にかかわるのだから、そんなのんきなことを言つてはいないで、これは急いでくれなければ困る。税金のほうも、あたりまえのことを言うなら、何も愛知さんが善処するなんて、そんな大それたことを言わなければいいんだ。そこらのところは、これは大臣、外務省も直接的に旅券を出しているのですから、関係ないんじゃない。だからこれは、きょうは大臣お一人しかおいでにならないのだから、早急にひとつ関係の各省といまの問題の決着をつけて、のんきなことを言つてないで

以上、具体的には横須賀、佐世保に母港を備える第七艦隊の半永久的の維持が必要ということになる。

この間、私は大臣に、母港化ということはどういうことなんだ、半永久的なアメリカの中心的な基地ではないのか、アメリカのポスト・ベトナムという意味における戦略配置はそうであると言ったら、大臣、あなたは、私はそう受け取っていない、ただ単かる兵員の交代だ、年百年じゅうミツ

ドウエが横須賀にゐるのじゃないと言う。そんなことはあたりまえです。陳列しているのじゃないのだから、出たり入ったりするでしょう。だからそれは間違いだ。そうじゃないのです。アメリカのベトナム以後における極東戦略の中心的な配置、つまり重点基地である、あるいは最も重要な

基地である。そういう認識を相手方はしているのじゃないかと私は先月の二十九日に申し上げた。前の日にこの歳出委員会と軍事委員会に新しい国防長官リチャードソン報告が出ているわけですか、それを私は申し上げた。

もう一ぺん言いますが、アジアの同盟諸国に対する米国の抑止力あるいは抑止状態がくずれた場合の反撃力として、十分装備された一定の兵力を海外に維持することが必要である、こう指摘をしている。そして、ここでいう十分に装備された一

定の兵力の維持の意味を、これは日本について言っているわけですから、日本に当てはめてみると、陸、空の在日米軍は実戦部隊はいない、第七艦隊の海軍部隊が存在するだけである以上、具体的には横須賀、佐世保に母港を備える第七艦隊の半永久的維持が必要だ、こういっている。明確じゃ

○大原(良)政府委員　ただいまの冒頭に若干の事柄が、ないですか。なぜあなたのほうは、兵員の交代が、けでございまして、それを簡単におつしやるの、ですか。こういうことはもう少し的確にやほり世の中に明らかにしておく必要がある。あわせて、務省の見方を明確にしておく必要がある。そうでなければいけないのですよ。いかがでございませうか。

留保をつけて御発言でございましたけれども、三月二十八日にリチャードソン国防長官が上院の軍事委員会で行ないました報告の中には、日本に關して四行、先ほど私が申し上げましたように、太平洋における日本との安全保障關係の重要性を指摘したくだりがあるだけでございまして、横須賀、佐世保あるいはそれとの関連においての母港化の問題については、全然言及がないわけでございまして、したがって、私もそのような記事、報道を見た記憶がございしますけれども、これはその報道を送った記者がリチャードソン報告をそのように解釈して送ったものではないかというふうに考えるわけでございます。

○大出委員 そのように解釈して送ったのじゃないのですよ。あなたのほうで調べただけでございまして、そのように解釈したのではなくて、このリチャードソン報告に基づいて、リチャードソン氏はじめ關係の方々に直接会って、この点についてちゃんと全部質問してあるのです。だから、あなたのほうもそこまで御存じならばお調べいただければ明確です。それはあなた方は、文書に書いたから、これはたとえ三行か四行書いたって、その重点というのは一体何だということになれば、たいへんな背景がある。あたりまえでしょう。だから冒頭に私は断わりを申し上げておる。だから、あなたのほうでの受け取り方と私のほうの受け取り方が違えば、それはあなたのほうからあとで出していただいて、私の見解と違うところを明らかにすればいいと、こういうふうに申し上げてものを言っているわけですから。

リチャードソン報告というものを、直接、なぜこういうことなんだということで、向こうにいる記者ですから、当たって説明を全部聞いている。一人が聞いているんじゃないですよ。そうすると、向こうのリチャードソン氏はじめ關係の方々の説明は、これはつまり日本についてなんです。今度の母港化というものは、大臣が言うように簡単に、兵員の交代でございまして、そんなけちなものじゃ

ないのです。これは、先ほど私が申し上げたハロウエー中將の言っていることも、全く同じことを言っている。もう一ぺん中心的な点を指摘しておきますが、これは横須賀でしゃべったんですから、海に向こうじゃありませんから、間違いないこととございまして。第七艦隊の司令官のジェームス・L・ハロウエー中將。第一の点は、さっき申し上げましたように、重要な海軍というものが見直された、たいへん重要なものである、そういう証明がベトナム戦争の結果なされた。二番目は、第七艦隊の役割りは一体何だ、西太平洋の公海、ここに存在する同盟諸国に対していつても米國が支援する決意のあることを示すこと。つまりこれはどういうことかという即応能力です。有事即応能力です。つまりアメリカの国防省關係者、リチャードソン氏以下が説明している。つまり、アジアの同盟諸国に対する米國の抑止力あるいは抑止状態がくずれた場合、反撃力として十分に整備された一定の兵力を海外に維持することが必要だという考え方なんだ。ここに言っている、西太平洋の公海に存在している同盟諸国に対して米國が支援する決意のあることを示すこと。第七艦隊の機能は効率化するのには在日軍基地はきわめて重要である、使用価値がある、このことは引き続き変化はない。即応能力というものを維持する考え方なんだということなんです。

外務大臣、あらためて承りますけれども、空母の母港化というものは、単なる兵員の交代、そうしかあなたはお考えにならぬのですか。

○大平國務大臣 この間御答弁申し上げたとおりの評価を私は依然いたしておまして、私の見解に変わりはございません。あなたが言われるのは第七艦隊の機能についての御説明でございまして、確かに第七艦隊は西太平洋水域におきまして就役いたしておるわけでございまして、アメリカの抑止力を形成する大きな役割りを果たしておると思っております。第七艦隊の機能は大事であるということ、それからリチャードソン証言の中に、日米安保体制というものは引き続きメ

ジャー・インポートランスだというように書いてあること、それは私もそのとおり拝見しておるわけでございまして、大出さんと私の違いは、それを横須賀の今度のミッドウエーの家族の居住と結びつけられて、横須賀の第七艦隊の機能がこれで非常に強化されて反撃力の跳躍台になる、そういう企てなんだというようにあなたが評価されておるうはとらない。何となれば、西太平洋水域におきまして、私もよく知りませんが、何はいかの航空母艦が就役しているわけでございまして、これが一定の期間参りますと、本国のほうへ回航して補給もしたり休養もしたりして、また出向いてくるわけでございまして、もし家族が横須賀並びにその周辺に住まっておるといふことになりまして、また活動水域に出るといふことになりまして、うんと距離が短縮されるわけになりますと、リチャードソンの証言にもありますように、アメリカにすれば戦費を可能な限り節約しなければならぬという趣旨から申しまして、三ばいのところが一ぱい進むことができれば、それはアメリカにとつてそういう選択をするのも私は考えられ

ることとございしますので、そういう意味で家族計画なんだというふうにはくはとっておるわけなんです、せっかくの御指摘でございしますけれども、その点はあなたと私の評価が違います。

○大出委員 そういう答弁をいただければ、これは議論できるわけですから。たまたま大河原アメリカ局長さんが、先ほどそういう記事を見たことがあつたというお話ですから、いへん都合なんです、いま見たことがあつたとおっしゃっている記事は、私も一ぱい調べましたが、一つしかない。共同通信の記事ですよ。共同通信の高橋さんという特派員が向こうから打ってきた電報で、中身というのは、これは実は長いのです。ちよつと申し上げます。いまの大河原さんの言つておることもあつた。つまり、いまのジャー・インポ

も、それは一体何だと調べなければ、やはり記者の役割りはつまらない。あたり前でしょう、どこの記者だって。

そこで、私がさっき言ったように、十分に整備された一定の兵力を維持することが必要である。これはいま大臣が言うのと同じ認識をばくも持っているのですが、今度の国防報告のいままでと比べて違つた特徴は何か。それは第七艦隊による抑止力なんですか。これがボストン・ベトナムという形の中のアメリカの軍事戦略の中心になつてゐるのです。これをばくつきり表に出しておる。いままでいろいろレアーダさんのやつもありましたけれども、そのことを端的に浮き彫りにした国防報告というのはいはれ、初めてで、これが特徴です。第七艦隊の抑止力というものをたいへん高く評価してゐる。中心に据えた。その認識は私はあなたと何も変わつていない。

そこで、私のほうもここから変わるのはいはれ、このことは沖繩返還以後の中心点はどこにかつたかという、第七艦隊の駐留なんですよ。横須賀だけではないのです。第七艦隊というものが西太平洋に駐留をする、それが今度の国防報告の中心になつてゐる。これは共同通信の記者の方もそういうふうになつてきておられる。アメリカの議会内には、米軍の海外駐留を縮小して、いまお話があつたが、軍事費の削減をはかろうとする動きが非常に強い。その空気の中で、有効にそれをどういふように処理するか。ニクソン・ドクトリンが出てくるわけですが、そこで一つは、半年ごとに空母が本國に帰るといふのは、それに伴う膨大な経費が要る、だからこれを節約しよう、半年ごとに帰らない、これを節約する。そうして二番目に、あわせて兵員の士氣というものを高めよう。三番目に、その結果として有事即応能力というものは、あるいは有事即応能力というものは、時間の短縮もございまして、非常に高まるというものの考え方が中心に置かれてゐる。ということになると、日本に母港がどうしても必要である、こ

三〇

ういう論法なんです、体系的に見ていくと。そうすると、日本のミッドウエーの母港化というものを含めて第七艦隊が駐留をする。それをいま大臣が言いましたが、時間の問題を含めて、要するに第七艦隊の即応能力を高めるといふ手段なんです。そうすると、幾つも方々にあります。フリーピンがありあるいは日本がありますけれども、中心は一体どこへいくかという、非常に大きな中心の一つが横須賀に来る。だから第七艦隊の旗艦のオクラホマシティだっている。駆逐艦が六隻いる。だからオクラホマシティだって、ミッドウエーだって、そうでしょう。そうすると、横須賀のいまのこの新しいミッドウエーの母港を中心にしての体制というものは相当な能力を持つことになる、こう見なければいけない。

あなたのほうは、そのところを何とか逃げておかないと横須賀の母港化の問題でめんどろなことになるから、一生懸命、兵員の交代だけ、交代だけ。そこが大きな食い違いです、あなたの方の。いまにものごとはだんだんはつきりしてきますから、ここまで申し上げておきますが、あなたの認識は、それは間違っています。

○大平国務大臣 いま現に第七艦隊が持つておる抑止力、そういったものはどういふものであるかという問題と、今度の横須賀の、あなたのほうは母港化と言ひ、私のほうは家族計画だと言ひつておるのでございますが、これが一体それを強化するものであるかどうかという判断の問題でございしますが、私はどうも、いま大出さんのずいぶん論理的な説明がございましたけれども、そこが納得がいかないわけでございまして、何も私もかたくなに、大いに無理でもおれはこれを守らなければならぬなんという、そんなさもし根性は持たないわけでございまして、ありのままの事態がこういふものではないかと、私はすなおに考えておるわけでございまして、たいへん見解が違ひまして恐縮でございますけれども、私どもの見解としては御理解をいただきますと思ひます。

○大出委員 そのところはすれ違ひますが、答

弁はそういうことにしておきましょう。ところで、池子の弾薬の搬入問題でございしますが、具体的に順次承つてまいります。時間はよけいはいけません。

まず、きのう米海軍が発表いたしました、この中身は七つございしますが、実はこの該当の返子市にいたしていても、市長さん、あるいは議会筋の責任者の方々、さらには横浜、おずかの地域をこへ持つておりますから、こちら側も、また神奈川県も、県知事はじめ次々に、相当強い口調の、だんだん強い口調の声明が出されたり、抗議の意思表示があらまじたりしております。そこで、あなた方は、この継続使用ということを始めから知つておられたわけでございまして、いつ継続使用ということについての御認識をお持ちになりましたか。

○大河原(良)政府委員 池子の弾薬庫は、従来、米陸軍が使用しておった弾薬庫でございまして、けれども、一昨年の秋の日米間の合意に基づきまして、米陸軍が池子を海軍に主管を転換するということになりました。昨年の十月に池子が海軍の弾薬庫として使われることになったわけでございまして、その際、関連をいたしましたして、池子の離れ地に、返子の市街地に近いところに従来管理のための施設がございしましたけれども、この飛び地にありまする管理施設を新しい池子の弾薬庫の中に移設する、こういうことになりました。その移設作業が昨年の暮れに終わりました。当該離れ地は日本側に返還されたわけでございまして、その池子の弾薬庫が陸軍から海軍に移管されるという段階におきまして、日本側は、米海軍が池子の弾薬庫を今後海軍の弾薬庫として引き継ぎすつと使用していきたいという希望を承知の上で、これを地位協定に基づき施設、区域として提供をしたわけでござい

ますか。

○大河原(良)政府委員 御指摘のとおり、池子の弾薬庫の移管という問題につきましては、四十六年の十月に合同委員会で合意を見たわけでござい

ます。なお、これに関連いたしましたして、従来、三浦半島における施設、区域につきましては、その整理統合につとめてまいつたのでございしますけれども、その間、久里浜の倉庫地区、追浜の海軍航空隊施設、衣笠の弾薬庫等の返還が実現したわけでございしますけれども、特に弾薬庫の関係につきましましては、海軍が従来衣笠の弾薬庫を使用しておりましたものを、先ほど申し上げました池子の弾薬庫を陸軍から譲り受けるに伴ひまして、衣笠を日本側に返還するということを含めまして、昨年の二月に衣笠の弾薬庫が日本側に返還されたわけでございします。一方、一昨年十月の合意に基づきまして、池子の弾薬庫内の管理施設の整備につとめまして、昨年の秋にこの移設作業が完了。そこで政府は、先ほど申し上げました、市街地にありました飛び地の分は日本側に返還、池子は海軍に移管されたというかつこうで今日になっているわけでございします。

○大出委員 だから、あなたが、アメリカが継続して使つていくことをはっきり御認識になつたのは、四十六年の十月二十八日の日米合同委員会で六万平方メートルの返還を合意したときに、そういうふうにあなたの方はお考えだったか聞いています。

○大河原(良)政府委員 御指摘のとおりでありまして、池子の弾薬庫を米陸軍から米海軍へ移管するという方針がきまりました段階から、池子は米海軍が今後使つていきたいという希望を日本側は承知しているわけであります。

○大出委員 ならば、その時点ですでに返還はない。これは第七艦隊が半恒久的だといつておりますから。だとすれば、これは第七艦隊との関連における——私は何もミッドウエーのことをとやかく言つてゐるわけではない。第七艦隊の関連にお

けるこの池子の弾薬庫というものは、半永久的にアメリカ海軍が使うのであるという御認識をお持ちになつたことになる。いまのお話ならば、まずそれならば、ずいぶんあなたの方はひどいことをされる。私はさつき、大平外務大臣をもう少し人のいい方だと思つておつたがさうでない、と申し上げたのだけれども、このころわかつておるものを、氣を持たせようなことをあなたの方から見てごらんさい、あの新聞を。六万平方メートル返つてくる、わが世の春で間もなくこつちも返るからということになつてゐる。諸所方々みんなさうです。昨年の十二月二十六日でございしたか、横浜市の側の住民組織である返還のための団体、大胡さんという方が責任者でございしますが、防衛庁にお伺ひしたことがある。あなたの方は、いま池子の弾薬庫は弾薬はからでございまして、貯弾ゼロでございまして、したがひまして、危険手当も警備員に払われておりません、こうお答えになるものだから、この方々も、いや、これで間もなく返還だわいというので、帰つてきてさう言つてゐる。あなたの方は腹の中であつた昔に、四十六年十月の合意の段階から、陸海軍入れかわる、衣笠はだから返すんだから、この管理棟の六万平方メートルのは返還をする、さうしてこつち、本体のほうにリロケートをするという、その考え方のときにちゃんと、これはずつと使つていくのであつて、返還なんということは将来ともあり得ないとかつていて、わざわざ出かけていく人たちが次々あるのに、おまけにそこには関係市町村が全部あるのに、何でも一言もそれをおしやらぬのですか。弾薬が運び込まれてから大騒ぎになつて、方々聞

いてみれば、情報がないというのを言う、回答で。私は県の渉外部に聞いてみた。市の渉外部にも聞いてみた。情報を得ていないと言ふ。外務省に聞いても、防衛庁に聞いても、情報を得てないと言ふ。得てないじゃない、四十六年の十月にちゃんと得てゐる。あなたの方、合意してきめてゐる。さういふふざけた話がありますか。大臣、いかが

ですか。これは納得できませんね。

○大平國務大臣 大出さん、私は政府はもう二、三回そういうことを言っちゃいかぬと思うのです。うそ言ってその場を逃げてみたって、政府という大きなずうたいはどへも引越すことはできません。だから絶対にわれわれは、国会ばかりでなく、対民間におきましても、どこにおきましても、プレスに対しても、うそを言っちゃいかぬと思っておる。でございまして、うそであつたということでありましたならば、これはたいへん政府の落ち度でございまして、指弾されなければならぬと私は思うのでございまして。

ただ、あなたが言う、陸軍の管理から海軍に管理がえになったという事実は、いま政府委員がお答え申し上げましたように、そういう事実は知っておつた。しかし、これは解除になつていないわけであつた。まして、アメリカがいづれでも使える状態にあるわけなんですか。そのアメリカの日々の使用、管理の状況というものを政府がよくつかんでいなかったということに対して御注意であつたら承りますけれども、そのときには、いついづつこれはちゃんと入ることを知つておつた。黙つておつた。それで民間を購着しておつたという御指摘であれば、ゆめゆめそんなことは考へていないわけですから、その点は御理解をいただきたいと思います。

○大出委員 たいへん重大な御答弁をいただきました。この間に、池子の全面返還を求める団体からおのおの何へんも出かけていって陳情しているわけですよ。文書を持っていつて、早急にこの本体の全面返還をしていただきたい、ベトナム戦争の終息の段階でもありと。昨年未でもそうです。

あなたのほうの答えはちゃんとここにあら。何とお答えになったかという、これは、施設庁に大臣のいる前でお答えいただきたいのですが、いや、池子はいま遊休化しております。貯蔵ゼロ、弾薬はゼロでございまして。だから警備員にも危険手当等は払われていない、そういう趣旨の答えを

しておられる。責任者はその報告をされている。そういうふうにならぬで、遊休化していると言っているんです。遊休化して二年半にもなるんだから、しかも貯蔵がゼロ、だから危険手当も払われていない、こういうことになつていゝという言い方をされれば、その方々は返還しと思つて帰るでしょう。その報告をしているわけですから、返子の市長さんがかんかんになつてゐるのも、そこにある。遊休化されている、危険手当も払われていないと、みなそう聞いているわけだから。

だから大臣、そこで、そうではないに、陸軍から海軍にかえた時点で、とてもじゃないが、これはそういう状態にございまして、あなた方がなせおつしやらないのですか。だれもそう言われて帰つてきておる人はいない。だから、どこだつてその報告しているから、そんなばかなことがあるかということになる。市民だつてそうですよ。私は記者の方々に聞いてみた。私の秘書もやつて、町の方々に調べてみたけれども、もうこれは間もなく返還だ、二年半にもなるからやがて返つてくるとみな期待を持っています。何と池子の弾薬庫というのは返子市全体の一五%あるのですよ。狭い返子の町の中で一五%ですよ。それで、リスが飛んで歩く、植物的にもまさに学問的にたいへん貴重なものが一ぱいある、そういう地域です。だからみんなそういう期待を持っています。だから、どなたに聞いたつて、今度のこの問題で憤慨したえぬという人ばかりですよ。市民に聞いてみて、当然だとかそう思つていたとかいう人は一人もいない。それで、あなた方がそういう認識を早くから持つていたならば、返子の責任者である市長にも、返子市議会にも、あるいは横浜から行った市民団体にも、なぜ明確に言わないのですか。施設庁からまず聞きたい。平井さんいかがですか。

○平井警政政府委員 私最近直接地元の方とお会ひした機会がございませんで、私どものほうの

のだけれど、もしいま御指摘のような点で地元の方にそういう印象をお与えしたとすれば、はなはだ残念であつたと思つたのでありますが、御存じのように、この池子の問題につきましては、途中、私、一時施設の仕事をはずしましたが、返還問題につきまして直接担当してやつておりましたのは私でございまして。池子の弾薬庫が陸軍から海軍に切りかわる前から、そのもとと前をたずねますと、返子の市長さんをはじめ市民の皆さんたちが、池子弾薬庫を全面的に返還してほしいという御要望は、昭和二十九年以来運動として続けられてゐるわけですよ。この御要望を踏まえて、かねがねわれわれ米軍と折衝してゐたわけですが、陸軍が管理している時代にも、返還するわけにはいかない。そこで、せめて六万平方メートルある離れ地にある管理部門だけでも早く返還するわけにはいかないのか、こういうことで折衝を続けていたわけであつた。それで、おおむね陸軍との間に話がつきました。そこで、あの施設の管理が海軍に変わったわけでありまして。そこで、あらためて陸軍と海軍を含めまして管理部門の移設についてはどうなるのかという話し合ひをいたしました。海軍も地元の要望にこたえて、管理部門は本体のほうに移設することによつてお返ししようということになつたのです。そこで、そのお話を踏まえて地元とお話をいたしましたときに、全面返還については海軍に移管された後も当面期待することとはできない、海軍は引き続き使うのでできないが、せめて管理部門だけは返すということで話はついた。当面これでごしんぼう願ひたい、そういうことで地元ともお話をいたしました。

それから昨年、遊休ということばに当たりますかどう、少なくとも弾薬庫の本体のほうの使用状態が比較的閑散になつておるのを踏まえて、地元から御要望がありましたときに、私はあらためてそのとき米軍に、こういう状態で今後どうするかというのを確かめたことも記憶しております。そのときに米軍は、いまこういう状態だけれども近いうちに使用したいのだ、使用する計

画も持っている、ただ具体的な時期等についてはまだきまつていないという話がございまして。この点も市長さんにはお伝えしていただけたわけですよ。ただ、私、察しまするに、遊休の期間というものが二、三年有半続いておる状態から、地元の方たちの間におのずから、こういう状態なので、管理部門だけではなく、本体の返還も可能であらうという御期待というものが強くなつてきたという市民感情、そういうものがあつたことは私も十分推測できるわけでありまして、そういう点と返還ができないという私どものほうのお伝えした姿勢との間に、あるいはギャップがあつたのではなからうかと思ひます。

○大出委員 委員長、時間かけないでやろうと思つておりますので、読み上げたりなんかしません。が、該市の市が提出しておりますもの、議論の中身も、横浜市の基地特別委員会の中身も、県のも全部私ここに持つてゐる。全部読んでみました。ところが、県当局、市当局の説明は、みな返還間近という認識を持つて説明しているのです。それからこの時点でもみなそう思つていたと言つてゐるのです。市長も助役も、あるいは市議会議長も、また特別委員会の委員長もみなそうなんです。それから陳情に来た団体はみなそうなんです。うなると市民感情だつて、もう間もなく返つてくるとみな思つてゐるあたりまえです。二年半も使つていない、それで、鉄条網が張つてあるところも腐つて、入れるようになってゐる。それで、そうなるのと立ちくされになるままでのようになつてゐるわけですから、そうなればだれが考へたつて、これは間もなく返つてくると思つてゐるところに、弾薬が運び込まれた。それも市当局にも県当局にも、市当局は二つあります。横浜の地域だつてあるのです。金沢区六浦にあるのです。どこにも何の連絡もない。しかもあとで聞いてみると、一時間前に所轄の警察署に通知があつた。通訳が来て言つたというだけなんです。そういう非常に不親切な、対市民感情もお考えにならぬやり方というものは、これは許しがたい

画も持っている、ただ具体的な時期等についてはまだきまつていないという話がございまして。この点も市長さんにはお伝えしていただけたわけですよ。ただ、私、察しまするに、遊休の期間というものが二、三年有半続いておる状態から、地元の方たちの間におのずから、こういう状態なので、管理部門だけではなく、本体の返還も可能であらうという御期待というものが強くなつてきたという市民感情、そういうものがあつたことは私も十分推測できるわけでありまして、そういう点と返還ができないという私どものほうのお伝えした姿勢との間に、あるいはギャップがあつたのではなからうかと思ひます。

○大出委員 委員長、時間かけないでやろうと思つておりますので、読み上げたりなんかしません。が、該市の市が提出しておりますもの、議論の中身も、横浜市の基地特別委員会の中身も、県のも全部私ここに持つてゐる。全部読んでみました。ところが、県当局、市当局の説明は、みな返還間近という認識を持つて説明しているのです。それからこの時点でもみなそう思つていたと言つてゐるのです。市長も助役も、あるいは市議会議長も、また特別委員会の委員長もみなそうなんです。それから陳情に来た団体はみなそうなんです。うなると市民感情だつて、もう間もなく返つてくるとみな思つてゐるあたりまえです。二年半も使つていない、それで、鉄条網が張つてあるところも腐つて、入れるようになってゐる。それで、そうなるのと立ちくされになるままでのようになつてゐるわけですから、そうなればだれが考へたつて、これは間もなく返つてくると思つてゐるところに、弾薬が運び込まれた。それも市当局にも県当局にも、市当局は二つあります。横浜の地域だつてあるのです。金沢区六浦にあるのです。どこにも何の連絡もない。しかもあとで聞いてみると、一時間前に所轄の警察署に通知があつた。通訳が来て言つたというだけなんです。そういう非常に不親切な、対市民感情もお考えにならぬやり方というものは、これは許しがたい

と私は思うのです。この間の横浜のノースドックの共同使用だってそうですが、私はひどい目にあいましたよ。平井さんに直接言いましたから言いませんけれども、重ね重ねまた今回もです。だから、弾薬が入ってきたというので面くらったのは、逗子の市長であり、市議会の議長や県知事以下であり、横浜市の市長、横浜市だつて市の区域の中にあるのです。池子というのは三十六万平米ばかり金沢区に入っているのです。一言も連絡がない。一時間前では市民に知らせる方法もない。そういうばかげたことを何でおやりになるのですか。市民感情に火をつけるだけじゃないですか。これはどうしてそういうことになったのですか。

○大河原(良)政府委員 池子の全面返還がむずかしいという事情につきましては、実は第六十七国会で池子弾薬庫の返還に関する請願八件、これが採択されております。これに對しまして、政府は昨年の五月十六日に閣議決定を経まして、総理大臣名で衆議院議長に回答いたしております。その回答の中身は次のとおりでございます。池子弾薬庫の一部(管理地区約六万平方メートル)返還については、すでに昭和四十六年十月同地区内にある施設を弾薬庫地区に移設することを条件として返還することが日米間で合意され、現在、実施中の移設工事が完了次第返還される予定である。しかしながら、池子弾薬庫の弾薬庫地区(約二九二万七、〇〇〇平方メートル)については、米軍はこれを将来とも使用する意向を有しており、現在のところ返還される見通しはない。これは昨年五月の回答でございます。その間、先ほど施設庁の施設部長から御答弁いたしましたように、現実には池子は使われておらなかったという事態は確かにあったわけでございますけれども、今回の輸送につきまして、米側といたしましては、日米合同委員会の合意に基づいて進められております。手続に従いまして、弾薬輸送について神奈川県警当局に通知を行ない、監視の手続に従つて輸送を行なつたということを申し上げておるわけであります。

す。もちろん、その間に地元に対する連絡がなかったというふうなことからして、市民感情が非常に刺激されたということについては、これは残念なことには思つておりますが、手続的には瑕疵はなかったというふうに考えます。

○大出委員 警察庁の方、六日からですからね。そうでしょう。七日は休んで八、九ですね。それでしよう。六、八、九日。六日はだれからどういう連絡を受けたのですか、具体的に。

○山本(鎮)政府委員 お答えいたします。

六日の場合は、前日に米海軍横須賀基地火薬部のほうから、一応、日向弾薬庫から池子弾薬庫に弾薬の搬送をしたい、こういう一般的な連絡がありました。そして当日の午前八時ころ文書でや具体的には、十時ころ米軍の車両で運びたいという申し入れがあつて、それぞれの処置をとつたといふことでございます。その後九日、十日とさらに三回行なわれたわけでございます。その前も、前日、大田次の日行なうといふことで、当日、さらに具体的に時間等を通告が来るといふことでございます。

○大出委員 だいたいこれは違うのですが、そうするとこれは、六日の場合で言うと前日の何時ころですか。電話が何かあつたのですか。これで六日に運んだのですか。いま前日とおっしゃるのですから、五日になりますね。五日に電話がなんかあつたのですか。

○山本(鎮)政府委員 一応午前中に連絡があつたといふことでございます。

○大出委員 それはどういふ連絡ですか。電話ですか。

○相川説明員 電話で連絡がありましたのか、文書ではなかったと聞いておりますけれども、実は私、さだかに確かめておりませんが、おそらく電話ではないかと考えます。この点、後ほど調べてみたいと思ひます。

○大出委員 それで、当日はどういう人がどういふところに来ておるわけですか。所轄の警察じゃないのですか。

○相川説明員 先ほど警備局長からお答え申し上げましたように、四月六日、四月九日、四月十日の三回、当日に輸送が行なわれていたわけですが、六日の場合、九日の場合、十日の場合、それぞれ田浦警察署に文書で、運搬の日時、あるいは使用車両、あるいは荷物の種別、それからルート、区間、これらを記入いたしました通報を受けております。

○大出委員 通報という、だれかが文書を持ってきた、通訳の方なんか持ってきた、こういうことですか。

○相川説明員 三回の場合とも、米国の海軍横須賀基地、田浦、兵器部長の少佐の階級の方ですけれども、この人のサインのある書面、これは正確に言いますと、あて先は明確に書いてございませんでした。しかし警察署へ持ってきたものでは、公安委員会あての通報と私も理解いたしません。そしてその書面を持って田浦警察署に連絡が行なわれているわけです。このとき来た人は、その少佐の人であるか、あるいは代理の通訳の人であるか、さだかに調べておりません。

○大出委員 そうすると、その前の日のやつは警察署じゃないのですか。前の日は県警ですか。

○相川説明員 前の日も田浦警察署に対する電話通報であると存じます。

○大出委員 そうすると、前の日に電話通報があつて、いまの書類を持ってきたのは運び込む一時間前、新聞は全部そう書いてありますが、よろしゅうございませう。

○相川説明員 先ほど警備局長からお答えしましたように、四月六日の場合、午前八時ころでございます。それから九日の場合も午前八時ころ。それから四月十日の場合、やや早く七時四十五分ころと記録されております。

○大出委員 九時四十五分ころから輸送が始まつておりますから、一時間ちよつと前ですね。これは非常に不親切なまゝ。所轄の警察に前の日電話があつたというのは、私は聞いても知りませんでした。確かめてみますが、電話があつた。それ

れなら県当局は知つてはいるはずだが、だれも知らない。それでしよう。それは一時間ちよつと前に持つてきた、騒ぎになつた。県に聞いても市に聞いても、全く知らない、所轄署に行つていふうだけで、だから市民に知らせる方法もなければ何もない。それでしよう、これは。

大臣、いまお聞きになつておわかりのように、こういう通報のしかたというのは、一体あなた方はそこまで御存じですか。そういう通報のあり方なんかについてもあわせて承りたいのですが、もう先へ進めますけれども、大臣に承りますが、そうすると、これから先もう半永久的にこの弾薬庫は使つていく、それは当然のことだ、そういうことですな。

○大平(國務)大臣 これは、いま米軍に使用を認め、現に使用を認めた施設であつて、そして米軍が所定の手續を経まして輸送が行なわれているといふ以上は、手続上米軍に手落ちはないわけなんです。だから私の立場では、本件輸送をやめてくれといふ私のそういう立場ではないことは御了解いただきたいと思つてございませう。しかし、あなたが御指摘のように、これは市民の方々が大きな期待を持っておられた。それから長い間半遊休的な状態にあつたといふような関係で、これは地元の関係に米軍に難くせをつける理由は、二つもないけれども、といつて、それじやどうして市民の方々に御理解を得るかといふことでございませう。私も困り切つてゐるのです。それで、どのようにこれを処置してまいるか、ともかくいままでの経緯をよく調べた上で、十分現地の方々とも御相談、話し合ひをしてどうしても御理解をいただかないと、これは私のほうで、これをどけとか、今後撤入したらいかなうとか、そういう立場にないので、全く困つておるわけでございませう、ほんとうにこれはだれに聞いてもいい知恵はないと思つてゐます。それで、現地の方々にどこまで御理解をいただくようにするか、ひとつ精一ぱいやってみたいと思ひます。と同時に、現在はそのような状態でございます。今後これをどうするかという、これ

は全体の基地問題というのとはまた別にあるわけでございすけれども、それはそれとして、当面起つておる問題を何とか処理しないと、当面起つて非常に苦心しておるところでございす。何とかたまには私側の立場にもお立ちいただきたい、御協力を願えればしあわせと思ひます。

○大出委員 これは簡単に承りますから、ほんと答えていただければいいのです。時間はかけませんが……

大臣はそうおっしゃるが、そう簡単にいかない事情がある。理由を申し上げますと、昭和二十二年にこの弾薬庫は爆発をいたしました。当時の新聞記事を調べましたが、これ一部しかない。見つかからなかったのですが、ここにございす。それから私の秘書に頼んで現地に行かせて、当時の大爆発に関する、その弾薬庫の周辺においてなる方々を、端から当時の事情を聞いて歩いた。これがここにたくさんございす。

時間がかりますから簡単に言いますが、当時の新聞のこの記事によりますと、昭和二十二年に大爆発事故があつて、ここに載つております。只川さんという方ですが、すぐそばで雑貨商を営んでゐる方が話している中でも、小学校一年のころ、あのときのおそろしさはまだ明確に覚えてゐる。昼ごろ大きな音とともに黒煙や火柱が立ちのぼり、窓ガラスが全部こわれ、みんな山や海のほうに逃げた。大爆発は、当時、市の話によると、「弾薬庫内の火薬庫七棟と火薬六百トンが吹飛び、山林一平方キロが火災になった。市民に死傷者はなかったが、付近の住宅がこわれ、荷車を引いて市民が逃げまどうなど大変な騒ぎだった」ということを記憶している。

そして今回の場合は、交通事情が昔と全く違つてゐる。弾薬庫の周辺まで全部家ができてしまつてゐる。こういうことで、この弾薬庫の搬入について最後に書いてありますが、別な市民の方は搬入の事前の通報もなく、情報はずべて一方通行、市長らは即時使用中止を求めて、立ち入り調査をさせろということですわり込めというわけですね。

市長も弾薬庫に。当時の大爆発を経験した方はその言つてゐる。私の秘書が調べたのによりますと、六百トンの弾薬が爆発して七棟が吹飛び、当時のこの弾薬庫をつくるにいろいろ働いた人の話によりますと、全部で二百の横穴を弾薬庫の山に掘つた。いまでもその穴をそのまま使つてゐる。昔の海軍ですから、C1からC200まで穴がある。ここに弾薬を入れる。Xという穴がある。ここは弾薬以外の発煙筒を入れる。全部分かれてゐる。二百まである。そして爆発したときの重力がここに集中するように設計上はなつていて、だから爆発をすると、火薬の山を飛ばす、吹き上げるといふのは、その弾薬庫は吹き飛ばしてやつて、保安林一帯からその外まで山が火災になつてしまつた。ところがいまは、隣は京浜急行ですけれども、弾薬庫の山だけ残つて、そのぎりぎりまで政府が住宅開発をやつてしまひまして、びしり家です。

こういう状態になつてゐるから、現地の人に聞いてみると、当時の規模以上のものが入つていて、爆発をするとすれば住宅まで吹飛ばしてしまふんじゃないのか。現に二十二年のこのころから考えると、こんなあぶないところを使わせておけますか、というのが現地の諸君の言ひ分です。たくさんありますから読みませんが、そういう中身です。しかも通路が八キロございす。この八キロの通路は浦郷から船越を通り、そして国道十六号線を横断する。国道十六号線は、夏なんかは海水浴客でそれこそ通れないところですよ。国道十六号ですから、全部両側は八キロ家です。そして一番狭い隧道がありまして、六メートル足らずの隧道、新沼間隧道という六メートル二十センチ、これを通つて入つてくる。

こういう状態の中で、おまけに住宅が密集しておりますから、この日の状況を見ますと、四十五の主婦の方が言つてゐますが、弾薬の車が入つてくる。先導車が一つある。先導車が一つあるということは、皆さんと火薬取り扱ひの米軍との議事録によりますと、鋭意度の弾薬になる。その場合

は先導車がつくことになつてゐる。そのすぐ隣を、知らないから幼稚園帰りの子供さんが三々五々歩いてゐる。そのところを弾薬を積んだ車が先導車を一台つて入つてくる。こういう状態なんですよ。そうすると、私は国内の火薬取り扱ひの法規等から見ても問題があると思うのです。まず車の幅、ここから三・五メートルなけりばいい。それで、火薬取り扱ひの法規からいけば、一番最後に総理府令がございす。この総理府令で細部をきめておられますが、繁華街または人ごみを避けることになつてゐる。国内法規では、火薬類取締法の十九条、ここで、運搬する場合には、さつきちよつとお話がありました。国内の手続でいけば都道府県公安委員会に届け出る。それで、公安委員会は火薬の性質その他を調べて、まずいということになれば、通路変更であるとか、人ごみや繁華街は避けろという指示をして、荷形その他きめて運ばせるわけですね。米軍との関係で、私に持つておられますが、皆さんの合意事項といふものは、こまかく細部を規定してゐない。そうすると、国内法といふものをやはり中心に考えると、どういふ手続をとつて米軍と接触するかは別、やはり繁華街、人ごみといふのは避けなければならぬというところになつてゐる。だから、幼稚園帰りや小学校帰りがぞろぞろ通るところを、先導車を置いて鋭意度の火薬、これは議事録では先導車がつくことになつてゐるのだから、先導者がついてゐる。そういうものを運び込むのをそのまま捨ててはおけない。まして市民感情をさかなくてという感じになつてゐる。だから、逗子市が反対の横断幕をばいぶら下げて、立て看板をたくさん立ててゐる。この状態は一つ間違つて第二の戦争闘争になる。きつかけが一つできればすぐそんなに、激しい市民の方々は、一生懸命市長やなんかに、市長を先頭に弾薬庫にすわり込めという。いまそういう状態ですよ。そうすると、一方通行であまりにひどいじゃないかということですから、三日間にわたつて百五十トンから百六十トンくらいの弾薬が

運び込まれてゐる、そうするとおさまりがつかない。

そこで、二つだけ聞いておきたいのですが、警察関係の皆さんのほうは、人ごみのところを通つてはいかぬことになつてゐる国内法規がある。片方に火薬類取り扱ひに関する日本と米軍との合意事項がある。両方を対比したときに、米軍の車で運び米軍が運搬するならば、これは治外法権だ。日本の運送人を雇えば、これは日本の国内法規に従ふことになつてゐるんだから、やりようはある。いまのところは米軍の車で米軍の軍人が運ぶんだから、いきなり警察が、こらつて言うわけにいかない。いかにいけれども、取り締まり法規の通念上、だれが考えても、場所的にもあぶないのですから、しかも十六号国道を横断をし、しかも京浜急行を横断する。そこは六メートルないのです。そういうところがあるところを平気で運んでくることを許しておけるか、一般通念として、その点をひとつお答えいただきたい。

それから大臣に、そのお答えの結果により、いささかもつて私は、昭和二十二年ころとは違ふんだ、びしり家が建つてしまつてゐる、一年間に十万人もふえる横浜周辺ですから、そのことをひとつお考えをいただいて、市民感情といふものを踏まえてあなたのほうで善処を御検討いただく。時間がかることはやむを得ぬとしても、そういう努力をなさる。それが筋ではないかというふうには私は思ふのですが、いかがです。警察のほうからお答えください。

○相川説明員 お答えいたします。

先ほど先生の御指摘のように、米軍の弾薬類の輸送に關しましては、昭和三十五年十二月六日に日米合同委員会の承認がございまして、御指摘のようないろいろな安全措置をとるということになつております。そして私も警察のほうには、国内の業者が米軍の委託を受けて搬送する場合には火薬類取締法の全面的な適用ということ、これは御指摘の通りに、私も運搬証明書を出しまして、それを携帶しまして、私もその指示に従つ

て安全な運送をいたします。米軍の場合には、先ほどから御指摘がございまして、通報をすることです。しかもそれも、いまの合同委員会の承認によりまして、二千ポンド以上の弾薬を搬送する場合は、日本国の当局に通報しないといふことになっておるわけですが、この点は御指摘のとおりですが、そして、国内法の危険火薬類あるいは弾薬物等の運搬の際の安全措置と、米軍が弾薬を輸送する場合の安全措置、これは別であつてはやはりいいないと思ひます。しかし、法規の適用につきましては、現在、火取法に明文もございせんし、先ほど述べました合同委員会の承認事項に従つて安全を期待し、警察としてとることのできる最大限の必要措置はそのつどやつております。

たとえば今回の場合でございまして、先生先ほど経路を御指摘になりましたけれども、この間に私も警察としては、安全を確保する意味から八名の警察官を要所、要所に立てました。そしてルートはわかつておりますから、そこで必要な交通整理をしたり、あるいは通行者に対する誘導なり指示をしたりして事故防止の万全をはかつたわけですから。

現実にはそのほかに、日向の弾薬庫から出発する前に警察官が現場に参りまして、たとえば、先ほど私、通報が二時間前ぐらいに来ておると申し上げましたが、文書の中に、たとえば弾薬を運ぶということが書いてあるのですが、具体的に申し上げますと、どういふ荷物を運搬するかという項目の欄に、砲弾及びその推進薬というような表記があるわけですが、そしてその種別等が必ずしも明確でないわけですが、そういう場合に私も警察では、弾薬庫前から出発する前に、警察独自でその車両を点検、確認をいたしまして、何インチの砲弾がどのくらいの数量載つておるかというのを確認して必要な安全措置をはかるといふうにしては、いふわけですが、したがって、国内法の適用する限りではございせんけれども、私もとしましては、国内法の適用を受ける業者が運ぶと同じように、で

きるだけの必要な安全措置をとつておるというところを御了解いただきたいと思ひます。

○大出委員 将来に向かつて二つだけ承つて終わりますが、いま御説明いただいたのは、ここにございまして、いま御説明いただいたのは、この中で働いておる皆さんの話を承りましたら、日向の弾薬庫、浦郷からこつちのですね。つまり黄色と赤のしるし、二つになっておるのですね。それで浦郷などにはありません、赤い色のしるしのものばかりであります。聞いてみますと、今回運ばれたものは黄色のしるしのもの、これが主である。この黄色いしるしのものは浦郷にはない。そうすると、どこから持ってきたことが予想される、そういう面がある。近く輸送船が二隻着くんではないかという予測も現場の方々はしてゐる。となると、この弾薬は一体どこからどう運ばれて、どこかのがやつてきたのかという点で大きな疑問がある。浦郷には弾薬が六万トンあるそうです。その六万トンを運ぶといふことなのか。どこか別なところから弾薬を持ってきたのか。近い将来二隻船が着くといふのが、そこらはどうなつてゐるのか。そして弾薬輸送は三回。きのうは米軍が、発表があるからやめたのでしようけれども、きょうを含めて今後どういふうに運んでいくのか、そこをどうも明確にしたい。

○大河原(良)政府委員 私ども、浦郷にありまする現在の貯蔵量、格納量、これを承知いたしておりませんけれども、米軍がいま浦郷から池子に運んだもの、まだ運ばうと計画してゐるものは、海軍の輸送船が本國から持ってきたものである、こゝういふうに承知しております。

○大出委員 今度のものは。

○大河原(良)政府委員 ただいま御指摘の、なお輸送船が二はい云々といふことにつきましては、承知いたしております。

○大出委員 それは、ベトナムから持つてくるといふは、ベトナムは弾薬がなければ困るところでしようから、持つてこないだらうと思つてますが、そうすると、本國か、あるいはグアムか、あるいは

は台湾か知りませんが、浦郷にない色の弾薬を運んでゐるわけですから。そうすると、いま御答弁のように、どこから持つてきたものになる。局長いまそれをお認めになつたやうですけれども、そうだとすると、池子にいままで貯蔵量ゼロと言つていたので、池子にいままで貯蔵量ゼロであつて、そこへ三日間でどのくらい運んで、これからどのくらい運べば気が済むのですか。地元はこゝうなつてゐるのですから、そこをどうもはっきりしてください。

○大河原(良)政府委員 三日間の輸送量は合計で約百五十トンです。それから、米海軍が昨晩発表いたしましたところによりますと、ベトナム戦争に關連した行動上の必要に基づいて、最近の池子における貯蔵量は非常に少ない量であつた。それで、ポスト・ベトナムの状況において、第七艦隊の通常の訓練並びに行動に必要な量を池子に貯蔵するといふ目的を持つてゐるものである、こゝういふことを言つておられますので、すでに運び込まれた百五十トンが全体計画のきつめて一部であるといふふうには考えられますけれども、全体の計画量については承知いたしております。

○大出委員 わかりました。それじゃ、全体のこゝう一部であるといふことになる、全体の大部分がこれから運び込まれることになる。

そこで、大臣に最後にひとつ申し上げたいのですが、さつきいろいろ申し上げましたように、私のみならず、地元の皆さんにしても、これが全く第七艦隊の位置づけと關係がないことではない。ミッドウエーと言つと、またミッドウエーと直接云々ではないとおっしゃるでしようけれども、ミッドウエーも間違いなく第七艦隊の一部でございまして、そういう意味では關係がなくてはならない。第七艦隊の支援といふことなんですから。ミッドウエーも第七艦隊の航空母でございまして、こゝうなつてまいりますと、そういう性格であるといふこと、これが一つ。その点は國のとらんとする方針と私どもの言ふことと食い違つたにしても、それはそれとして将来の問題として残して、当面

の問題をどうするか。さつきお困りになつてゐるおとしやるけれども、私の立場に立つて協力せよとおとしやるけれども、いかんともこれは協力したい。ほかの相模原その他の問題のときには、中にはやむを得ぬといふ人もいたけれども、今度のこの問題に關する限りは、事故もあり、しかも途中でまたさつき申し上げるのを忘れましたが、小学校の生徒まで涙をばらばらこぼすやうな事件が途中であつたのです。ここに新聞記事等がございまして、これはたいへんな白煙が立ちのぼり、太陽も見えなくなつてゐる。それで「基地の白煙、町をおおう 白昼、横浜(磯子、金沢など)で、せき込む子、かすむ太陽」といふことで、讀売新聞の四十五年五月十九日、新聞のゼロックスがこゝうございまして、たいへんなんだ。大騒ぎになつたこともある。この基地は札つきなんです。

そういうことで、何と言つても、当時の昭和二十二年ころと違つた地域状況。たいへんに住宅も密集してきてしまつてゐる。どだいあそこは弾薬庫などを置くべき場所でない。そこまでは發展してきてゐる。なおかつ市の全区域の一五%を占めてゐる。市の發展のためにも何ともならぬ。こゝういふ中で二年半使われていまして、市当局ももう市民は返してくれるものと思ひ、市当局ももう思つてゐた。神奈川県知事は本年一月に、そこらのことも踏まえて、こゝしは神奈川県内の基地は一けたにしてみせる、こゝういふことをおっしゃつた。池子についても樂觀的にお考えになつて、したがつて、新聞記者会見のときには非常に困つておられる。こゝういふ状態に至るところなつてゐる。それをあえて押し通そうとなさるならば、筋でないところ、これは実は第二の戦争闘争めいたことになりかねない危惧がございまして、正直申し上げて私はさつき苦勞しましたから、こゝういふことを私は政府主導型で起こしていただきたいのです。こゝういふ意味でこれはいさぐ回答をいただこつと思ひますけれども、早急にひとつ御検討いただきたい。何とかひとつ、これは逆に

そういうトラブルをまだ起こさぬでいただきたい。これはお願いしたいのですが、いかがでございますか。

○大平国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたように、まず何としても地元との間で十分話し合つて御理解を得るようになければならぬと思ひますが、あなたが御指摘になりましたように、基地が置かれた当時と今日の状況、周辺の事情がいろいろ変わつておるといふ御指摘もありまして、そういうことで私も基地全体をいろいろ検討を始めておるわけでございまして、いま御指摘の件については、なお検討させていただきますけれども、ただ、返還という点について淡い期待を持っていたかもしれませんが、迷惑になりますから、その点は、現在におきましては、アメリカ側に使用を認めておるわけでございまして、管理につきまして成規の手続がとられて以上、少なくともアメリカ側の手落ちは一応ないわけでございまして。日本側において、この問題を今後どのようにして解決してまいるか、せつかくあらゆる角度から検討を進めなければならぬと考えております。

○大出委員 これで終わりますが、鉄条網は破られている。人が出入りできるのです。だから、意のある人が、どういふ人が世の中にいるかわかりませんから、従業員をふやしておるのはわかかっておりますけれども、それでも全部で五十一人しかいない。大の世話をする人、パトロールをする人、あとは弾薬その他の係がある、こうなんです。運び込んだ、何か不測の事態があったらどうするかという心配まで地域の人たちはしておりますので、ひとつ地域の住民感情というものを踏まえて、私ども、一ぺん池子の中に入れていただいて、どういふふうになつていくか調べてみたい。したがって、その点は外務省が所管でございまして、この席で明らかにさせていただきますので、ひとつ委員長、このままで捨ておけない事態に発展しかねませんので、何か不測のことがあつたら責任を負いかねますので、そのままで二年半使つ

ていないのですから、そういうところに入れていただいようぶかという問題がある、専門屋に聞いてみると。だから、そのところも踏まえて一ぺん外務省で、私もそこに入れていただきたい、調べさせていただきます、見せていただきたい、そういう意味で御検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○大出委員 それじゃ、どうも……。

○三原委員長 東中光雄君。

○東中委員 天皇の訪米について若干伺ひたいのですが、先ほど外務大臣は、米国側から、天皇訪米について歓迎申し上げたいといふふうにかねがね言つておつたんだ、日米間の首脳の間、何回かの接触の中でそういう話し合いが出たんだ、こういうふうには御答弁があつたわけだけれども、これはアメリカ側から話が出されたといふふうにお聞きしたいわけですか。

○大平国務大臣 アメリカ側がそういう意向を持つておると私は承つております。

○東中委員 アメリカがそういう意向を持つておるといふ状態をいま大臣言われているのですけれども、私がお聞きしたいのは、アメリカのほうからそういう話を首脳会議なんかで出してきた経緯をお聞きしているわけでありまして、これは別に秘密にされることもなければ何でもないと思ひますが、経緯としてはアメリカ側から出てきたことだといふふうには大臣の御答弁を聞いてよろしいですか。

○大平国務大臣 首脳会議でこのことが正式の議題になつたと私は聞いておりません。私が申し上げたのは、日米首脳の間でこういう陛下訪問問題といふのが話し合はれたといふふうに聞いておるわけでございまして、アメリカ側は陛下を必から御歓迎したいといふ希望を持つておるようになつております。

○東中委員 一昨年の九月に天皇がアンカレッジへ寄られたとき、ニクソン大統領からそういう意向が伝えられたとか、昨年の六月及び本年の一月に来日したキッシンジャー大統領特別補佐官も、そういう意向を日本の政府側に伝えられたといふふうに私たち聞いておるわけですが、そうではないのですか。

○大平国務大臣 これは一々記録を読んでみなければわかりませんが、私が御答弁申し上げたのとおり、日米間の接触を通じてこの問題が話題になり、先方がそういう希望を持たれておるといふことと私は承知しておるのでございます。

○東中委員 宮内庁としては、どこからそういうことをお聞きになつておるわけですか。要するにアメリカ側が天皇の訪米を歓迎するといふ趣旨でいま問題になつておるわけだけれども、そういう経緯に至つた宮内庁側としての発端はどこにあるのですか。

○瓜生政府委員 一昨年の九月に天皇陛下がヨーロッパ諸国を御訪問になる途中、アンカレッジにお寄りになつてニクソンに会われました。そのときにニクソン大統領が、陛下をお招きしたいという意向を陛下に直接口頭で言われたようでありまして、それからその後、昨年の春でしたか、アメリカのグエニュー副大統領が日本に見えまして、宮中で午さん会がありまして、そういう席でも、天皇陛下においでいただくことを望んでいると言つたといふこともあつたやうであります。それからその後キッシンジャー氏が日本を訪問してありますけれども、その際には、これは政府のほうへ行かれた際に、ニクソン大統領が天皇陛下のアメリカ御訪問を歓迎しておると言つておられるといふことを伝えられたことを、政府筋からわれわれは聞いたのであります。そういうようなこともござい

○東中委員 そうすると、アメリカから再三、いま次長のお話では三回ですが、そういう意向が伝えられてきておるといふことになるわけですが、宮内庁としてはどういふふうにお考えになつておるのですか。

○大平国務大臣 これもまだ非公式の段階でございまして、日米間の接触におきまして、大統領が御訪日いただければ、それはたいへん歓迎するところであるといふことは伝えてあります。先方も、その希望は持つておるけれどもことは無理であるといふような反応は、いまござい

○東中委員 そのお招きといふのは、天皇の私的旅行ですね。静養にいらつしやいといふような意味の私的旅行のお招きなのか。あるいは、非公式であるけれども、公式に出てくるのはまだ先のことであらうけれども、非公式と言つておる趣旨は、それは天皇の公的な行為のものとして宮内庁ではおとりになつておるのか。その点はいかがですか。

○瓜生政府委員 先方では、天皇陛下がイギリスとかベルギーとかヨーロッパの諸国を御訪問になりました、そういうふうな御訪問をアメリカにもしてほしいといふことをおっしゃつたのだらうと思ひます。

○東中委員 だから、それは公的な行為なのか、私的旅行なのか、どつちなんですか。

○瓜生政府委員 それはいろいろの解釈がありまして、しかし、これにつきましては、公的な国の経費で御旅行になるといふ趣旨のものと考えております。単に内廷費のお手元金で御静養においでになるものとは違ふといふふうにお考えしております。

○東中委員 ニクソン大統領の訪日について、計画なり、あるいはそれを歓迎するといふような意向なり、そういうものを日本政府としてはアメリカ側に出しておられる、あるいはそういう意思表示を何かの形で伝えられておられるといふようなことがあるのですか。

○東中委員 ニクソン大統領が初めて天皇招待の意向を明らかにしたとき、昭和四十六年の十月四日だと思ふのですが、そのときに当時の福田外務大臣は、天皇訪米の動きに関連して、これは記者会見であり、ニクソン大統領が先か天皇が先かということだが、佐藤首相は、日本が世話になったのだから天皇が先で、その答礼としてニクソン大統領が日本を訪れるというふうに考えている、こういうふうな見解を当時明らかにされていくわけですね。大平外務大臣はどういうふうにお考えになつていらつしやるか。

○大平国務大臣 この問題はまだ公式の問題になつておりませんので、皇室の御都合が伝えられなければならぬわけですが、アメリカ側におきましても、大統領の訪日問題というのは、アメリカ自体としてもお考えでございましょう。どちらが先かあとかというようなことは、まだ問題にするのは早いんじゃないかと思つております。

○東中委員 どちらが先かという問題を考えるのは早いけれども、この二つをいわばセットにして、あるいは当時の福田外務大臣の発言では、答礼としてニクソン大統領、こういうふうになつておられるわけですね。そういう意味ではまさにセツトになつておられるわけですね。当時の佐藤総理もそういうお考えだということが出てくるわけですね。でも、田中内閣も、具体化してない、どちらが先かということとは公式にきまつていないわけですね。ということは、そのとおりでございませうけれども、やはりその二つの問題を考へていらつしやるわけですね。

○大平国務大臣 一般的に問題といたしまして、外交というのは大きく言つて総合的に展開されるわけですが、これは一つの交際でございませうから、儀礼上相互的な意味を持つものでないというわけにはいかぬだろうと私は思ふのであります。ただ、いまそれぞれの御都合がおりないわけですから、これをパッケージにして計画をするというふうな、そんなことを考へておるわけではございません。

○東中委員 一九七一年十月の天皇の欧州諸国訪問について、当時福田外務大臣は、日本にとつてECとの関係強化が必要になった段階でこの訪欧が行なわれて、日本政府にとつて大きな成果をあげることができた、こういう所感を発表されております。これは宮内庁も御承知だと思ふのですが、宮内庁もそういうふうにお考えになつておつたわけですか。

○瓜生政府委員 宮内庁としては、政治的な面のこととはあまり考へておりません。儀礼的な点で考へております。

○東中委員 大平外務大臣、この前の天皇訪欧について福田外務大臣がそういう発言をされておりますけれども、政府としては、この前の天皇訪欧についてはそのようにお考えですか。

○大平国務大臣 それは、私も政治のレベルで考へるべき問題ではない、次元を異にする問題だと思つておりますが、陛下の御訪欧あるいは御訪米というふうなことは、わが国と友好関係を結んでおる国々との間の高い意味の友好関係の増進にとりまして、たいへん好ましいことであると判断しております。

○東中委員 当時、福田外務大臣は、いま申し上げましたように、ECとの関係強化が必要になつた段階で行なわれた、これは日本政府にとつて大きな成果であると言われた。これははいふ率直な感想というが、それを外相として言われているわけですから、お茶飲み話で言っているわけじゃないのです。前回の訪欧の際も、外相がそういうふうにお話されておつたことは、宮内庁も御承知でしよう。

○瓜生政府委員 そういうふうなことは新聞記事で拝見いたしました。

○東中委員 あらためてもとへ戻りたいのですが、憲法第四條で、天皇の行為については国事行為のみに限られる、国政にわたる行為はやってはならないという趣旨の規定がありますけれども、いま進められている天皇の欧米というの、憲法

でいつている天皇の国事行為というふうにお考えなのか、そうでないとお考えなのか、宮内庁の見解を明らかにしていただきたいと思ひます。

○瓜生政府委員 憲法で限定されておりますのは天皇の国事行為でございませうから、この国事行為という中に入つておりません。

○東中委員 それは憲法の国事行為ではない、しかし公的な行為だ、外務大臣、先ほど公的な行為だというふうにお言ひされたと思うのですが、訪米についての天皇の行為の性格は、外務省としてはどういふふうにお考えになつておられるのか、宮内庁としてはどういふふうにお考えになつておられるのか、お聞きしたい。

○大平国務大臣 宮内庁と同様に、国事行為ではないとわれわれも判断いたしております。しかし、あなたが御指摘のように、これは公的行為であると思つております。

○東中委員 国事行為ではないわけですが、機関としての天皇は、憲法第四條によれば、「この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ」ということになつておられるわけですから、天皇個人が私的に行動される、これはとやかく言つておられるわけではないわけ、公的な行為ということになれば、「国事に關する行為のみを」、「のみ」といふふうになつておられるわけですが、そういう点についてどうですか。

○瓜生政府委員 そこに「国事に関する行為のみを行ひ」とそれからあとに「国政に關する権能を有しない」というのが第四條にあります。これに關しまして、国事行為、それからほんとうの純粹の私的行為というのがございませう。陛下が植物とか生物の研究をなさつておられるのがまさに純粹の私的行為で、その中間に、象徴というお立場でなさる事実行為がある。たとえばいまお話しになつておられます、この前ヨーロッパへ御訪問になつたり、それからいまも宮崎のほうの植樹祭においでになつたり、地方旅行においでになつたりしてありますが、そういうのは象徴というお立場におられる方の行為である。権能というふうな法律的な力

を持つということではありませうけれども、事実行為としてなさる行為である。それで、一応占領下に憲法の施行が発足しましたが、それからいろいろ解釈がずつと長い、そういうふうな現在ある程度定着しておるというふうなわれわれ思つております。憲法学者でありませうので、憲法論のむずかしいことはちよつとわかりかねますけれども、定着していると思つております。

○東中委員 私は、いまここで憲法論の議論をしようと思つておられるのじゃないのです。ただ、憲法が制定されたときに、当時の憲法制定の担当大臣だった金森国務大臣が、天皇の国政に關する行為のみを行なうというこの規定が「あるが故に天皇は一般政治の上に超越せられ、種々の紛糾の渦中に御入りにならぬと云うことが明かになるように思われまふ」と、これは、一般政治の上に超越するんだということ、それから渦中に入らない、この二点を言われて、そしてさらに、こういうふうな言つておられます。實際運用の上において、天皇の行為が「政治の行為と同じことになつて、出発点は何であらうとも結果に於て、政治の動きと同じことになつて」と云うような解釈が出来ました時に、果して左様なことが憲法上少くとも妥協なことになり得るであらうかと云うことが、これが問題にならうと思ひます。それから、天皇の行為自体が、政治的行為をやろうというところで主観的に動いたものでなくとも、政治の渦中に入つてしまふ。あるいは、いま読みましたように、政治の動きと同じことになつておられるわけですが、これは憲法の趣旨からいって問題になるんだ、こういうふうな言つておられるわけですが、当時の福田外務大臣が、日本にとつてECとの関係強化が必要になつた段階で行なわれて、日本政府にとつて大きな成果をあげることができた。これは明らかに政治的に効果があることができた。これは明らかに政治的に効果があるわけですし、それからいまの時点で、アメリカ側から要請というか、歓迎の意思表示というのですか、事実上の招待が何回も繰り返されて

いる。先ほども言われましたけれども、貿易通商の面で、あるいは安保条約の面での問題で、いろいろ日米間のこういう問題があるわけですね。そういうときにキッシンジャー補佐官が来て、外交的にもこれを使って、外交ルートを通じて、天皇の御招待を事実上申し出てくる。これは、政治的に影響を与える行為という意味では、国政に係属して行く行為、天皇をそこへ利用しているという結果になっちゃう。これは憲法の趣旨からいって、国事行為に限って行なう天皇、それを象徴天皇というようにしておるわけですから、その範囲から越えていく憲法上の問題が出てくる、こう思うのですが、単なる事実行為あるいは私的行為でないという点で、こういう訪米はやるべきだ、そういう意味で使うべきではない、天皇をそういうふうに使ってはいけないというふうに思うのですが、外務大臣あるいは宮内庁の御意見をお聞きしたい。

○大平国務大臣 欧州の場合も、今度のアメリカの場合も、わが日本国の象徴としてのお立場におられる陛下をお迎えしようということでごさいます。いよいよ政治の御介入をお願いするといふふうなものは決してないわけでごさいます。福田さんがECとの強化というふうなことに、言及されておりますが、私も申しましたように、これは、われわれがやっております政治の次元と異なる次元におきまして、日米間あるいは日欧間の友好関係が増進され、あるいは固められるというところは歓迎すべきことであるという趣旨のことを、そういうことばで表現されたとは思いますが、あなたも引用されたように、金森博士のおことばにもありますように、厘毛も政治的にこれを云々というふうなことは厳に慎まなければならぬ、私どもは厳密にそう考えております。

○東中委員 大統領との天皇の会談というものも、今度の準備されている問題の中に入っているわけですね。その点ひとつ確かめておきます。

○大平国務大臣 まだ皇室の御都合が考慮されておる段階なんでごさいます。そのところまでお話しがいておりません。

○東中委員 もしそういう会談をやられるとすれば、これはやはり公的行為として行かれるのだから、公的な会談になるわけですね。そういうものとして考えられていくわけでしょう。その点は宮内庁どうでしょう。

○瓜生政府委員 会談というふうな表現はちよつと不適当なんじゃないか。会話をかわされる、お話しになるということだと思ひますが、これはやはり日本の象徴としての天皇として相手の大統領と会話をかわされるということであつて、それは公的行為であるか。いかにも公的行為という表現にこだわっておられるようにお聞きしますけれども、やはりその部分は、どういふふうなところで、そういうふうにおつしやいますのか、私ちよつと理解しかねるのですが、要するに、単なる御趣味としての私的行為とは違つて、中間のものである。経費はやはり国の経費でなされるような象徴としての行為であるというふうにごさいます。

○東中委員 趣味の話をしたのなら、それは公的な行為ではない。その訪問は、天皇の内廷費といえども国費ですから、私的な収入ではないわけですから。そういう意味では、公的ということについてとやかく言っているのはなくて、いま言っているのは……（そこまで立ち入る必要があるのか）「天皇がいいと話しに行くんだ」と呼ぶ者あり「天皇がいいでしよう」ということを言ひに天皇がわざわざ行くのか。そのためにわざわざ首脳会談でそういう打ち合わせをするのか。そういうものから……（つまりらぬ質問をするな、核心に入れ）「禅問答みたいだ」と呼ぶ者あり「委員長、不規則発言をとめてください。何ですか。」

○三原委員長 お静かに願います。（みんながわかるように質問したらどうだ）「明快に、明快に」「全然わからない」と呼ぶ者あり「不規則発言をやめてください。」

○東中委員 公的行為だ、私的行為ではない、じや国の機関としての天皇の行為になるわけでしょう。象徴天皇としての公的行為だという見解です。から、国の機関としての行為だ。相手は国の機関としてのアメリカ合衆国の元首であるニクソン大統領と会う。機関としての行動だつたら当然公的な行為じゃないですか。そういうことがどうもわからぬ人がおられるらしいけれども、公的な性質のものだつたら公式の会談になるのはあたりまえじゃないですか。趣味の話ではないというふうにあなたが言っているから、私的なものではない、そういう意味では公的な会談ではないか、こう言っているわけですね。そういうものを予定しているのか。話し合っているか話し合ふぬかというふうなことは、これは物理現象でしょう。その点はどうですか。

○瓜生政府委員 私の表現が悪かつたので誤解されているかと思ひますけれども、その趣味の点は、純粹に私的な申しましたのは、その際、趣味の話ではなくて公的なお話をなさいますというお話を申し上げたのではありませんが、普通、外国からお客が見えて皇居で御会談になるような、そういうことをなさるんだと思ひますけれども、そういうときには、いまもお話が出ましたように、相手の国のお天気の様子も聞かれたり、それから生物の問題を聞かれたり、植物の話も聞かれたり、いわゆる普通の世間話で、これはいわゆる政治問題についてはお話しにならないというたてまえをとっておられるのでありまして、そういう意味でお話しになるそのことは公的な会談というものでないと思ひます。ただ、御旅行全体が天皇というお立場でおいでになりますものですが、単にたとえは葉山のほうへ生物の採集においでになるのとは違つたということを申し上げたわけでありまして。

○東中委員 だから私の言うのは、今度の訪米で

考えられておることは、国の機関としての天皇の公的な行為になるのか。そうでなくて、機関を構成するオルガントレーガーとしての天皇個人が旅行するということとは明白に違つた。だから前者でないのかと聞いておるし、その前者の会合の中で、そのときに天候のあいさつをするのかどうか、こんなことはおはようございますというのと同じこととて、そういうものとは違つた。だから機関としての行動でしようということをおっしゃるわけですね。その点はどうですか。

○瓜生政府委員 私も先ほど申しましたように、憲法学者でないの、なかなか正確なことは言いにくいわけですが、要するに、象徴としての天皇のお立場で向こうの大統領も会われて話をされるわけですね。しかし、話す内容は普通の世間話で、政治にわたらないというふうになされておると私は聞いております。私が知っておる範囲でもそうでごさいます。

○東中委員 元首の親書の交換というのがある。それは手紙ですよ。普通のことばでいえば手紙だ。しかしそれは違つてしよう。元首の親書の交換というものは意味が違つてしよう。その内容に何が書いてあるか。それに時候のあいさつが書いてあるか書いてないか、そんなことにかかわりなく違つてしよう。いま私が聞いておるの、公的な行為として機関としての天皇の訪問ということ計画されておるのかということをお聞きしておるのではない。その点はつきりしてください。

○瓜生政府委員 いま御親書なんかの話がちよつと出ましたけれども、そういう問題の内容でも、われわれ知っておる範囲では、政治問題に触れておらないので、よく地震があつたりしますとお見舞いなんかいたします。（そんなことは聞いてない）と呼ぶ者あり「そういうこともありますので、誤解があるといけませんからちよつと申し上げますが、いまアメリカを御訪問になるかどうかという問題、そのこと自体がまだ公式でもない、慎重に検討している段階ですから、あまりとやかく

申し上げるとかえって誤解を受けるのではない
か、こう思います。

○東中委員 とやかく言っておるのはあなたのほうで、私のほうが聞いておるのは、公的な機関としての行為でしょう。あたりまえのことじゃないですか。それを言っておるのであって、その内容についてとかく言っておるのは、あなたのほうに言っておるのじゃないの。何を話していくのかというのを聞いておるのじゃないのだ。立場は象徴天皇という機関としての行動、公的な行動、これは明白でしょう。あなたはそれを明白にしておけばいいじゃないですか。そういうものとしていろいろ検討しておる……。

○瓜生政府委員 これは私の話し方がまずいから、非常におわかりになりかねるのかもしれないけれども、要するに象徴という天皇のお立場でおいでになるのです。しかし、国事行為でないから、国政に関する権能にわたらないというふうなことでおいでになるということ、それを公的な行為だということならば、そういうことも言えると思います。

○東中委員 外務大臣にお聞きしておきたいのですが、いま準備されておるのは公的な行為だと言われたのですが、天皇という機関と、その機関を担当しておられる個人をやはり天皇といっているから、内閣委員と、それを担当する個人とは違いますが、分けやすいのですけれども、いまの場合、個人としての天皇じゃなくて、機関としての天皇の公的な訪問ということについていま準備を進めておられる。アメリカ側から要請が来ておるのもそういう趣旨であるということはお聞きしておいてよろしいですね。

○大平国務大臣 アメリカも、日本国の象徴として公の立場にある陛下をお迎えしたいという御意向であると承知しております。問題は、皇室の御都合によることとございまして、御検討されておることと推察いたします。

○東中委員 この問題についてはこれで終わりますけれども、要するに公的な行為ということになれば、これは公的な行為の天皇は、結局、憲法上

は国事行為のみを行なうというふうになっているのだから、これは範囲を明らかに逸脱することになるというふうには私たちが考えますので、それを逸脱した形でそういう方向で準備していくということになれば、これは要するに政治の中へ引っ張り込んでいくことになってしまうので、田中内閣として、あるいは宮内庁として、そういう行為はやるべきではない。私的な天皇の行為をいまとやかく言っているわけではないという点をはっきりと申し上げておきたいと思うわけです。

あまり時間がありませんが、横須賀の海軍施設とミッドウエーの母港化の問題で若干聞いておきたいと思うのです。

いま横須賀に在るアメリカの海軍施設ですが、この主要部隊は、在日米海軍司令部と艦船修理部、海軍補給廠、海軍病院があると聞いているわけですが、施設等、そうですね。

○久保政府委員 横須賀に在る米軍は、在日米海軍司令部、横須賀の艦隊基地、米海軍基地、海軍補給廠、海軍施設本部、艦艇修理廠、海軍病院、第七潜水戦隊司令部、西太平洋艦隊訓練群等であります。

○東中委員 ここで基地の機能ですけれども、どういうふうになっていきますか。

○久保政府委員 最大の機能といえますのは、やはり艦艇の修理及びいわば家族などがあることにあります。ある種の意味での根拠地と若干の艦艇の根拠地ということが言えようかと思えます。

○東中委員 艦艇のいわゆる支援基地、そういう意味での根拠地ということじゃないですか。

○久保政府委員 さようであります。

○東中委員 オクラホマシティの乗員は、いつごろの程度移ってきたのですか。乗員の家族ですが、これはどこから移ってきたのですか。

○大河原(良)政府委員 オクラホマシティの乗員組員の家族は、一九六八年の十一月以来、約三百八十世帯が横須賀並びにその周辺に居住いたしてあります。どこからかと言われますと、ちよつと承知しておりません。本国からだと思えます。

○東中委員 第十五駆逐艦隊の六隻の乗員組員が来たのはいつでございますか。

○大河原(良)政府委員 一昨年、つまり一九七一年の秋以来であります。

○東中委員 その数はどうなんですか。

○大河原(良)政府委員 世帯数約六百でございます。ほとんどの家族は基地内に居住いたしておりますが、約三十世帯が基地外に居住いたしております。

○東中委員 ミッドウエーは、いつ、どれくらい来る予定ですか。

○大河原(良)政府委員 ミッドウエーは、乗員組員家族約千世帯というふうには承知しておりますけれども、乗員組員の家族はまだ居住いたしておりません。時期についてもまだはっきりわかりません。

○東中委員 オクラホマシティの根拠地は横須賀になるのですか。どこになるのですか。

○久保政府委員 根拠地というのが正確ではございませんけれども、その乗員組員の家族が居住している場所、主たる場所という意味でいえば、オクラホマシティのそれは横須賀になるというふうには思います。

○東中委員 根拠地とか本拠地とか母港とかいうふうに普通軍艦についていわれますけれども、それはどういふ概念なのか。同じだということ、つまりことは違いますが、母港というのは本拠地であり根拠地であるというふうには、これは愛知外務大臣も答弁されておるわけですが、一般に軍艦の根拠地、母港というのはどういふものをいうのですか。

○久保政府委員 これはなかなかむずかしいわけでありまして、たとえば空母などがかりに横須賀に家族を居住せましても、その大修理、定期的な修理はアメリカ本国へ帰ってやります。三、四年に一度帰ってやるわけでありまして、その場合でありますと、西海岸ですとおそらくアラメダというところになると思うのですが、それを根拠地というわけにもまいらない。といったしますと

必ずしも、根拠地であれ、母港であれ、正確な定義があるというわけではありませんが、一般的に艦艇の主たる寄港地といえますか、そういうもの。それから乗員が上陸をし休養をする、しかも家族がいるといったようなところを、通常の場合、根拠地あるいは母港と言っていると思います。なおその際に、ある程度の修理ができ、それから若干の補給物資をそこで積み取れるというふうなところを含めて、そういう場所であろうというふうに思います。

○東中委員 そうしますと、横須賀は在日米海軍司令部が在りますし、補給廠もあるし、修理部もあるし、それから家族がそこに住んでいる、いま言いましたオクラホマシティあるいは第十五駆逐艦隊、あるいは今度来るであろうミッドウエー、いわゆる根拠地あるいは母港というふうになるのじゃないですか。

○久保政府委員 いわゆるとおっしゃいましたが、いわゆるということばをつければ、そういうような表現でもよろしいのではないかと。いま言したのは、厳密に根拠地が何であれ母港が何であれ定義に沿った解説ができないので、いわゆるということばをつけていえば、それでもよろしいのではないかと思えます。

○東中委員 ところが、いわゆるということばをつけた母港とか本拠地とか根拠地という概念以外には、正式の概念がないのですから、これはまさにこの際にいわゆるをつけるだけのことであって、ミッドウエーの場合は三年間横須賀港から出て西太平洋で行動し、補給の必要がある、あるいは休養の必要がある、あるいは部分的な補修の必要があるという場合には横須賀港に帰ってくる、家族もそこにいるから、こういう関係になるわけでしょう、いま予想されているのは、家族がそこに移った、それから横須賀の施設、区域の機能からいって、そこにある基地の部隊からいってそういうことになるのではないですか。

申しますと、日本の海上自衛隊では、たとえば根拠地とかあるいは母港という言葉を使っておりませんので、アメリカで正確な定義があればその定義に反しているのではないかと懸念を申し上げたわけでありまして、俗にいわゆる母港あるいは根拠地と言われているが正式な概念として使われておられないという意味で明確な答弁を避けたいわけでありまして。

○東中委員 愛知外務大臣は、前のエンタープライズが来た当時、国会でずいぶん問題になりました。これはいわゆる母港なんだ、出ていって作戦してそこに戻ってくるという、いわゆる補給、修理、それから休養、こういういわゆる母港あるいは根拠地、あるいは本拠地というものは違ふんだと、寄港との区別ということでそれを盛んに国会で論議をされているわけですから、それから、いま大平外務大臣が、まあ住宅がここにできたんだと、こうおっしゃいますけれども、いままで国会の論議で言われてきた——日本の国会での論議です。アメリカでの定義はどうか知りませんが、日本、そういう法令があるのかは別として、日本のいままでの国会での論議からいえば、寄港ではなくて、こういう状態になることを母港、あるいは本拠地あるいは根拠地というふうに言ってきたわけですから、そういう意味で今度のミッドウェイの家族移住というのは、横須賀をミッドウェイの母港にする、根拠地にするということなんだ。これは率直に外務大臣、認めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大平国務大臣 マザーポートとかホームポートとかいろいろ俗語があるわけでごいまして、あなたがおっしゃるように、母港とは何ぞやという定立した慣行語はどのようなものでございまして、ただ、家族が住んでおりますから、いままでミッドウェイが横須賀なり佐世保なりに寄港したこととございましてけれども、横須賀に寄港する頻度は多くなると思いますが、そこで修理もしたり補給もしたりすることになるわけで、そういう実態は

あなたの御指摘のとおりでございます。ただ問題は、この本委員会でも議論いたしておりますのは、そういうようなことをすることが第七艦隊の戦略的強化をねらったものであるかどうかということについて、いや、そうではないんだというのが私も申し上げておることでございまして、いや、そうなんだと言つて御主張されておる向きもあるようでございまして、そういう見解はわれわれはとらないと申し上げておるだけです。

○東中委員 われわれ聞いていますのは、第七艦隊がアメリカの本国から出てきて、あるいは半年たつたらまた向こうに帰っているという状態だったのが、今度はその基地機能を、第七艦隊の西太平洋における行動自体は変わっていないとしても、日本を中心にしてやってくる。いままでは向こうへ帰った。ところが、日本から出ていって、日本へ帰ってきて補修したり修理したり、あるいは休養したりする。ここから出ていったり帰ったりする。こういうことで日本の横須賀は強化されておる。こう言っておるわけですね。日本と関係のないところでアメリカがやっておるのだったら、それはアメリカがやっておるわけですから、この移住を認めること、そして補給機能なり補修機能なり司令部があるというふうなことから見て、そういう意味では日本の横須賀が、ニクソン・ドクトリンにいう責任分担でここが強化されて、ここから動いていくというふうになっていく、これが大きな変化だ、こう言っているわけですから、そういう点では、外務大臣の言われていることは、私どもの言っていることを否定されているわけではなくて、同じことを言っているだけと理解するのですが、そうじゃないですか。

○大平国務大臣 そのことを私は家族計画だと言っているのです。

○東中委員 そうなると、ことばだけの問題ですね。専門家の防衛局長は母港と言っている。世界じゅうどこへ行っても、日本の新聞を見たらどこだって母港と書いてある。母港というふうなことを知らないというのはよほどどうかしている。

（新語だ）と呼ぶ者あり）これが新語だなどと言うのは、よほどどうかしている。本拠地とか根拠地というのはこの国会で言っている。これが何か新語だというふうなことを言うのは全く違う。

（発言する者あり）

○三原委員長 不規則発言はやめてください。

○東中委員 よろしい。いわゆる意味というのは、法律で定まっていることではないから、世間一般に使われている、そういう意味でのいわゆる根拠地であり、本拠地であり、母港である。それを外務大臣は、何と言いましたか、それこそ新語なんだ。家族計画ですか、ということばで言われているだけなんだということだと思ふのですが、きょう、もう時間がないから、その点だけを確認して終わりたいと思います。

○三原委員長 受田新吉君。

○受田委員 この外務省関係の二つの法案の直接関連する問題はあと回しにして、先般外交問題のポインツについて外務大臣の信念をただしてみたい点がございまして。

あなたは、昨年、田中総理と御一緒に中国へ行かれて、日中の平和への二つの拠点を築かれた功労者であります。ところが、現に中国政府自身は、日本のいま置かれてある日米安保体制、そういうものに対してはどういう考えを持っているのか。アジアにおける現戦力、権力政治の仕組みをそのままにしておいて、そして日本と中国の間の友好親善をはかりたいと考えておると判断してよいのかどうかを、あなたが直接日中国交回復に乗り出された当事者であるだけに、お尋ねを申し上げておきたいのであります。

○大平国務大臣 中国がアジアの安全保障体制にどういった構想を持っておるかということにつきましては、私はつまびらかに知りません。ただ、わが国とアメリカとの間に結んでおります日米安保条約につきましても、何らこれに触れることなく共同声明を合意できたわけでごいまして、その限りにおきまして、理解は持つておられることと推察します。

○受田委員 現に日米安保体制、これは国連憲章第五十一条の規定に基づく集団二国間の安全保障体制。五十三条には敵国条項が規定されてありまして、これに基づいて、中・ソそれからソ連・北朝鮮、北朝鮮・中国と、こういう日本を仮想敵国にした同盟条項があるのです。この現実、つまり国連憲章の五十三条の規定に基づいた条約は有効と認められるような形になっている現体制のままで日中友好親善を——そう深めていくという形、これは正常な形かどうかをお尋ねしたいと思ひます。

○高島政府委員 先生の御指摘は、中ソ友好同盟条約、これが国連憲章のいわゆる敵国条項に言及しているの、これと今回の日中共同声明による日中国交正常化は矛盾するのではないかとお話しのようにございまして、いろいろな形式的論あるいは法律論等になります。そういう議論もあるいはあるのかと思ひますけれども、今回は、先ほど大臣の御答弁にございましたとおり、日米安保条約あるいは敵国条項に言及したような中ソ友好同盟条約、そういうものの一切触れることなく政治的にも解決したということでごいまして、昨年の日中国交正常化にあたって、そういう条約論あるいは法律論について全然両国とも触れなかったということが実態でございまして。

○受田委員 北京以後のアジア情勢は著しく緊張緩和の方向に向いている。これはもうわれわれもこれを認めて、さらに今後もそれを大きく進め、ソソ三極外交の今後の見通しの中に、日本の外交路線はどこの道を邁進するかということとは非常に大事な問題だと思ふのです。米、中、ソ三国を中心とした多極外交、その中で日本はいま安保体制の日米間のこの形をこのままにし、また敵国条項が残ったままであり、日本を仮想敵国として中国とソ連が条約を結んでおる、北朝鮮と中国も結んでおる、北朝鮮とソ連も結んでおる、この形を何かの形で打開する努力をされるのかどうか。具体的に、敵国条項というものは国連憲章の中から削除するという努力がまず一つ要すると思ひし、日米安

保体制の形を何かの形でゆるめていくというふうな道もある。米、中、ソ三極外交の中でわが国の選ぶ外交路線はどこか、いま私が指摘した問題を含めて御答弁を願いたい。

○大平国務大臣 基本的には、わが国といたしましては、すべての国と友好親善関係を保持したいと存じておるのでございまして、いま御指摘の三大国ばかりではなく、すべての国と変わらない友好関係を維持発展させていかなければならぬと考えております。

第二に、日米関係というのは、日本にとってその中でも一番大事な関係だと考えておるわけでございまして。さればこそ、日ソ国交再開にあたりまして、また日中の正常化にあたりまして、この関係に触れることなく道を開いたわけでございまして、今後この日米間のかたいきずの上に立ちまして、私どもといたしましては、日本の国益を踏まえて外交をそれぞれの国と精力的に展開してまいりたいと考えております。

○受田委員 今度、東西両ドイツが国連に加盟するということがある機会があると、この枢軸国を敵国とした敵国条項というものは、国連の条約の中から抹殺していいものではないか、そういう外交努力を、こうしたアジアの緊張緩和の時点で実際に推進していくべきではないか。これは私、平和外交を進める上において非常に大事な問題だと思っております。事務的処理としては条約局長でけっこうです。政治的な判断は外務大臣に御答弁を願いたい。

○高島政府委員 国連憲章第七七条にいわゆる旧敵国条項がございまして、わが国はこの問題につきましても、前から国連憲章改正の際には必ずこの条項を削除するようにという基本方針を持っておりまして、いろいろ関係各国ともそういう点について打ち合わせをしたこともございまして、ただ解釈をいたしまして、国連の加盟国になつた暁には、日本は当然そうでございすけれども、この旧敵国条項は適用がないということは、これは加盟国の中で一般の見解でございすので、あ

とは形式的に第七七条を削除するという措置が必要であるという観点からわれわれいろいろ努力しておる次第でございす。

ドイツにつきましても、近く、ことしじゅうには当然東西両ドイツともこれに加盟いたすわけでございすので、日本と同じような立場になろうかと考えております。

○受田委員 東西両ドイツと日本とは違うのです。日本は国連にとくに加盟しておる。それが国連憲章の中の敵国条項の適用を受ける国になつていくというのは、これはちよつとおかしい話です。いままでなぜこれを放置しておったか。東西両ドイツの加盟で解決する問題ではなくして、日本はとくに加盟しておるのです。

○高島政府委員 私の御説明が少し不十分だったかと思ひますけれども、日本はこれに加盟したときにおいて、この旧敵国条項は日本に關しては適用がないというのが国連加盟国の一般の見解であるということを示したわけでございす。またドイツにつきましても、今回国連に加盟する段取りになるわけでございすので、その時点において、国連憲章との関係では旧敵国条項は適用がなくなるということでございます。

○受田委員 現に中ソを中心とした三つの日本を敵国とみなす条約が存在してゐます。これはどうなつておるのですか。

○高島政府委員 存在しておることは事実でございす。それでまた、締結した当時において、ソ連あるいは中国はどのような解釈をとつたということも事実でございす。

○受田委員 事実である事実が今日残つておるわけですね。抹殺されてないじゃないですか。

○高島政府委員 私の申し上げておりますのは、国連憲章第七七条そのものについて、将来国連憲章改正の暁には、これを形式的にも削除する必要があるという立場でいろいろ努力してゐるわけでございまして、中ソ友好同盟条約あるいは北朝鮮と中国との条約、そういった条約は、それぞれ当事国間の条約でありまして、わがほうとしてどうす

るといふことはできない問題ではないかと思ひます。

○受田委員 国連憲章の規定にその敵国条項が存在するからそういう条約ができた。日本は日米安保条約の中に特定の敵国を指定してありません。ところが中ソ条約等には、日本を仮想敵国と明記してある、その点を私は指摘しておるわけです。

○高島政府委員 先生の御指摘のとおり、通常、相互援助条約あるいは日本のような安全保障条約は、すべて国連憲章第五十一条の集団的自衛権を組織化したものだといふふうになつてゐるわけであつて、その例外をいまして、ソ連と中国との間の友好同盟条約とかはそういう形式になつておりません。旧敵国である日本の侵略の可能性という観点から条約が起草されてゐるという点は事実であります。

○受田委員 その事実をそのままにしておく筋ではない。日米安保条約の中には、ソ連を、中国を明記してないですよ、仮想敵国として、その片手落ちがあるわけです。その片手落ちをまずなくする必要があるのではないかと私は言つておるのです。

○高島政府委員 先生の御質問の趣旨は、中ソ同盟条約につきましても、何か日本が特別な措置をとる必要があるといふことでございすまいですか。

○受田委員 条約の中に日本を仮想敵国とちやんと明記してある条約が国際間に存在してゐる。ちよつと読んでみて下さい。

○高島政府委員 そのくだりは中ソ友好同盟条約の前文にございすけれども、「日本帝国主義の復活及び日本国の侵略又は侵略行為についてなんらかの形で日本国と連合する国の侵略の繰り返しを共同で防止することを決意し」云々といふくだりでございす。

○受田委員 いまの状態の中で、日本を侵略国と見、それが復活することをわざと断つて明記してある規定を削除することは、私は非常に大事なことだと思つてゐます。それは外国のやつてゐることであるからおかまいはないという考え方は、外務省としてははなはだ私は遺憾だと思つてゐる。それは、国連憲章五十三條の規定がそれへ及んでおる、五十一條の規定をやつたものじやない、五十三條の規定からスタートしておる、私はそう判断するが、間違つてゐますか。百七条ともう一つ五十三條……

は、外務省としてははなはだ私は遺憾だと思つてゐる。それは、国連憲章五十三條の規定がそれへ及んでおる、五十一條の規定をやつたものじやない、五十三條の規定からスタートしておる、私はそう判断するが、間違つてゐますか。百七条ともう一つ五十三條……

○高島政府委員 いろいろこういう集団安全保障条約の法的な地位につきまして見解はございす。ただいま先生御指摘の憲章五十三條といふのは、いわゆる地域的取りきめに関する規定だと思ひます。これは、わが方といたしまして、日米安保条約自体は、ある意味ではこの地域的取りきめの一つであるといふ解釈もできるといふわけでございすので、もちろん広い意味では中ソ友好同盟条約も含めまして、いわゆる集団安全保障条約といふのはすべて地域的取りきめの一つである。したがつて第五十三條のワク内のものであるといふ考えに立つわけでございすけれども、ただ日米安保条約の場合には、よりの確に言ひますと、集団的自衛権そのものを組織化したといふ意味で第五十一條に基礎があるといふ考えでございまして、一応、中ソ友好同盟条約はその五十一條に言及してございすので、そういう意味では、第五十一條に基づくものではなくて、むしろ第五十三條、先生おっしゃるような地域的取りきめの一つであるといふふうな考えでございす。

○受田委員 そうした五十一條と五十三條の関係で、中ソ同盟条約といふものは五十三條を根拠に考へるべきものだと私は思つてゐます。したがつて、いまの時点、アジアの緊張が緩和して平和なアジアが築かれようとしてゐるときに、わざと日本を侵略国とにらんだような形の規定が現に生きてゐる条約といふものは、これは国連において何とか根底の敵国条項を削除することによつて抹殺してもらひたい。日米安保条約の中には、相手の国が侵略国になる、帝国主義が復活するといふようなことを書いてありません。外部のといふことになつてゐるわけなんです。そういう意味においては片手落ちですよ、これは。外務大臣、条約局長

のお説の中には外交努力の不足が多分にひそんでおる。日本は国連憲章の中からいち早く敵国条項を削除する努力を国連総会のほうでやるべきである。これについては、条約局長、日本の努力がいままでにされなかった事実は、そういうことをもっと早く解決したかったと思っていない。反省はないのですか。あたりまえのことだと思っておるのですか。

○高島政府委員 先ほどから御答弁しておりますとおりの、私も、憲章に旧敵国に関する条項が第五十三条と第七七条にございまして、この条項は国連憲章改正の機会には必ず削除したいということと、従来から各国との間にいろいろ話をしたこともございまして、現在も、この点については憲章改正の第一目標に掲げておる次第でございまして、私も、そういう意味で努力をしておらないということでは決してございせん。

○受田委員 努力をしておいても、努力の結果があらわれておらぬじゃないですか。残念ですが……。

○高島政府委員 これは先生も御承知のことと思ひますけれども、国連憲章の改正につきましては非常に困難な問題がございまして、特に五大国、安全保障理事会のうちの常任理事国の中に非常にその点について強い反対を持っておる国がございまして、わが国といたしましては、何といたしましてこの五大国の賛成を得なければいかなる改正もできません。そういう意味で、従来から国連憲章改正については、非常に外務省におきましていろいろ努力しておりますけれども、そういう強烈な反対にあつていままでも成功しておらないというのが事実でございまして。

○受田委員 現実にはそういう壁もあるわけで、それを外交努力で解決するということが日本外交の本體でなければならぬのです。日本外交は非常に弱いのです。

私はもう一つ、これへ関連して、このたび田中総理はソ連のアレクシネフ書記長から親書で訪ソの要請を受けておられる。さらに田中首相はアメリカからニクソン大統領によって訪米歓迎の要請を

受けておられる。外務大臣、この田中首相が行かれるとき、あなたは御一緒に行くかどうかということ、ソ連を訪問しアメリカを訪問するときは、何をポイントにして外交成果をあげようと思ひしておるか。それぞれの国の立場からの御答弁を願ひたい。

○大平国務大臣 いま、受田君も御案内のように、世界は首脳外交が重視される段階になっておりまして、最高首脳が絶えず意思の疎通をはかつておく必要があると考えております。したがって私は、田中総理におかれましては、精力的に御招請を受けておる国につきましては、精力的に御訪問をお願いしたいと思ひます。しかしながら、この問題は、国内を含めまして全体の政治スケジュールをどのように編み出してまいるかの問題でございまして、政府ではまだ具体的なスケジュールをきめるに至っておりません。国会の審議の推移を見ながらこれから吟味しなければならぬ課題でございまして。しかし、かりに訪ソあるいは訪米というような問題になった場合、政府としては最善の用意をしておかなければならぬのは当然と思ひますけれども、いまここで御披露申し上げるまでにはまだ固まっております。

○受田委員 たとえば米国に行けば、懸案の解決とか、経済摩擦を何とか解決するとか、いろいろ目標があると思うのです。またソ連を訪問するときは、北方領土の返還にも同時に強い要請をするとか、そういうものも全然考えていないのですか。ついでに然と親善旅行をなさるのであるのか。

○大平国務大臣 いろいろ具体的な訪ソあるいは訪米というような場合になってまいりますと、先ほど申しましたように、十分準備をしておかなければならぬと思つておりまして、あなたの御指摘になりましたような問題も、当然吟味して対応策を考えながら行かなければならぬのは当然と考えております。

○受田委員 吟味して考えるというのは、味わうわけですか。

○大平国務大臣 まあよく検討するという意味で

ございまして。

○受田委員 やはり一國の総理が外務大臣を伴つて、外務大臣が御一緒に行かれるか行かれぬかわからぬですね。ちよつとその点。

○大平国務大臣 これは、そういう訪米、訪ソ自体がまだまづっておりませんので、私がまた随行を命ぜられるかどうか、そのあたりも当然きまつていませぬ。

○受田委員 外交には一つの夢があるし、国際平和の確立ということへも貢献しなくちゃならぬし、日本国の国民の、国家の強い要請もあわせてこれを解決する努力をしなければならぬ。親善旅行で国費でゆうゆうと漫遊して帰られたんじや、これは意味がないわけです。漫遊ということはよもや考えてはいませぬでしょうね。

○大平国務大臣 それほど安易には考えておりません。

○受田委員 私は、大平外務大臣は幅の広い外交を進めておられるお方であるから、もう一つ今度は、総理も東南アジアという国々を訪問していいと思うのです。東南アジアの諸国、開発途上の諸国家というのは、当然これは日本が関心を持って、アジアの平和の基盤づくりに東南アジアの諸国を訪問されるということは必要だと思つて、これは好ましいことであると思つたのか、御答弁願ひたい。

○大平国務大臣 全く同感です。

○受田委員 その同感に基づいてひとつ。法務大臣の言質から南ベトナム解放戦線の招請問題が論議されたわけですが、法務大臣はよろしいと言ふ。南ベトナムの解放戦線の政府というものは、首府がどこにあるか、領土がどういふふうになつておりますか、ちよつとお答え願ひたい。

○大平国務大臣 正直なところ、つまびらかにしておりません。

○受田委員 そのつまびらかにしてない國との招請問題が出ておるといふのは、何かを拠点にして論議されなければならぬと思うのですが、外務大臣自身がつまびらかにしてない、国土がどれだけ

でその首府がどこであるかというようなこともわからぬようなことでは、外務大臣としては、これは合格か不合格かの論議にも影響する問題でございまして、これは非常に大事な問題が国会で堂々と論議されておるわけですか。いかがですか。

○大平国務大臣 受田君も御承知のこと、国会で政府が申し上げておられますのは、これからのインドシナ政策、とりわけベトナム政策は、せつかくで上がりましたバリの和平協定を踏まえて考えていきたいということをお願いしておるわけでございます。

このバリの和平協定というものは、いまあげられまして南ベトナムの臨時革命政府というものは、当事者としての立場を持っておるようでございます。で、私もがかわりを持つのはその辺でございまして、この当事者が、一方の当事者であるサイゴン政府、わが国と外交関係を持つておるサイゴン政府と相ばかり和解をしまして、第三勢力を含めて和解評議会というものをつくつて、将来の南ベトナムの政治形態というものを上上げていくということがバリ協定にうたわれておるわけでございまして。したがって、この両当事者は和解をしなければならぬ間柄にあるわけでございまして。南ベトナムの将来についてお互に相談しなければならぬ立場にあることだと私も承知するのでございまして、南ベトナム革命政府とわが国とのかわり合ひは、まあそういうものとしまして、処理してまいらなければならぬと思つておるわけでございまして、バリ協定をかがみといたしまして、それにながうことのないような処理のしかたをしてまいらなければいかぬと考えておるのでございまして、具体的なケースが出た場合は、そういう基本的な考え方を踏まえた上で具体的な処理をしなければならぬと考えております。

○受田委員 そうすると、南ベトナムの解放戦線、つまり臨時革命政府は国土を南ベトナムと見、そして首府をサイゴンと見ておるか、あるいはほかに構想があるのか、これはどう判断されるわけですか。

○大平國務大臣 正直なところ、どこに首都があるのか私よく存じませんけれども、南ベトナムの一つの勢力としてパリ協定の当事者になっておるといふことは承知いたしておるわけでございまして、パリ協定というものをベースにいたしまして、私も、これについての対応のしかたを考えていかなければならぬのだというところを、あなたにお答えしておるわけです。

○受田委員 当事者ということになれば、国土はどこだ、首府はどこだという一応の根拠が日本政府としても考えられてしかるべきである。ところが、国土がどうなっておるか、首府がどこにあるかわからぬというところで、外務大臣、つまりまぼろしの国であるというように形に見えておるわけですか、国土とか首府の問題については、

○大平國務大臣 パリ協定には当事国とは書いてないのです。当事者と書いてあるわけではございまして、そういうものとして私も認識して、パリ協定をかみかみいたしまして対応のしかたを考えていきたいと申し上げておるわけでござい

○受田委員 当事者ということ、もちろん当事国と共通する問題……

○大平國務大臣 いや、それは書いてないのです。

○受田委員 それは書いてないといつても、当事者がどこに根拠があるかわからぬようなばく然とした見方というのは、これはおかしいのです。当事者の責任者はどこにおるかというのことははっきりしておかなければいかぬですね。外交路線をいいていこう、つまり招請関係を樹立しようというときには、招請状をどこへ出すわけですか、パリへ出すのですか。

○大平國務大臣 私のほうは、南ベトナムではサイゴン政府との外交関係を持つておるわけでございまして、私どものほうから南ベトナム臨時革命政府とかかわりを持つつもりはないのです、こちららは。向こうから何かのかかわり合いが出てきたとすれば、これはパリ協定をベースに考えましようというところを非常に明快に答えているつもりな

んです。

○受田委員 明快に答える以上は、日本国に対する交渉というものが根拠を持つてくると見なければならぬ。どこからかわからないところから航空郵便で来るとか、どこかの大使にそれを依頼するとかいうような問題でなくて、一応当事者というものはちゃんとした住居、そしてその地域というものが考えられておるはずなんです。どこに何があるやらわからぬものから突然手紙が来るといふような考え方はそのものには一つの非常に大きな問題がある。まあこれはこのままにしておきましよう。

そうしてもう一つ、日中国交回復して共同声明を出した時点で、日中の間における平和友好条約というものはどういふスケジュールで今後組むという見通しを持つておるか、御答弁を願いたい。見通しをひとつ。

○大平國務大臣 本委員会でもたびたび御答弁申し上げておるわけでございしますが、共同声明では、両国が日中平和友好条約の締結交渉をしようというところで合意しておるわけです。しかし、いつからしようというところまでは、まだ相談ができておりません。それからまた、どういふ内容を盛るかにつきましては、過去の清算は共同声明で一切済んだ、これから将来にわたって長き友好関係の条約的基礎をつくるようにしようじゃないかという点に合意いたしておりますけれども、その具体的な内容につきまして、どういふ順序で、どういふ事項を盛り込んでいくかというところまで双方はまだ話し合いをいたしていないのが現時点のこととございします。しかし、国会の決議にもありますように、その締結を急ぐようにという御趣旨もございしますので、大使の交換を終えたこととございしますので、これから外交ルートを通じて、双方都合のいい時期に相談に入るといふようにいたしたいものと思っております。

○受田委員 この条約締結までに当然航空協定の締結というものが途中で出てくる。このスケジュールはどうですか。

○大平國務大臣 これは目下日中間で交渉中でございまして、政府におきましても、部内においていろいろ問題点を検討いたしておる最中でござい

○受田委員 私これに関連して、今度の在外公館の法案のほうに入る問題として取り上げたいことがあるのです。

北京に大使を派遣した。当然、航空協定をいま締結する運びになっておる。広州が一つの拠点になる。それから上海という日中の友好親善を深める拠点、日本人もたくさん行く拠点、そこへ同時に総領事館というようなものを当然置くべきであると思ふのですが、総領事館の設置はこの法案に用意されていない。いかがでしょうか。

○大平國務大臣 まだ双方そういう話にいていないわけではございまして、将来いくとしても、相互主義に基づきまして、日中両国相互にバランスのとれた行き方をしなければならぬと思ひますが、いまだ先方の希望も出ておりませんし、私どものほうも、いま広州その他に総領事館を置かなければならぬという実務上の必要も当面ないわけではございします。将来の問題だと思っております。

○受田委員 むしろ日本から提唱してもいいわけですが、こういうものは、広州の交易会などという拠点もできてきているわけですから、そういうものは当然こちらの一つの夢を実現させる。日本人の生命、財産、身体保護をはかる拠点は、総領事館を置けば、当然広州とか上海とかはその適格な町である。このくらの考え方は日本外交の上にもうちゃんと含みなければならぬと思うのですが、どこがどうなるかわからぬかということですか、総領事館を置くこととすれば広州とか上海とかは非常に重要な町である。その認識も全然ないのかどうかです。

○大平國務大臣 おっしゃることはよく理解できますけれども、一応当面差し迫って必要はないという状況でございまして、北京大使館で大体カバーできるといふところ考えております。しかし、あなたが言われるように、将来、上海、広州

等に日本の在外公館というものの設置は十分考えられると思うのでございしますが、その場合は、日中双方相互主義でございまして、あなたの場合はここに置くならば私のほうはここに置くというやりとりから相談していかなければならぬわけではございまして、将来の課題だと考えております。

○受田委員 大平先生は、のらりくらりとまことにのんびりした御答弁をされるわけですが、一応そういう構想ぐらひは日本は持つて外交交渉を進めていかれる必要があると思ふのです。結果論で議論するのでなくして、過程の中で、当然総領事館というものをすみやかに設置して、いま必要がないというような段階でなくして、法案が成立して後にやるのでなくして、事前にちゃんとした準備体制をつくっておかなければいかぬわけですね。こういうふうな法案となつて、それを承認する段階のときには、もう来年というところになつてくる。その時点で何かしておかなければいかぬといううなことが起こってくる。交渉で当然それは出てくる。

私はここでもう一つ外交問題として、天皇陛下の海外御旅行の問題ですけれども、これは当然触れておかなければいかぬのですが、いま大平さんは、天皇の海外御旅行は象徴たる天皇の御旅行であつて、一切政治的なものではない。憲法の第一章の天皇の条項を見ますと、国事と国政がはつきり分離してあるが、よく考えてみると、国事の中に政治的なものがあるものが出てくる。しかしそれを国事と割り切つてある。そこで外務大臣、天皇陛下の海外御旅行されるときに、ヨーロッパもそうですが、今度アメリカを訪問されるとするならば、海外は天皇を元首としての礼をもつて迎えるのか。たとえば出迎えの儀仗兵等は一国の元首に対する礼としてお迎えしているのかどうかです。それはあなたが一番よく知っておられる。

○大平國務大臣 私の理解では、日本国の象徴としての天皇の公の立場を考慮されて処遇されておることと思ひます。

○受田委員 そうしますと元首というのは、たと

えは迎えする礼砲というのは天皇の場合と違う。天皇を象徴として迎える礼砲と元首を迎える礼砲と、そういう儀式、これは外務省の儀典長がおられるとなおよくわかるのですが、外国が日本の陛下を迎える場合には、日本国を代表する元首としての礼をもつて迎えておられるのか、象徴を迎えるときには大砲の撃ち方が違うのか、これもひとつあわせて御答弁を願いたい、これは外交の問題ですから。

○大平国務大臣 私もそういう儀典的なことをよく承知しないのでございますが、一応調べさせていただきます。

○受田委員 私は天皇陛下が海外へ旅行される場合に、儀式としては元首として迎えられるのではないかと承知しております。しかしそれは、日本側は象徴の天皇であるという解釈、外国側は元首として解釈する。外務省はそういうときに、たとえばすでにおとし陛下のヨーロッパ諸国の訪問をされたときの記録等があるのですが、ヨーロッパの国は日本の元首として陛下を迎えたのかどうか。記録の上ではどうなっているか。象徴をお迎えしたとなっておるか。元首としての礼を尽くしたのか。

それから、日本の場合には、元首は天皇陛下であるのか、あるいは総理大臣か。大平先生も総理大臣になったときに、あなたが元首になるのかどうか。そのことも研究しておかなければいかぬと思うのです。御答弁願います。

○大平国務大臣 日本国の天皇陛下の特殊な御地位は、最近、各国におきましてもよく理解されておりますから、陛下をいわゆる統治権の総攬者たる元首として迎えられるとは思いません。日本国の象徴として、公のお立場における最高の地位にある方として受け入れられておるものと理解いたしております。

○受田委員 そうしたら、日本国の元首はだれでしょうか、大平先生。

○大平国務大臣 これは日本国の憲法に問わなければならぬわけでございますが、私、憲法学者じゃございませんけれども、私の理解では、いわゆる

元首という地位は日本国憲法にはないように思います。

○受田委員 元首という規定は憲法にないのです。しかし、一国を代表する地位にある人は一体だれか、つまり元首に相当する地位の人はだれですか。

○大平国務大臣 受田さんのおっしゃる代表という意味はどういうことを言われるのか、私にはわかりません。きょうも私は、エカフェ総会におきまして日本国を代表したわけですから、代表という意味をどのように言われておられるのか、ちよつと理解しかねます。

○受田委員 いずれの国も元首というのがあるわけですが、日本は、陛下は象徴である、そして政治の最高責任者は総理大臣だ、こういうことになつておるわけですか。しかし、いずれの国も、元首のない国はないわけなんです。日本は元首に相当する規定は憲法にないけれども、海外から見た場合に、日本の元首はだれかということになるわけなんです。外交上の代表としてあなたが海外に行かれる場合は、これは外務大臣でいいでしょうか、外務大臣は日本の元首とはだれも見えないのですから。そうなつてくると、元首というものの存在を否定するということですか。そうしたら、海外から見た日本は元首のない国だと日本の外務大臣は宣言したと、国際的に放送してもよいかどうか。

○大平国務大臣 日本国の憲法は元首の規定を持っていないと思ひます。したがってそこから御判断をいただきたいと思ひます。

○受田委員 そうすると、元首という立場、ことばはいろいろあろうけれども、日本国には元首がない、こういうことを世界に放送したと外務大臣の言明を了解してよいかどうかです。

○大平国務大臣 これは、私が言うとか言わぬとかの問題ではないのでございまして、日本国憲法がそうきめておるわけでございます。

○受田委員 憲法はどうきめておるわけですか。日本は元首がない国だときめておるのですか。

○大平国務大臣 元首に關した規定を持っていないと承知しております。

○受田委員 私は国際間の認識として、外交関係などでは、もちろん外務大臣、全權大使というものが、一国を代表するといふことがいえます。しかし、世界の国々の中に、一国の元首というものが、ない国がほかにあるかないか。これもやはり外務大臣だから知っておるなければいかぬのです。が、事務当局からしても、世界の国で元首のない国はどのくらいあるかをいまから教えてもらいたい。条約局長でもいいです。

○高島政府委員 憲法上の問題にも關連いたしませんので、日本の場合、いわゆる国際上の觀念としての元首に相當するものは何かという点につきましては、私もちよつと正確に責任ある御答弁ができないので残念でございます。

○受田委員 世界の国々を外交交渉でつないでおられる外務省が、世界の国々で元首と稱するものがない国がどこかわかぬといふのはおかしいことだね。これは外務省がつかまえておかなければいかぬのです。憲法学者がつかまえるのじやなくして、外務省がつかまえておらなければならぬ。そのために外務省という役所があり、条約局長があり、国連局長がおられるのです。世界の国で元首のある国となない国とを分離できないような外務省では、はなはだたよりない。それでは答弁を保留して、世界の国で元首がない国はどこかというは調べて、次の法案が通過、採決される段階で、元首と稱する責任者がおる国とおらぬ国とをここで御通報願ひたい。

もう一つ、陛下の海外旅行ですが、これは政治責任といふことでなくして、国際親善という意味で御旅行されることは当然しかるべきだと私は思ひます。これは一々、政治的に關係しておるかとかせぬとかいふことでなくして、政治に關与しないような努力を続けながら、海外に御旅行されていくこと。私は特に、陛下御自身が長い間海外旅行のできない、非常にさびしいお方であつたということをお委員会でもしばしば主張してきて、国事

行為委任法等も提唱した一人でありまして、日本国に天皇の国事行為があるために海外にちつとも旅行できない不幸な陛下に、まだあまり老衰しておられない段階で旅行していただく、これを親善の目的をもつてやられるといふことは、當然積極的にやられていいことだと思うのです。これは政治目的に陛下を御利用申し上げるようなことを一切やめて、そういう形をとっていただくべきだ。そのときには、天皇お一人ではなくして皇后さんも御一緒に旅行していただく。これは非常にほえましい關係でございますので、そういうことは適時、政府自身も宮内庁も、ひとつ力を合わせて、陛下に多くの国々に親善旅行をしていただくように進めていっていただくべきだ。

ただ、私ここで指摘したいのですが、スウェーデンのように、国王御自身が町を自由に散歩されておる国をわれわれよく知つておる。日本の場合には、陛下が皇居から出られるときには非常に警戒が厳重だ。アメリカという国の警戒の問題については懸念がないのかどうか。訪米されるについても、陛下が御安泰のような、アメリカのニクソン大統領以下が完全に陛下の生命、身体を守つてくれるような体制でお迎えをするといふことになると、いかうか。そういう場合に外務大臣として非常な大事な責任があるわけですから、ひとつ御答弁を願ひます。

○大平国務大臣 アメリカの大統領から、心から御歓迎申し上げたいという御希望が寄せられております。そこから御判断をいただきたいと思ひます。

○受田委員 私は日本の国情といふものを考えるときに、スウェーデンあるいはデンマークの国王が市内を自由に散歩される、ああいうような姿の陛下であつていただきたいと思ひます。ほんとは警戒を厳重にしないで、少数の警備の人が軽く陛下を守つてあげる程度にしておくべきだ。ところが日本では、総理大臣が歩かれるのでも、私その首相官邸をしばしば見ておるが、たいへん厳重な警戒で、一般の通行をとめて、総理のお通

りませんけれども、私の理解では、いわゆる

りだ、こういう形です。外務大臣が旅行されるとき、ボディガードがついていきますか、ついていませんか。

○大平国務大臣 国によっても多少相違があるようにございますけれども、一応の警戒はされておるように思います。

○受田委員 警戒があるために非常に不自由を感じられることもあろうと思うのですがね。これはほんとに警戒がなくて自由に歩けるようにしたい。

私、シンガポールを訪問したときに、リー・クアンユー総理、リー・コンチョル副総理がわれわれと一緒に行動するの、だれもついてこない。もう自由に総理や副総理がわれわれと一緒に行動しておる。ほほえましい感じを持ったのですが、日本の国情、日本の国民性、こういうものはやはり平和で明るい国づくりという意味で、陣頭に立つ政府御自身の要路の責任者が、厳重な警戒でなければ外出ができませんというのを一歩後退させて、無防備ということは困難かもしれないが、一人二人ぐらいでがまんしてもらって、あまり厳重なかつてくなくて行けるような政治をやつてもらいたいのです。(賛成)「賛成」と呼ぶ者あり。共鳴者がたくさんいるようですが、そういう意味で、陛下が海外旅行をされる、また国内の旅行をされるに、平和に徹しておられる陛下に、陛下の御自由が十分に保たれるような形で行けるような警戒の方法を検討してもらいたい。これは宮内庁長官にかつて次長にひとつ御答弁を願いたい。

○瓜生政府委員 天皇陛下の国内御旅行の場合の警衛警備ということでございますが、これにつきましては、われわれといたしましては、その際に一般の国民との間の親密な関係を深められていくことが大切でありますから、必要以上の警衛、警備をしないようにというふうに、警察にお願いいたしております。しかしながら、警察のほうとしまして、いろいろな裏面情報がある。いろいろな者がときどきあるものですから、したがって、やはりある程度の警戒は責任上やらなければいけな

いということをお願いしております。しかし、いろいろな裏面情報なんか聞かしてもらいますと、そういうこともあるのかなというところもあります。必要最小限度にとどめていただくということではないかと考えております。

○受田委員 瓜生さんは、かつて日露戦争の際の第二艦隊司令官瓜生外吉先生の血筋を受けたお方である。そういう意味においては、非常に謹厳な、宮内庁におられる役人としてこりつぱだと思えます。ところが、警察が陛下の御外出等にあまり厳重な警戒をして、象徴天皇御自身が国民から遊離されないように、国民に溶け込むような配慮をされたことはいまの御発言でわかるのですが、これはもっと徹底し、陛下以外の皇族の方々にもあまり窮屈な思いをさせられないように。また、それを不心得者がおつてということになれば、一般国民がこれを阻止するような雰囲気をつくらなければいかぬと思うのです。そういう国情をつくつていただきたいのです。平和で明るい国づくり、文化国家、平和国家らしい国にしたいためには、そういう陛下であるいは総理、閣僚皆さんのそういう外出のときに、あまりにも厳重な、一般国民の通行も禁止して非常に急ぐ。病院の車はあつたときはどうなるか。交通関係ではそれも一応阻止しておる。ほかの道路を通過していくという形では、あまりにもきびしいやり方をしておる。これは国務大臣たる大平先生、ひとつ閣議で、われわれ閣僚をあまりにも厳重な警戒で擁護してもらいたくない、もっと開放的な形で国民の中に溶け込ませていただきたいという主張をしていただいて、日本の国が警戒厳重な国家であるという印象をできるだけ緩和するように私は要請したいと思うのです。

もう時間も進んでおります。そこで、陛下の外出についてアメリカだけということになっておるのか、ほかの国はどうなつておるのか、いかがですか。陛下の訪米が実現した場合には、ほかの国もあわせて旅行されるのか。たとえばアメリカに行けば、カナダという国もあればメキシコもあ

るし、また南米まで足を伸ばされれば、日系人が六十万もおつて陛下を心から歓迎する国家もある。そういうのもあわせて考えていくのか。また、新しく計画を立て直すのはなかなか困難であるから、御旅行の際にはおついでに親善外交をやつておかれる必要があると思ひます。

○大平国務大臣 御訪米ということがかりに実現する場合には、自分のところにも御訪問をお願いしたいという国があるわけでございますけれども、本体の訪米問題自体が、目下皇室のほうで御都合を御検討中でございますので、まだその問題につきましてはどうこうするというお答えを申し上げる段階ではございません。

○受田委員 瓜生さん、陛下の御健康は海外旅行の際に数カ国を御旅行されても耐え得ると御判断されますか。アメリカから御招待されたら、もう一カ国がせい一ぱいであるというように御健康上のことも考慮して、私は宮内庁が御判断をされてしかるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○瓜生政府委員 天皇陛下はお年のわりには非常にお元気でございまして、しかし、数年前から比較いたしますれば、幾らかお年もお年ですから、あまり御無理な日程は組んではいけないというふうな存じております。あまり長い期間ではなく、またその毎日のいろいろの日程もあまり詰まつていないように配慮する必要があると思ひます。まあそういうことでございまして。

○受田委員 私、そう御無理な日程をつくつて差し上げるべきではない。だから、代表的な会合へ顔を見せられるというふうな形でアメリカへ行かれたら、カナダへもメキシコへも、オリンピックをやつた関係もあるし、おいでをいただきたいという気持ちを持っておる国には、せめて二日くらい日程を追加されれば片づく問題です。わざわざ何回も御旅行ができないとなれば、その日程を簡略にして、数カ国を御旅行されるという方法をとれば私はいいのじゃないかと思ひます。そのくらのほうが、陛下御自身も、できるだけ多くの国と親善をしたいというお気持ちがあると

思ひます。いかがでしょうか。むずかしゅうございますか。

○大平国務大臣 よく承つておきます。

○受田委員 私、大臣に今度はこの法案に直接関係する問題を数点、短時間でお尋ねをします。外務大臣、あなたは婦人外交官というものを少しづつられたらどうでしょうか。海外へ行つても婦人外交官というものはよりよいものたるものだ。やはり男女同権です。女性には外交官として適任でないかと判断されるかどうかの御答弁を願ひたい。

○大平国務大臣 婦人外交官の道を閉ざしているわけではございませんで、現に婦人として外交官をりつぱにやつておる方もあるわけでございまして、道を閉ざしているわけでは決してありません。

○受田委員 現にキャリア外交官が何人おられるか。男性と女性の数の比率の上で示しを願ひたい。

○應取政府委員 婦人外交官のいわゆるキャリア、上級試験に合格しまして在外公館で現に書記官の職をしておるのは一名でございまして。しかしその他、在外にいま勤務しております婦人の職員は十五名おりました、合計十六名おりました。男性はすなわちそれ以外でございまして、大使を含めまして、在外の職員は総計が千三百六十九名でございまして、そのうちに先ほどの十六名の婦人の方が含まれるわけでございまして。

○受田委員 最近大いに奮発して十六名になったということですか。千三百六十九名中十六名というのは女性を尊重したと言えるか、御答弁願ひます。

○應取政府委員 先ほど大臣から御説明がございましたように、外務省の人事当局といたしましては、試験その他の採用に際しまして、婦人を区別してはいるわけではございません。志望する数からいいますと、やはり男性のほうが圧倒的に多いという事実が、まず採用、合格に影響するわけでございまして。ただ、婦人外交官に適した仕事とか職務の種類もあるわけでございまして、国によりましては、婦人外交官が働きにくいような

場所が、たとえば中近東の一部などにはあるといふことがございますので、配置その他につきましても、やはり婦人について特別な考慮をしなければならぬかと思っております。

○受田委員 北ベトナムのピン外務大臣などは女性ながらあれだけ活躍をしておる。すばらしいと思うのです。それに比較して、日本には大使、公使というものの中には一名も婦人がいない。しかも千三百有余名の中でわずか十六名というのが暁の星のごとく点在しておる。この状態は、男女同権のわが国としては問題で、外交官は男性でなければだめだ、女性には門戸が閉ざされておる閉鎖状態。これは、大平さんのような幅を持った方が外務大臣をやっておいでになる間に、婦人の欲求不満を解決するためにも、海外に婦人に出てもらおうということを考える。意見事務官のような人をもっと外交の畑へでも、在外勤務者にもしていくというような形でいけば、女性というものには欲求不満を解消し、女性にも道が開けるといふことにもなるのです。そういうところで、キャリアであらうとノンキャリアであらうと、いろいろの別に上級職をとらなくても、中級または一般のそういう資格のない立場で採用するとかいう道をとられてしかるべきです。大平さんなども、われわれが見ても、日本から一人や二人の女性外交官を抜てきするぐらいの人材がたぶんおると思ふのです。外務大臣、英断をふるってみませんか。

○大平国務大臣 霞が関のドアは婦人にも開放されておるわけでございます。私も多くの御婦人が志望されることを期待します。

○受田委員 それから、大平使などは、これは試験採用者でなくても、特別任用すればいいのです。大平使はキャリアから出た者でなければならぬといふことはいいのです。人材を発見して、女性でやるほうがむしろいい国があるので、そういうところへは女性の外交官を、外務省の形だけでなくして、幅広く人材を発掘するという努力を、ひとつ外務大臣、やっていたいただきたいです。

つまでも古いからに閉じこもってはいけません。私は、この女性の外交官の養成をする予算でもほとんどとれば、婦人の外交官志望者はたくさん出ると思ふのです。上級職にとらわれないで、婦人外交官の養成機関を十分外務省の予算で確保して、養成してはどうですか。婦人外交官の養成機関を設けるといふぐらいの雅量はないのですか。

○大平国務大臣 せっかくのおことはですが、そうするとまた男女同権でなくなりますから、公平に取り扱いたいと思ひます。

○受田委員 男女同権でないといふけれども、その場合の男女同権の議論はこへ適用できないわけ。婦人の立場を尊重しながら外交官の養成をするといふことは、男女の比率が非常に違うのだから、その中にむしろ婦人の地位を高め、婦人外交官を養成するといふワグが新しく出たから今度には男性が差し繰られるといふ意味じゃないですよ。男性だって女性外交官がたぶんできれば歓迎するはずですよ。そういう意味で、男女同権といふか、この著しいアンバランスを是正するためには、婦人の外交官を大いに募集すれば応募してくるのです。ところが、男性の中にちよびり入ったのではたいへんだから、応募していない。そういう制度をつくれれば必ず出る。これは特別の措置で防衛庁は婦人自衛官の道を開いている。そういうようなことで外務省も当然やればいいわけですよ。まああまり言うとお気の毒ですから、それじややめましょう。

そこで、通訳といふのは、あれは婦人のほうがいい場合が多いんじゃないですか。どうですか。

○應取政府委員 現在本省におきまして、各国語につきまして通訳をする事務官を置いておりますけれども、いまのところはすべて男性でございまして。しかし、先ほど申しましたいろいろな試験のうち、中級試験、それから語学研修生試験につきましても、婦人の方が相当志望され採用されていくわけでございますので、特殊な語学について非常に能力のある婦人の方があらわれれば、もちろん通訳としてつとめていただければいいというところである

と思ひます。

○受田委員 もう一つ、これに関連するのですが、アタッシュという、つまり専門の駐在官といううなものをもっと特色を発揮させる必要がある。これは経済、商務、それから防衛の關係もそれに入るわけですが、全部外交官にして、在外公館の長、大平使がそれを握っておる。したがって、商務専門でやろう、経済専門でやろうと思つても、大使が待て待てと押えれば、みな書記官にされてしまつて骨抜きになつていくから、思い切つた活動ができぬ。円切り上げのときなども、総理みずからがだいたいようぶ、だいたいようぶと云つて、そういう時期は来ないのだと言明しながら、わつとやられた。こういうところは、そうした経済外交の敗北でもあると私は思ふのです。そういう意味からも、一般外交官がとろつとしておる間に抜けたところがたくさんできるといふ意味から、こうした専門駐在官という制度を置くべきではないか。これは外務大臣としては、所管からはずれるので、自分の命令に服する人間のワグ外へ出るので、残念だとおぼしめされるかどうか、御答弁願ひたい。

○大平国務大臣 はばあなたが言われたとおりになつておるわけでございます。各省庁から有能な人の参加をいただいております。各在外公館の大使のもとで、そういう専門のアタッシュが働いておるわけでございます。いまの配置の状況に各省もそう御不満はないものと私は判断いたしております。どうやらあなたの御指摘されるところまでは来ていないと思ひます。

○受田委員 私が申し上げているのは、外交官でない専門駐在官です。外務大臣の命令で動く書記官とか理事官といふものでなくて、つまり大蔵省のロンドン駐在の商務駐在官、こういうようなかっこうで外交官に切りかえておる。いま各省から外務省に出向しておるのです。警察とか農林省からも、文部省からも少数行つておる。大蔵省、通産省、みんな海外へ行くとときは身分が書記官、そういうものになつてしまつておる。外交官になつておるのです。専門駐在官じゃない。つまり外務大臣の指揮監督を受け、また在外公館の長の指揮監督を受ける外交官になつておる。外交官に身分が切りかえられておる。これは防衛だつてそうなんです。この点をいま私、指摘しておるの

で、外務大臣や在外公館の大使などの指揮監督を受けないで、通産省から出た駐在官、大蔵省から出た駐在官として独自の活動ができるようにする。これは外国に商務官制度といふものがある。外務省事務局、外国の例をひとつ出してください。

○應取政府委員 ただいまの問題でございまして、けれども、わが国におきましては、先生御指摘のとおり、各省から来られる方は在外公館において書記官、参事官といふような外交官としての地位を得ておるわけでございますけれども、外交官としての地位を得ておるといふことは、それにふさわしい特権を有するわけでございます。活動もそれだけしやすいわけでございます。そういう活動上の便宜を一方で享有しつつ、他方において、やはり相当の方が在外公館に配置され、事実上それぞれの分野で独特の活躍をされておるというわけでございます。各省の方も現在の制度でこれはやはり一番いいという御判断でございまして、われわれとしてもそのほうがいいと思ひます。

先生御指摘の外国の例でございまして、これは東京の在外公館を調べればわかるわけでございますけれども、各省やはりアタッシュといふことで在外公館の大使のもとに置く例が多いわけでございます。それ以外の場合には非常に一部の事務を取り扱う以外の権限を有してないと思ひます。

○受田委員 その一部の権限を有してないといふのは、日本と同じといふ意味に解釈してよろしいうございませう。日本の同じような外交官の特権の中にあつて陥没しておる、そういう形と見てよろしいうございませう。私の指摘しているのは、

なつておるのです。専門駐在官じゃない。つまり外務大臣の指揮監督を受け、また在外公館の長の指揮監督を受ける外交官になつておる。外交官に身分が切りかえられておる。これは防衛だつてそうなんです。この点をいま私、指摘しておるの

で、外務大臣や在外公館の大使などの指揮監督を受けないで、通産省から出た駐在官、大蔵省から出た駐在官として独自の活動ができるようにする。これは外国に商務官制度といふものがある。外務省事務局、外国の例をひとつ出してください。

○應取政府委員 ただいまの問題でございまして、けれども、わが国におきましては、先生御指摘のとおり、各省から来られる方は在外公館において書記官、参事官といふような外交官としての地位を得ておるわけでございますけれども、外交官としての地位を得ておるといふことは、それにふさわしい特権を有するわけでございます。活動もそれだけしやすいわけでございます。そういう活動上の便宜を一方で享有しつつ、他方において、やはり相当の方が在外公館に配置され、事実上それぞれの分野で独特の活躍をされておるというわけでございます。各省の方も現在の制度でこれはやはり一番いいという御判断でございまして、われわれとしてもそのほうがいいと思ひます。

先生御指摘の外国の例でございまして、これは東京の在外公館を調べればわかるわけでございますけれども、各省やはりアタッシュといふことで在外公館の大使のもとに置く例が多いわけでございます。それ以外の場合には非常に一部の事務を取り扱う以外の権限を有してないと思ひます。

○受田委員 その一部の権限を有してないといふのは、日本と同じといふ意味に解釈してよろしいうございませう。日本の同じような外交官の特権の中にあつて陥没しておる、そういう形と見てよろしいうございませう。私の指摘しているのは、

その専門的活動、情報収集活動、そういうものに、外交官として頭を押えられておるのは、逆にマイナスをかせぐ面がある。独自の活動を押えられておるのだから、それを私は指摘しておるわけだ。そういうのが海外はどうなっておるか、よその国はどうなっておるか、私はその点を言うのです。全部外交官になつておるのですか。

○慶取政府委員 全部が外交官になつてない国もございませうけれども、大部分の場合には、やはり外交官として在外公館の中におりまして、そして大使の指揮を受けているのが多いわけでございます。そうでない場合には、むしろ、民間の代表であるとか、あるいは半官半民の形の団体の代表というところでございまして、政府機関そのものを代表して海外に駐在する例は非常に少ないと考えております。

○受田委員 その制度は日本独自の制度として少ないとおっしゃるが、そういう制度で生きておる国がある。そういう国を一部まねていいのです。全部やれとはいいませんけれども、各省から一人ずつくらいはそういうのを出したほうがおもしろい。そういう新型をやるべきだと私は提案しておるわけです。

そこで、防衛駐在官というものもある。これも書記官で行つておる。その防衛駐在官という任務は在外公館の長の指揮を受けておる。昔は駐在武官というのがありましたね。駐在武官は大使の指揮を受けておつたかどうか、あわせて答弁して現状を御説明願いたい。

○久保政府委員 完全に大使の指揮下の外にあつたかどうか存じませんが、少なくとも陸海軍省から指示が行つていたことは確かであろうと思ひます。現在は完全に外務省の、あるいは大使の指揮下にあるということでございます。

○受田委員 大使の指揮下にあつて自衛官たる身分だけは残つておる、こういうことですね。そこで、これをもし専門の駐在官にするとするならば、自衛官の海外派兵ということになるのかどうか、法的根拠もあわせて御答弁願いたい。

○久保政府委員 自衛官が海外に大使館でなく勤務している例がアメリカにありますけれども、これは通常の物資兵器などの調達関係で行つておるわけで、憲法上の解釈としては、武力行使のために外国に派遣されるのが海外派兵であるという解釈でありますから、そういったものは、当然いゆる海外派兵のうちには入つておりません。

○受田委員 そうすると、自衛官が海外に駐在して情報収集等をするという場合、自衛官として駐在しても海外派兵にはならぬという解釈ですか。

○久保政府委員 現在でも自衛官という身分を持つております。外務省と業務でありますので、したがって当然憲法違反にはなりません。海外派兵という範疇には入りません。

○受田委員 そうしますと、いまの自衛官という身分だけがあつて、その身分は生きておるわけですね。外交官であり自衛官であると、こういうことですか。

○久保政府委員 以前は兼任と申しておりましたが、現在併任と申しております。

○受田委員 自衛官が書記官を併任するという辞令になつておるのですか。ひとつ辞令の形式をおしやつてくだされ。

○慶取政府委員 自衛隊法施行規則がございまして、それに基づきまして、外務省の職員に併任できる、兼職できるということになつておりますので、その規定に基づきまして、自衛官が書記官もしくは参事官という併任になつております。実際おりますたとえばアメリカとかイギリスとかという場合には、一等書記官ということになつて、それが防衛駐在官という公の名称を持ち、さらに一佐とか二佐とかいう自衛官の併任、兼任になつております。

○受田委員 そうすると、防衛庁長官の指揮監督も受け、外務大臣の指揮監督も受けるんですか。

○久保政府委員 その点は、身分上及び実務上、仕事の上での監督権限は全部外務大臣あるいは大使のものにありませう。

○受田委員 防衛庁長官の指揮監督権はどういう形で及ぶのですか。

○久保政府委員 通常の場合はございせん。したがいてまして、外務事務官といひますか、外務職員の身分を離れるときにまた防衛庁長官の監督権限が復活をする、こういうことでございませう。したがつてその間眠つておるという形であります。

○受田委員 休火山ということですか。

○久保政府委員 これは通常の官庁間でも同じであります。主たる活動の根拠がほかの兼任になりました場合に、主たる活動の根拠が他の省に移れば、その省で指揮監督が行なわれる。そうでありますと、やはり指揮系統が二途に出てはまずいということであらうと思ひます。

○受田委員 自衛官の活動が海外で行なわれるのですが、従たる活躍は自衛官として活躍が行なわれることがいふことの御判断のようですが、従たる活躍が自衛官として海外で行なわれておる、こう了解していいわけですか。

○久保政府委員 そうではございせん。外務省職員として防衛情報収集するという任務をその兼任者は持つておるわけでありませうから、これは外交官あるいは外務職員としての任務であり、それがひいては防衛庁の役に立つておる、こういう構成になります。

○受田委員 アタッシェの立場から言つと、防衛専門官として外交官でない駐在をしても、海外派兵にはならないと解釈していいのですか。

○久保政府委員 当然そのとおりであります。

○受田委員 防衛の駐在官はそれでおきまして、時間が迫つておりますから、もう二問だけ短時間に能率をあげて、九時にはかつちやめませう。約束の時間を果たしますから。

そこで、海外で兼摂大使といふのがおるのです。これははなはだ変なもので、専任大使でなく兼摂大使でござんしてゐる国がある。これは専任に切りかえるべきだ。そして特に向こう側が兼任だからこつちも兼任にするというやり方でなくして、平和外交を推進する日本は進んで専任一本

にするというやり方にしてはどうなんでしょうか。人間がおらぬのですか。

○慶取政府委員 先生御指摘のとおり、本来は兼任といふことでなく本任の大使を置くべきでございませうけれども、戦後、外交再建以来、順次外交の範囲を拡大していったわけでございます。現在、在外総領事館その他の代表部を含めまして百四十公館ございませう。しかもその百四十公館が、特に後進国の場合には、人数が四人以下という非常に少ない定員で活動をしてゐるわけでございます。その少ない定員を充実させながら、同時に、また多数の独立の公館を建設いたしますことは、定員の上でも非常に問題がございませうので、順次拡大していきたいという所存でございませう。

○受田委員 定員の問題、これは専任を置くために必要であれば定員をふやしていいわけですね。われわれ野党も、協力しない党もあるかもしれませんが、協力しますよ。それは外交路線を確立する意味において専任大使にする。兼任といふのは片手間にやるのだから、われわれが海外旅行に行つても、兼任がおるといふので行つたら、それがわからぬ。在外邦人だつて生命、財産の保護も十分できないという片手落ちが起きるわけですね。専任を目標にして、最終的には専任一本でやるという腹があるのかどうか。

○慶取政府委員 先ほど申しましたように、現在、実館を置いておるものは百四十でございませうけれども、依然として兼轄が四十四あるわけでございます。この四十四のうち、実際、実館を置かなければならない、あるいはすぐ置く必要があるというところは、やはり全部でございませう。順次その兼轄をなくしていくという方針ではございませうけれども、場所によつては、必ずしもそこに実館を置かず、隣接国からカバーするということではないところもあるのではないかと考えております。

○受田委員 ナウル島という島が独立国家になつて、日本と大使の交換をやつて外交関係が樹立した。このナウル島は南太平洋にある島で、総面積

が二十一平方キロでございますから、一里四方ぐらいいかない国で、人口が約六千七百人。大統領が日本にやってきたわけですね。この国を訪問するときに一体どういふふうなやり方をするのであろうか。人口が六千七百人しかおらぬでも、やはり大使を置き、書記官を置いて、燐鉱石等のなにをやるというのを目標とするかどうか。

○農政政府委員 私が生が申しましたのは、まさに先生がいま提起されたような問題点があるわけであらう。現在オーストラリアにおりますわがほうの大使が兼轄してやっておりますが、ほかにも兼轄のところがあつてございますので、そういうような場合には、あるいは兼轄のほうが實際的ではないかというふうに考えております。

○受田委員 兼轄といへども、そこを旅行する人にとつては、在外公館の人が一人もおらぬような国に行くのは、これはまた一般住民の漂流して行つたような人たちが困る。だから常駐の者が一人おらなければいけません。大使がいなくても書記官が、領事が一人おる、どこの国も一人だけ置くといい、それをなせやっておらぬのですか。全然おらぬ国があるのです。専任を必ず置くというにしておいたらい。大使でなくとも書記官は専任がおるというふうにしたらい。

○農政政府委員 いま先生が御提起なされましたような方法で解決するべく、われわれは事務的に検討を開始しております。

○受田委員 事務的に検討を開始して早く実現するように、強力な要請をいたしておきます。

最後に移住問題で一言だけ答弁を要求して質問を終わりたいのですが、私は、移住局がだんだん下がつてきて、中南米・移住局、そして今度は領事移住部という形になつて、だんだん押し込められて、日本の移住政策はまさに退廃の一路をたどつておるという、こういう状態の中で、海外で苦勞されておる日系人たちに希望を持たせるというところが非常にむづかしくなつてきた。ここに領事移住部長が来ておられますが、領事移住部長として移住政策にもっと積極的に取り組んでいくべきだ。

移住者に対する融資の問題、こういう問題でもひとつ思い切つて予算のワケを広げる。また奥地移住者に対しては、地域開発の幹線道路の舗装などを考えてやる。同時に移住者の子弟を日本へ呼ぶ。その人数をうんとふやして、日本で教育してまた移住地に返す。移住地と日本と密接な連絡をとる。これらの国に日本語を教える学校をどんどん増設する。こういう思い切つた措置をとつて、母国語を忘れるような移住者の日系人であつては、私はたいへん残念なんです。そういう点で移住政策に思い切つた措置をとる。

いま、私が一、二具体的な例をあげたんですが、そういう問題などにもっと予算を思い切つてとつて、この移住政策に思い切つて力を入れる必要があると思つております。領事移住部長から一言答弁をもらつて、大臣、海外移住事業団に対しての予算の割り当てなども非常に少ない。こういう海外移住者の子弟は母国に非常に思いを寄せておる。その思いを寄せている移住者の子弟をしっかりと守つていく。南米などでは、大統領の候補者をわれわれが予想するような状態になつておるときに、ひとつ勇敢な移住地の母国への要望を果たす努力をしてもらいたいのです。時間を短く九時に終わるよう、お二人で御答弁を願います。

○穂崎説明員 ただいま移住問題につきまして御指摘がございましたが、確かに移住というものが昔と性格が変わりましたが、昔は日本の過剰人口のはけ口というふうな考えられたわけであつた。けれども、ここ十年ばかり移住者は、御承知のように昔と比べると確かに減つております。ただ、新しい傾向といつたしましては、昔のように家族持ちが行くといふのは減りまして、独身の人が行く、しかも相当部分の人は技術者の人が行く、こういうことで移住は依然として続くもの、われわれはそのように考えております。しかも移住といふものは昔と違ひまして、やはり日本という国に物足りないといふと申しますか、自分でもっと自分の力を発揮してやつてみたい、そういう非常にエネルギーにあふれた若い方々が行く、こういうことで、われわれは新しい移住の道を見出しているわけであつて、それよりも、従来移住者として海外に行つておられた方々、この人たちは現地で非常に苦勞しておられますので、われわれとしては、この人たちの援護といふものはどうしてもやつていかなければいけません。年々そういう金もふやさないでいけばいけません。このように考えておる次第でございまして、

そこでさつき御質問のございました融資の問題でございまして、融資の金額は毎年ふえております。例をあげて申しますと、昭和四十四年から現在までの五年間に五〇％ふえております。それから教育の問題でございまして、日本人は御承知のように非常に教育熱心でございまして、われわれは移住事業団から、そういう現地で教育が必要ないところにつきましては、現地の法律のワケ内でございまして、けれども、学校をつくりまして、校舎をわれわれが建て、現地の先生にはいろいろな手当を差し上げ、あるいはバスをやるとか、そういうことで移住者に対する教育も非常に力を入れております。それからなお日本語の教育でございまして、最近非常に日本語を勉強したいという希望がございまして、現在、ドミニカとパラグアイ、それからボリビアには日本から事業団が先生を派遣しまして、これは巡回して日本語を勉強してしております。なお日本語の勉強につきましては、どのようにしたらいいか、目下検討いたしております。それから、さつき道路とかいろいろ問題をおつしやいましたが、それはおそろく移住地をもっとよくする、環境を整備するといふ問題と思つて、これは御承知のように、いまの学校のほかに、たとえば、水道を引くとか、電気を引くとか、道路をつくるとか、そういうようなことをやつております。もちろん、各移住地がございまして、全部一ぺんには思うようにまいりませんけれども、逐次大事なことからやつておるようなことでございまして、

移住者に対する援護といふものにつきまして、は、今後ともわれわれとしては、力を尽くしたい、それから若い方の移住者につきましても、これが出ていけるような体制をつくりたい、かように考えて努力いたしております。

○受田委員 一言大臣から……。

○大平国務大臣 移住政策につきまして激励をいただいております。移住者がその国のよき市民になるように、そしてまた母国日本に対して愛着のない思い出を持っていただくように、十分気をつけて配慮してまいりたいと思つております。

○受田委員 皆さん御苦勞さまでした。

○三原委員長 次回は、明十三日金曜日、午前十時より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後九時一分散会